## 令和2年度

固定資産概要調書

厚 木 市

土地に関する概要調書

## 令和2年度 土地に関する概要調書報告書

都道府県	名	神奈川県
市町村	名	厚木市

地方公共団体コード	11	4	2	1	2	3 <sup>6</sup>
表番号・行番号		70	0	0	0	011
市町村判別コード特特	定市	j· 以外	<b>.</b> の市	• • 町村	· 1	12
団体区分コ	_	1,	13			2 <sup>16</sup>

(注) 「特定市」の区分については「ガイ ダンス表<<データ入力>>1-3」に留意する こと。

(注) 自動的に付与される。

地 1	地方公共団体コード										
1	4	2	1	2	3	0	1				

## 令和2年度土地に関する概要調書報告書 第1表 納税義務者数に関する調

都 道 府 県 名 神奈川県 市 町 村 名 厚木市

		(1)	(2)	(3)
区分 個人 法人の別	行 番 号 9	総数 (人)	法定免税点未満 のもの(人) 19(イ)-(ハ) (ロ)	法定免税点以上 のもの(人) 26 (ハ) 32
個人	0 1 0	54, 724	3, 278	51, 446
法 人	0 2 0	2, 391	276	2, 115
計	0 3 0	57, 115	3, 554	53, 561

<u></u> 担	方グ	、共団	]体:	ュー	ド	表番 7	·号 8
1	4	2	1	2	3	0	2

#### 第2表 総 括 表

都 道 府 県 名 神奈川県 市 町 村 名 厚木市

	<b>→</b>				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
	✓ 区 分					地	積		決	定 価	格	課	说 標	準 額
地		行	番	号	非課税地積	評価総地積	法定免税点未満 のもの(ロ)-(ニ)	法定免税点以上のもの	総額	法定免税点未満 のもの(ホ)-(ト)		総 額	法定免税点未満 のもの(チ)-(ヌ)	
	Г	9			12 (m²)(√)	27 (m²)(口)	42 (m²)(/\)	57 (m²)(二)	72 (千円)(ホ)	87 (千円)(へ)	102(千円)(ト)	117 (千円)(チ)	132 (千円)(リ	147(千円)(刄)61
	一 般 田		1	<del>.                                     </del>	55, 243	4, 661, 206	319, 918	4, 341, 288	465, 649	31, 769	433, 880	465, 649	31, 769	433, 880
田	勧告遊休田	0	2	0			0			0			0	
	介 在 田 · 市 街 化 区 域 田	0	3	0	0	167, 565	0	167, 565	4, 464, 359	0	4, 464, 359	1, 488, 120	0	1, 488, 120
	一 般 畑	0	4	0	95, 228	7, 176, 210	773, 359	6, 402, 851	452, 636	48, 268	404, 368	452, 577	48, 268	404, 309
畑	勧告遊休畑	0	5	0			0			0			0	
	介 在 畑 · 市 街 化 区 域 畑	0	6	0	114, 300	740, 723	35	740, 688	34, 148, 325	1,020	34, 147, 305	11, 322, 270	340	11, 321, 930
}	小 規 模 住 宅 用 地	0	7	0		10, 867, 901	4, 225	10, 863, 676	689, 482, 189	172, 485	689, 309, 704	114, 907, 268	28, 747	114, 878, 521
宅	一般住宅用地	0	8	0		3, 322, 407	1,054	3, 321, 353	153, 070, 174	29, 221	153, 040, 953	51, 014, 211	9, 731	51, 004, 480
地	住 宅 用 地 以 外 の 宅 地	0	9	0		7, 580, 461	19	7, 580, 442	425, 855, 004	1, 304	425, 853, 700	275, 972, 750	860	275, 971, 890
	計	1	0	0	2, 510, 453	21, 770, 769	5, 298	21, 765, 471	1, 268, 407, 367	203, 010	1, 268, 204, 357	441, 894, 229	39, 338	441, 854, 891
	塩 田	1	1	0										
	鉱 泉 地	1	2	0		20	0	20	487	0	487	487	0	487
	池 沼	1	3	0			0			0			0	
Щ	一般山林	1	4	0	2, 433, 347	14, 247, 737	1, 406, 671	12, 841, 066	415, 977	44, 918	371, 059	415, 977	44, 918	371, 059
林	介 在 山 林	1	5	0	593	14, 983	23	14, 960	162, 872	187	162, 685	113, 068	130	112, 938
	牧 場	1	6	0		25, 658	0	25, 658	11, 931	0	11, 931	11, 931	0	11, 931
	原 野	1	7	0	740	319, 971	10, 464	309, 507	5, 223	239	4, 984	5, 223	239	4, 984
	ゴルフ場用地	1	8	0	27, 982	3, 677, 443	0	3, 677, 443	11, 214, 115	0	11, 214, 115	7, 848, 984	0	7, 848, 984
+1/-	遊園地等の用地	1	9	0	686, 902		0			0			0	
雑	単 体 利 用	2	0	0		35, 762	0	35, 762	856, 587	0	856, 587	556, 682	0	556, 682
	鉄 小規模住宅用地	2	1	0			0			0			0	
種	道 合 一般住宅用地	2	2	0			0			0			0	
	用 利 住宅用地以外	2	3	0		23, 355	0	23, 355	4, 144, 326	0	4, 144, 326	2, 738, 547	0	2, 738, 547
地	計	2	4	0		23, 355	0	23, 355	4, 144, 326	0	4, 144, 326	2, 738, 547	0	2, 738, 547
70	その他の雑種地	2	5	0	1, 126, 979	4, 774, 425	101, 351	4, 673, 074	150, 787, 641	99, 316	150, 688, 325	101, 771, 987	69, 626	101, 702, 361
	計	2	6	0	1, 841, 863	8, 510, 985	101, 351	8, 409, 634	167, 002, 669	99, 316	166, 903, 353	112, 916, 200	69, 626	112, 846, 574
	その他	2	7	0	29, 152, 406									
	合 計	2	8	0	36, 204, 173	57, 635, 827	2, 617, 119	55, 018, 708	1, 475, 537, 495	428, 727	1, 475, 108, 768	569, 085, 731	234, 628	568, 851, 103

1 地	方グ	ド	表番号				
1	4	2	1	2	3	0	2

## 第2表 総 括 表 (つづき)

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

_	<b></b>		(11)	(12)	(13)	(14)		(15)
	✓ 区分			筆	数		単 位 当 7	たり価格
		行番号	非課税地筆数	評 価 総 筆 数	法定免税点未満 のもの(ヲ)-(カ)	法定免税点	平均価格	最 高 価 格
地	I N	9	12 (筆)(ル)			57 (筆)(力)	(口) (円/m²)(ヨ)	72 (円/㎡)(タ) 80
	一 般 田	0 1 1	78	7, 376	548	6, 828	100	113
田	勧告遊休田	0 2 1			0		0	
	介 在 田 · 市 街 化 区 域 田	0 3 1	0	358	0	358	26, 643	77, 860
	一 般 畑	0 4 1	218	13, 735	1,720	12, 015	63	81
畑		0 5 1			0		0	
	介 在 畑 · 市 街 化 区 域 畑	0 6 1	147	2, 326	3	2, 323	46, 101	152, 400
	小 規 模 住 宅 用 地	0 7 1		70, 688	346	70, 342	63, 442	479, 598
宅	一般住宅用地	0 8 1		25, 709	144	25, 565	46, 072	327, 977
地	住 宅 用 地 以 外 の 宅 地	0 9 1		10, 388	9	10, 379	56, 178	695, 251
	計	1 0 1	2, 599	106, 785	499	106, 286	58, 262	695, 251
	塩 田	1 1 1						
	鉱 泉 地	1 2 1		6	0	6	24, 350	34, 255
	池 沼	1 3 1			0		0	
Щ	一般山林	1 4 1	1, 270	9, 648	1, 747	7, 901	29	44
林	介 在 山 林	1 5 1	3	58	2	56	10,870	30, 108
	牧場	1 6 1		32	0	32	465	465
	原 野	1 7 1	8	137	16	121	16	25
	ゴルフ場用地	1 8 1	140	2, 573	0	2, 573	3, 049	19, 100
h.66-	遊園地等の用地	1 9 1	619		0		0	
雑	単 体 利 用	2 0 1		62	0	62	23, 952	63, 333
	鉄 小規模住宅用地	2 1 1			0		0	
種	m u	2 2 1			0		0	
	用 利 住宅用地以外	2 3 1		32	0	32	177, 449	345, 858
地	計	2 4 1		32	0	32	177, 449	345, 858
	その他の雑種地	2 5 1	2, 612	14, 808	1, 299	13, 509	31, 582	386, 456
	計	2 6 1	3, 371	17, 475	1, 299	16, 176	19, 622	386, 456
	その他	2 7 1	79, 796					
	合 計	2 8 1	87, 490	157, 936	5, 834	152, 102	25, 601	

地	方グ	表番号 7 9					
1	4	2	1	2	3	0	3

#### 第3表 納税義務者区分による土地に関する調 (法定免税点以上のもの)

				<u> </u>					[1)		(2)		(3)		(4)		(5)		((	6)
	\		区	分				納	税義	務者	数 数		地	積	ŧ	ì	决 定	1	<u> </u>	格
地	E	_ =			行	番	号	個	人	法	人	1	個 人	法	人	個	人		法	人
地	-	=			9			12	(人)(イ)	22	(人)(口)	32	(m²)(/\)	44	(m²)(≔)	56	(千円)(対	<b>5)</b> 68	(千円	])( <u>~</u> ) 79
	-	-	般	田	0	1	0		2,001		5		4, 329, 102		12, 186		432, 75	2		1, 128
田	勧	,		休 田	0	2	0													
	介市		在 化 区		0	3	0		117		4		161, 292		6, 273		4, 200, 05	7		264, 302
	_	-	般	畑	0	4	0		3, 320		25		6, 363, 513		39, 338		402, 08	0		2, 288
畑	勧			休 畑	0	5	0													
	介市		在 炬 化 区		0	6	0		1, 259		17		717, 720		22, 968		33, 541, 64	1		605, 664
	/ 住	小	規 宅用	模	0	7	0		48, 180		664		10, 391, 823		471, 853	65	56, 309, 54	6	33,	000, 158
宅	_			用 地	0	8	0		14, 888		162		3, 267, 704		53, 649	15	50, 643, 35	2	2,	397, 601
地	住以		宅の	1 地 宅 地	0	9	0		2, 665		1, 202		2, 204, 702		5, 375, 740	14	12, 532, 38	4	283,	321, 316
_			計		1	0	0		65, 733		2, 028		15, 864, 229		5, 901, 242	94	19, 485, 28	2	318,	719, 075
	塩	ī	þ	В	1	1	0													
	鉱		泉	地	1	2	0		4		1		13		7		30	2		185
	泄	<u>h</u>	ř	3	1	3	0													
山	_	. ;	般 山	」林	1	4	0		1, 589		122		7, 476, 775		5, 364, 291		227, 98	7		143, 072
林	介	-	在 山	」林	1	5	0		35		6		9, 735		5, 225		113, 47	2		49, 213
	牧	ţ	均	見	1	6	0		1				25, 658				11, 93	1		
	原	Ĩ	里	<b>F</b>	1	7	0		47		5		22, 687		286, 820		36	9		4, 615
	ゴ	ル	フ 場	用 地	1	8	0		45		7		683, 956	:	2, 993, 487		1, 381, 98	6	9,	832, 129
	遊り	園 上	也等の	の用地	1	9	0													
雑		単	体	利用	2	0	0				1				35, 762					856, 587
	鉄		小規模	住宅用地	2	1	0													
種	軌道	複合	一般信	主宅用地	2	2	0													
	用目	利用	住宅月	用地以外	2	3	0				1				23, 355				4,	144, 326
ᅫ		7 IJ		計	2	4	0		0		1		0		23, 355			0	4,	144, 326
地	その	カイ	也の雑	推種 地	2	5	0		5, 208		773		3, 223, 382		1, 449, 692	11	12, 989, 72	8	37,	698, 597
			計		2	6	0		5, 253		782		3, 907, 338		4, 502, 296	11	14, 371, 71	4	52,	531, 639
	合	ŗ	言	+	2	7	0		79, 359		2, 995		38, 878, 062	10	6, 140, 646	1, 10	2, 787, 58	7	372,	321, 181
	Ц	•	ц	'			. `		. 0, 000		2,000		55, 5, 5, 502	1	., 110, 010	1, 10	, , , , , , , ,	•	٠, ۵,	551, 151

## 第3表 納税義務者区分による土地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

_			<b></b>				(7)	(8)	(9)	(10)			(11)	(12)
	$\overline{}$		区 分				課税	票 準 額	筆	数	単位			価 格
		\	区 分	行	番	号	個 人	法人	個人	法人	平均	価 格	最高	価格
地		目		9			12 (千円)(ト)			46 (筆)(ヌ)	<sub>(法)</sub> 個 人 <sup>(ハ)</sup> (円/㎡)(ル)	<u>△</u> 法 人 <sup>(二)</sup> (円/㎡)(ヲ)	個 人 56 (円/㎡)(ワ)	法 人 67 (円/㎡)(カ) 77
		_	般 田	0	1	1	432, 752	1, 128	6, 806	22	100	93	113	107
田	匍	<b>告</b>	遊休田	0	2	1					0	0		
		介 街 (		0	3	1	1, 400, 019	88, 101	352	6	26, 040	42, 133	77, 860	48, 611
		_	般 畑	0	4	1	402, 021	2, 288	11, 937	78	63	58	81	72
畑			遊休畑	0	5	1					0	0		
			上区 域 畑	0	6	1	11, 120, 042	201, 888	2, 286	37	46, 734	26, 370	152, 400	61, 400
	1	小 主 宅	規 模 用 地	0	7	1	109, 378, 759	5, 499, 762	68, 851	1, 491	63, 156	69, 937	393, 200	479, 598
宅			主宅用地		8		50, 205, 280	799, 200	25, 250	315	46, 101	44, 691	327, 977	156, 000
地		主 宅 人外	用 地の 宅 地	0	9	1	94, 982, 976	180, 988, 914	6, 088	4, 291	64, 649	52, 704	695, 251	695, 251
			計		0		254, 567, 015	187, 287, 876	100, 189	6, 097	59, 851	54, 009	695, 251	695, 251
		塩	田	1	1	1								
	鉱	泉	良 地	1	2	1	302	185	4	2	23, 231	26, 429	23, 863	34, 255
		池	沼		3						0	0		
山	-	一般	出 林	1	4	1	227, 987	143, 072	6, 426	1, 475	30	27	44	41
林	2	介在	山林	1	5	1	78, 627	34, 311	45	11	11, 656	9, 419	30, 108	15, 004
		牧	場		6		11, 931		32		465	0	465	
		原	野	1	7	1	369	4, 615	98	23	16	16	25	24
	ゴ	ルフ	7 場 用 地	1	8	1	967, 389	6, 881, 595	195	2, 378	2, 021	3, 285	3, 100	19, 100
h.K-	遊	園 地	等の用地	1	9	1					0	0		
雑		単	体 利 用	2	0	1		556, 682		62	0	23, 952		63, 333
	鉄軌		、規模住宅用地	2	1	1					0	0		
種		<b>a</b>	一般住宅用地		2	:					0	0		
	地	利用	主宅用地以外	2	3	1		2, 738, 547		32	0	177, 449		345, 858
地			計		4		0	2, 738, 547	0	32	0	177, 449	0	345, 858
	そ	の他	の雑種地		5	<del>: -</del>	76, 408, 109	25, 294, 252	10, 599	2, 910	35, 053	26, 005	353, 468	386, 456
			計	2	6	1	77, 375, 498	35, 471, 076	10, 794	5, 382	29, 271	11, 668	353, 468	386, 456
		合	計	2	7	1	345, 616, 563	223, 234, 540	138, 969	13, 133	28, 365	23, 067		

地	地方公共団体コード								
1	4	2	1	2	3	0	4		

## 第4表 宅地に関する調 (法定免税点以上のもの)

		<b>→</b>	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	
	区		納税義	務 者 数	地	積	決 定	価 格	
地区	分 <b>`</b>	行番号	個人	法人	個人	法 人	個 人	法 人	最高価格地の所在
別		9	12 (人)	22 (人)	32 (m²)(≺)	44 (m²)(□)	56 (千円)(ハ)	68 (千円)(二) 79	
商繁華	善 街	0 1 0							
業 高度商業	έ地区 Ι	0 2 0							
高度商業 地 承 承 帝	纟地区Ⅱ	0 3 0	89	88	32, 753	57, 622	9, 986, 112	21, 425, 455	中町2丁目-889-1
普迪問	業地区	0 4 0	549				36, 590, 810		中町2丁目-610-3
区	+	0 5 0	638	313	337, 709	396, 070	46, 576, 922	56, 374, 881	
住併用住	宅地区	0 6 0	2, 480	358	1, 265, 331	361, 675	97, 676, 794	27, 514, 283	旭町1丁目-261
宅 高級住	宅地区	0 7 0							
地 普通住	宅地区	0 8 0	41,503	694	10, 804, 798	735, 852	699, 620, 531	44, 464, 918	旭町5丁目-1378-4
区	+	0 9 0	43, 983	1,052	12, 070, 129	1, 097, 527	797, 297, 325	71, 979, 201	
工大工場	易地 区	1 0 0	49	88	35, 692	2, 678, 771	1, 651, 573	115, 824, 477	酒井-1869-1
業中小工	場地区	1 1 0	643	317	573, 229	1, 305, 944	36, 596, 454	65, 826, 553	岡田3丁目-645-6
地 家内工	業地区	1 2 0							
区	+	1 3 0	692	405	608, 921	3, 984, 715	38, 248, 027	181, 651, 030	
村 集 団	地区	1 4 0	3, 595	73	1, 633, 712	141, 627	41, 554, 870	2, 904, 952	三田南3丁目-1115-5
落 村 落	地区	1:5:0	2, 319	94	1, 170, 222	274, 358	25, 606, 021	5, 777, 071	温水-172-1
区言	+	1 6 0	5, 914	167	2, 803, 934	415, 985	67, 160, 891	8, 682, 023	
観光地	也 区	1 7 0							
農業用施設の		1 8 0	91	. 4	43, 536	6, 945	202, 117	31, 940	戸田-1577-1
生産緑地地区	内の宅地	1 9 0							
合	計	2 0 0	51, 318	1, 941	15, 864, 229	5, 901, 242	949, 485, 282	318, 719, 075	
(注) 1	串卷日本	<u>п. а. ш Д.</u>	オス字地」欄に	14 国内次文部位	T 主 淮 笠 1 音 笠 9 笠	ヨンマ 井 シャ 串 小	・半山井))~ニ	正年 としゅう あ	

- (注) 1. 「農業用施設の用に供する宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づき農地+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。
  - 2. 「生産緑地地区内の宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づき農地等+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

地 1	地方公共団体コード								
1	4	2	1	2	3	0	4		

## 第4表 宅地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

_		<b></b>	(7)	(8)	(9)	(10)			(11)	(12)
	区		課税		筆	数	単 位	正 当 7		<b>断格</b>
地		行番号	個人	法人	個 人	法人	平均	価 格	最 高	価 格
	区	行番号	個 人	法人	個 人	伝 八	(二) 個 人	(二) 法 人	個 人	法 人
	別	9	12 (千円)	24 (千円)	36 (筆)	46 (筆)	<u>(人)</u> (円/m²)	(円/m²)	56 (円/m²)	67 (円/m²) 77
商	繁 華 街	0 1 1					0	0		
業	高度商業地区I	0 2 1					0	0		
地	高度商業地区Ⅱ	0 3 1	5, 907, 067	14, 353, 482	148	170	,	371, 828	695, 251	695, 251
	普通商業地区	0 4 1	17, 134, 220	21, 081, 077	1,026	529	119, 987	103, 264	332, 080	328, 320
区	計	0 : 5 : 1	23, 041, 287	35, 434, 559	1, 174	699	137, 920	142, 336	695, 251	695, 251
住	併用住宅地区	0 6 1	37, 397, 313	16, 105, 251	5, 871	906	77, 195	76, 075	189, 178	181, 827
宅	高級住宅地区	0 7 1					0	0		
地	普通住宅地区	0 8 1	152, 809, 675		74, 680	1, 964		60, 426	168, 890	166, 800
区	計	0 9 1	190, 206, 988	34, 631, 873	80, 551	2, 870		65, 583	189, 178	181, 827
工	大工場地区	1 0 1	924, 550	70, 527, 468	138	516		43, 238	58, 080	80, 480
業	中小工場地区	1 1 1	20, 622, 822	41, 142, 271	1, 522	1, 314	63, 843	50, 405	107, 290	106, 982
地	家内工業地区	1 2 1					0	0		
区	計	1 3 1	21, 547, 372	111, 669, 739	1,660	1,830		45, 587	107, 290	106, 982
村落	集団地区	1 4 1	11, 519, 617	1, 773, 681	9, 923	292	25, 436	20, 511	36, 000	35, 000
地	村落地区	1 5 1	8, 110, 269	3, 755, 666	6, 740	378		21, 057	36, 480	
区	計	1 6 1	19, 629, 886	5, 529, 347	16, 663	670	23, 952	20, 871	36, 480	35, 000
看	·	1 7 1					0	0		
	業用施設の用に供 け る 宅 地	1 8 1	141, 482	22, 358	139	28	4, 643	4, 599	4, 712	4, 679
生產	<b></b> 経緑地地区内の宅地	1 9 1					0	0		
	合 計	2 0 1	254, 567, 015	187, 287, 876	100, 187	6, 097	59, 851	54, 009	695, 251	695, 251

- (注) 1. 「農業用施設の用に供する宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づき農地+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。
  - 2. 「生産緑地地区内の宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づき農地等+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

地方公共団体コード 表番号 7 8									
1	4	2	1	2	3	0	5		

#### 第5表 宅地等の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

都道	前 府 県	名	神奈川県
市	町 村	名	厚木市

		<b></b>		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
		<u></u>	1」 省 万	(人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円) 69	(筆) 80
		負担水準1.0以上	0 : 1 : 0	47, 953	10, 345, 769	653, 849, 833	108, 974, 064	68, 491
	小	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0	103	20, 407	1, 255, 298	209, 216	139
		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0	82	14, 119	903, 052	148, 265	114
	規	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0	62	11, 363	292, 961	45, 973	105
		負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0	2	165	8, 402	1, 241	2
	模	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	0 ; 7 ; 0					
	住	負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
	宅	負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
	-	負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
	用	負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
	/13	負担水準0.45以上0.5未満	1:2:0					
	地	負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
宅	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
	個	負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
	$\overline{}$	負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
		負担水準0.05未満	2 1 0	40, 000	10 001 000	050 000 540	100 070 750	60.051
		計 (A-4D-1-)#5- 0.01 L	2 2 0	48, 202	10, 391, 823	656, 309, 546	109, 378, 759	68, 851
	als.	負担水準1.0以上	2 3 0	659	466, 046	32, 693, 990	5, 448, 998	1, 475
	小	負担水準0.95以上1.0未満 負担水準0.9以上0.95未満	2 4 0	3	4, 677	250, 401	41,733	<u></u>
	規	負担水準0.85以上0.95米満	2 5 0	ა ი	520	38, 977	6, 392	- D
	/9L	負担水準0.8以上0.85未満	2 6 0	۷	610	16, 790	2, 639	9
	模	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
	100	負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
地	住	負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
20		負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
	宅	負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
	用	負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
	Life	負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
	地	負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
	法	負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
	124	負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
	^ -	負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	4 3 0					
		計	4 4 0	668	471, 853	33, 000, 158	5, 499, 762	1, 491

1	Ħ	也:	方:	公	共[	寸	体	_	ı —	ド	表 <sup>2</sup>	番	号 8
	1	:	4	:	2	:	1	:	2	 3	0	:	5

#### 第5表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	分 行番号	納税義務者数	地 積	決 定 価 格	課税標準額	筆 数
			9	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円) 6	9 (筆)80
		負担水準1.0以上	4 : 5 : (	14, 831	3, 253, 701	149, 958, 182	49, 981, 247	25, 121
	_	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 6 (	13	2, 180	137, 892	45, 964	26
		負担水準0.9以上0.95未満	4 7 (		6,073	415, 406	136, 613	39
	般	負担水準0.85以上0.9未満	4 ! 8 ! (	29	5, 750	131, 872	41, 456	62
	,	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 (	)				
	住	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 (	)				
		負担水準0.7以上0.75未満	5 ; 1 ; (	)				
	宇	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 (	)				
		負担水準0.6以上0.65未満	5 : 3 : (					1
	用	負担水準0.55以上0.6未満	5 4 (					1
	/11	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 (					
	地	負担水準0.45以上0.5未満	5 ; 6 ; (					
	715	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 (					
		負担水準0.35以上0.4未満	5 8 (					
宅		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 (					
	個	負担水準0.25以上0.3未満	6 0 (					
	旧	負担水準0.2以上0.25未満	6 1 (					
		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 (					
	$\smile$	負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0					
		負担水準0.05未満	6 5 (					
		計 (7.10 L.Wf-1 o.D.L.L	6 6 6	,	3, 267, 704	150, 643, 352	50, 205, 280	25, 250
		負担水準1.0以上	6 7 1		53, 416	2, 374, 268	791, 423	314
	_	負担水準0.95以上1.0未満	6 8 6		233	23, 333	7,777	1
		負担水準0.9以上0.95未満						
	般	負担水準0.85以上0.9未満	7 . 0 . (					
		負担水準0.8以上0.85未満 負担水準0.75以上0.8未満						
	住	負担水準0.7以上0.75未満	7 2 0					
地		負担水準0.65以上0.7未満	7 4 (					
16	宅	負担水準0.6以上0.7未満	7 5 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	7 6 6					
	用	負担水準0.5以上0.55未満	7 7 7					
		負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0					
	地	負担水準0.4以上0.45未満	7 9 (					
		負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0					
	_	負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	8 2 (					
	法	負担水準0.2以上0.25未満	8 : 3 : 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	8 4 (					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	8 5 (					
		負担水準0.05以上0.1未満	8 6 6					
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	8 7 (					
	1	計	8 8 8		53, 649	2, 397, 601	799, 200	315

地	表者 7	香号 8					
1	4	2	1	2	3	0	6

# 第6表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		<b></b>		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
			9	12 (人)				(筆)8
	住	負担水準0.7超	0 1 0	678	492, 393	21, 966, 491	15, 376, 544	1, 33
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	0 2 0	1,677	1, 099, 532	76, 484, 020	52, 317, 948	3, 38
		負担水準0.6以上0.65未満	0 3 0	479	553, 485	39, 117, 519	24, 309, 872	1, 24
	用用	負担水準0.55以上0.6未満	0 4 0	68	59, 292	4, 964, 354	2, 978, 612	12
	地	負担水準0.5以上0.55未満	0 5 0					
	以	負担水準0.45以上0.5未満	0 6 0					
	外	負担水準0.4以上0.45未満	0 7 0					
	$\mathcal{O}$	負担水準0.35以上0.4未満	0 8 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	0 9 0					
	宅	負担水準0.25以上0.3未満	1 0 0					
宅	地	負担水準0.2以上0.25未満	1 1 0					
Ц	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満	1 2 0					
	個	負担水準0.1以上0.15未満	1 3 0					
	' <u>-</u>	負担水準0.05以上0.1未満	1 4 0					
	人	負担水準0.05未満	1 5 0					
		計	1 6 0	2, 902	2, 204, 702	142, 532, 384	94, 982, 976	6, 08
	住	負担水準0.7超	1 7 0	165	291, 109	13, 889, 385	9, 722, 569	49
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	1 8 0	723	1, 204, 592	87, 058, 674	59, 603, 010	2,06
		負担水準0.6以上0.65未満	1 9 0	355	3, 061, 615	140, 015, 467	86, 248, 661	1, 39
	用	負担水準0.55以上0.6未満	2 0 0	95	818, 424	42, 357, 790	25, 414, 674	34
	地	負担水準0.5以上0.55未満	2 1 0					
Life	以	負担水準0.45以上0.5未満	2 2 0					
地	外	負担水準0.4以上0.45未満	2 3 0					
	$\mathcal{O}$	負担水準0.35以上0.4未満	2 4 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	2 5 0					
	宅	負担水準0.25以上0.3未満	2 6 0					
	地	負担水準0.2以上0.25未満	2 7 0					
	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満	2 8 0					
	法	負担水準0.1以上0.15未満	2 9 0					
	· .	負担水準0.05以上0.1未満	3 0 0					
	人	負担水準0.05未満	3 1 0					
		計	3 2 0	1, 338	5, 375, 740	283, 321, 316	180, 988, 914	4, 29
	160行及	び320行のうち、勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地(再掲)	3 3 0					

地	地方公共団体コード									
1	4	2	1	2	3	0	6			

# 第6表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 厚木市

		<b></b>		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行 番 号	納税義務者数	地積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
		<u>D</u>	11 年 夕	12 (人)	24 ( m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆)80
	住	負担水準0.70	3 4 0	355	169, 047	8, 240, 461	5, 768, 323	516
宅		負担水準0.69以上0.70未満	3 5 0	823	461, 782	28, 869, 588	20, 132, 985	1, 562
地	用	負担水準0.68以上0.69未満	3 6 0	263	165, 862	13, 340, 215		466
70	_	負担水準0.67以上0.68未満	3 7 0	176	,	8, 426, 138	5, 683, 174	324
$\overline{}$		負担水準0.66以上0.67未満	3 8 0	129	82, 960	7, 270, 390	4, 837, 486	230
<i>t</i>		負担水準0.65以上0.66未満	3 9 0	157	114, 649	10, 337, 228	6, 764, 208	284
負		負担水準0.64以上0.65未満	4 0 0	135	114, 049	8, 873, 218		309
担		負担水準0.63以上0.64未満	4 1 0	54	39, 975	3, 113, 609		100
1=	地	負担水準0.62以上0.63未満	4 2 0	114	117, 965	7, 858, 848	4, 901, 605	240
水		負担水準0.61以上0.62未満	4 3 0	96	88, 744	6, 457, 245	3, 969, 241	179
Sat.		負担水準0.60超0.61未満	4 4 0	126	153, 849	9, 919, 928	5, 987, 805	346
準	人	負担水準0.60	4 5 0	42	38, 903	2, 894, 671	1, 736, 802	74
0	Ū	並	4 6 0	2, 470	1, 653, 017	115, 601, 539	76, 627, 820	4,630
U	1—	負担水準0.70	4 7 0	118	124, 944	5, 055, 236	3, 538, 665	230
•	宅	負担水準0.69以上0.70未満	4 8 0	358	508, 772	37, 539, 440		957
	用	負担水準0.68以上0.69未満	4 9 0	135	190, 407	13, 740, 597	9, 417, 568	304
6	. —	負担水準0.67以上0.68未満	5 0 0	104	93, 774	10, 910, 875	7, 361, 752	229
(	以	負担水準0.66以上0.67未満	5 1 0	75		14, 603, 246	9, 704, 938	230
ŕ	外	負担水準0.65以上0.66未満	5 2 0	56	75, 909	5, 209, 280	3, 405, 981	114
0		負担水準0.64以上0.65未満	5 : 3 : 0	62	295, 993	16, 202, 320		180
		負担水準0.63以上0.64未満	5 4 0	42	482, 974	23, 882, 790	15, 164, 556	72
•		負担水準0.62以上0.63未満	5 5 0	64		10, 326, 239	6, 450, 349	191
7		負担水準0.61以上0.62未満	5 6 0	65	703, 157	26, 862, 040		293
<b>'</b>		負担水準0.60超0.61未満	5 7 0	113	257, 734	12, 726, 488		260
$\overline{}$	人	負担水準0.60	5 8 0	44	1, 127, 351	50, 015, 590		399
		計 - 第6表300行け第6表020行の 第6表400行から450行け第6表0	5 9 0	1, 236	4, 266, 207	227, 074, 141	145, 851, 671	3, 459

第6表340行から第6表390行は第6表020行の、第6表400行から450行は第6表030行の、第6表470行から第6表520行は第6表180行の、第6表530行から第6表580行は第6表190行の内数として 記載すること(納税義務者数は一致しないことがある)。

地	方グ	、共区	団体:	コー	ド	表看 7	昏号 8
1	4	2	1	2	3	0	7

## 第7表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		<b></b>		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
		[ to [ to ] ] May = 47	9	12 (人)	24 ( m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
農	住	負担水準0.7超	0 1 0	0.1	40 500	000 117	1.41.400	100
業	宅	負担水準0.65以上0.7以下	0 2 0	91	43, 536	202, 117	141, 482	139
用	用	負担水準0.6以上0.65未満	0 3 0					
施	地	負担水準0.55以上0.6未満	0 4 0					
設		負担水準0.5以上0.55未満	0 5 0					
の	以	負担水準0.45以上0.5未満	0 6 0					
用	外	負担水準0.4以上0.45未満	0 7 0					
に	0)	負担水準0.35以上0.4未満	0 8 0					
供	宅	負担水準0.3以上0.35未満	0 9 0					
す	地	負担水準0.25以上0.3未満	1 0 0					
る	疋	負担水準0.2以上0.25未満	1 1 0					
宅	(	負担水準0.15以上0.2未満	1 2 0					
地	個	負担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1未満	1 3 0					
$\overline{}$	人	負担水準0.05以上0.1木油 負担水準0.05未満	1 4 0 1 5 0					
農	)	其担水平0.00木個 計	1 6 0	91	43, 536	202 117	141, 482	139
地		● 計 負担水準0.7超	1 7 0	91	43, 536	202, 117	141, 482	139
+	住	負担水準0.65以上0.7以下	1 8 0	1	6, 945	31, 940	22, 358	28
造	宅	負担水準0.6以上0.7以下	1 9 0	4	0, 940	31, 940	22, 356	20
成	用	負担水準0.55以上0.6未満	2 0 0					
費	地	負担水準0.5以上0.55未満	2 1 0					
と	以	負担水準0.45以上0.5未満	2 2 0					
l		負担水準0.4以上0.45未満	2 3 0					
て	外	負担水準0.35以上0.4未満	2 4 0					
評	0)	負担水準0.3以上0.35未満	2 5 0					
価	宅	負担水準0.25以上0.3未満	2 6 0					
さ	地	負担水準0.2以上0.25未満	2 7 0					
れ		負担水準0.15以上0.2未満	2 8 0					
る	) <del>+</del>	負担水準0.1以上0.15未満	2 9 0					
\$	法	負担水準0.05以上0.1未満	3 0 0					
0	人	負担水準0.05未満	3 1 0					
$\smile$	)	計	3 2 0	4	6, 945	31, 940	22, 358	28
			_	<u> </u>			22,000	20

この表における個人・法人別の各区分の合計数字は、第6表における該当行列内の数字を超えないことに留意すること(納税義務者数は除く)。 (例) 第6表010行2列 ≧ 第7表010行2列 + 第7表330行2列

地1	地方公共団体コード				表者 7	§号 8	
1	4	2	1	2	3	0	7

## 第7表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		<b></b>		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
<u> </u>			9	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
生		負担水準0.7超	3 3 0					
産	宅	負担水準0.65以上0.7以下	3 4 0					
緑	-	負担水準0.6以上0.65未満	3 5 0					
地		負担水準0.55以上0.6未満	3 6 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	3 7 0					
地		負担水準0.45以上0.5未満	3 8 0					
区	外	負担水準0.4以上0.45未満	3 9 0					
内	Ø	負担水準0.35以上0.4未満	4 0 0					
0)		負担水準0.3以上0.35未満	4 1 0					
宅	宅	負担水準0.25以上0.3未満	4 2 0					
地	地	負担水準0.2以上0.25未満	4 3 0					
	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満	4 4 0					
	個	負担水準0.1以上0.15未満	4 5 0					
農		負担水準0.05以上0.1未満	4 6 0					
地	人	負担水準0.05未満	4 7 0					
+		計	4 8 0	0	0	0	0	0
造		負担水準0.7超	4 9 0					
成	宅	負担水準0.65以上0.7以下	5 0 0					
費	-	負担水準0.6以上0.65未満	5 1 0					
ک		負担水準0.55以上0.6未満	5 2 0					
ì		負担水準0.5以上0.55未満	5 : 3 : 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	5 4 0					
て	外	負担水準0.4以上0.45未満	5 : 5 : 0					
評	Ø	負担水準0.35以上0.4未満	5 6 0					
価		負担水準0.3以上0.35未満	5 7 0					
さ	宅	負担水準0.25以上0.3未満	5 8 0					
れ	地	負担水準0.2以上0.25未満	5 9 0					
る	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満	6 0 0					
<b>t</b>	法	負担水準0.1以上0.15未満	6 1 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	6 2 0					
<i>O</i>	人	負担水準0.05未満	6 3 0					
		計	6 4 0	0	0	0	0	0

この表における個人・法人別の各区分の合計数字は、第6表における該当行列内の数字を超えないことに留意すること(納税義務者数は除く)。 (例) 第6表010行2列 ≧ 第7表010行2列 + 第7表330行2列

地1	方グ	类区	]体:	コー	F	表者 7	§号 8
1	4	2	1	2	3	0	8

# 第8表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

	<b></b>		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区 分	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		9 11 E 2	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	0 1 0	63, 605	14, 118, 932	838, 876, 273	165, 195, 732	95, 401
宅	引き下げ(負担水準0.7超) による課税がなされたもの	0 2 0	843	783, 502	35, 855, 876	25, 099, 113	1,826
地	税負担据置のもの	0 3 0	3, 234	5, 919, 224			8, 089
	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	0 4 0	485	943, 813	50, 796, 528	29, 080, 555	970
計	負担水準0.2未満	0 5 0	0	V	0	0	0
	計	0 6 0	68, 167	21, 765, 471	1, 268, 204, 357	441, 854, 891	106, 286
	負担水準1.0以上	0 7 0	1, 710	12, 841, 066	371, 059	371, 059	7, 899
	負担水準0.95以上1.0未満	0 8 0					
	負担水準0.9以上0.95未満	0 9 0					
	負担水準0.85以上0.9未満	1 0 0					
	負担水準0.8以上0.85未満	1 1 0					
	負担水準0.75以上0.8未満	1 2 0					
	負担水準0.7以上0.75未満	1 3 0					
	負担水準0.65以上0.7未満	1 4 0					
般	負担水準0.6以上0.65未満	1 5 0					
	負担水準0.55以上0.6未満	1 6 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	1 7 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	1 8 0					
	負担水準0.4以上0.45未満	1 9 0					
Щ	負担水準0.35以上0.4未満	2 0 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	2 1 0					
	負担水準0.25以上0.3未満	2 2 0					
	負担水準0.2以上0.25未満	2 3 0					
林	負担水準0.15以上0.2未満	2 4 0					
''	負担水準0.1以上0.15未満	2 5 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	2 6 0					
	負担水準0.05未満	2 7 0	2				2
	計	2 8 0	1,712	12, 841, 066	371, 059	371, 059	7, 901

| 地方公共団体コード 表番号 | 表番号 | 7 | 8 | 8 | 8 | 9 | 1 | 4 | 2 | 1 | 2 | 3 | 0 | 9 |

#### 第9表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		<b></b>		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
			11 田 万	12 (人)			54 (千円) 6	39 (筆)
		負担水準1.0以上	0 1 0					•
	小	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
複	規	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
7发	Little	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
	模	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
	/-	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
	住	負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
合	宅	負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
	L	負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
	用	負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
	, . <b>.</b>	負担水準0. 45以上0. 5未満	1 2 0					
利	地	負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
	$\widehat{}$	負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
ш	個	負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.2未満	1 7 0 1 8 0				<b>-</b>	
用		負担水準0.15以上0.2未滴 負担水準0.1以上0.15未満	1 8 0					
	人	負担水準0.05以上0.15未満	2 0 0					
	$\overline{}$	負担水準0.05未満 負担水準0.05未満	2 1 0					
		₹型水平0.03水闸 計	2 2 0	0	0		0	
鉄		負担水準1.0以上	2 3 0	0	0	,	U U	
	小	<u> </u>	2 4 0					
	•	負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
	規	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
軌		負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
	模	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
	住	負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
道	宅	負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
旭	-12	負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
	用	負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
	/11	負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
	抽	負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
用		負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
	法	負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0				1	
地		負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0				1	
	人	負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0				1	
	$\overline{}$	負担水準0.05以上0.1未満 6.4514.200.05式2世	4 2 0			-	<b> </b>	
		負担水準0.05未満	4 3 0					
		計	4 4 0	0	0	0	0	

地.1	方な	表番号					
1	4	2	1	2	3	0	9

#### 第9表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		<b></b>		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
L			9	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円) 6	9 (筆)80
		負担水準1.0以上	4 5 0					
	_	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0					
複	般	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0					
12		負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0					
	住	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0					
	宅	負担水準0.65以上0.7未満 負担水準0.6以上0.65未満	5 2 0					
合		負担水準0.55以上0.65未満	5 3 0					
	用	負担水準0.50以上0.55未満	5 4 0					
		負担水準0.45以上0.55未満	5 5 0 5 6 0					
	地	負担水準0.43以上0.3未満 負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0					
利		負担水準0.35以上0.4未満						
	_		5 8 0					
		負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満	5 9 0 6 0 0					
	個	負担水準0.2以上0.25未満						
用		負担水準0. 2以上0. 25木満 負担水準0. 15以上0. 2未満	6 1 0 6 2 0					
	Д	負担水準0.13以上0.2未満 負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0					
	/ (	負担水準0.05以上0.1未満						
	)	負担水準0.05以上0.1米個 負担水準0.05未満	6 4 0					
		負担小平0.00未個 計	6 6 0	0	0	0	0	
鉄		負担水準1.0以上	6 7 0	0	0	0	U	0
		負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0					
	_	負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0					
	án.	負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0					
重九.	般	負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0					
1/4		負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0					
	住	負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0					
		負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0					
	宅	負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0					
道		負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0					
	用	負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0					
		負担水準0. 45以上0. 5未満	7 8 0					
	地	負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0					
用		負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0					
/19	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0					
		負担水準0. 25以上0. 3未満	8 2 0					
	法	負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0					
Left:		負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0					
地	人	負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0			1		
		負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0					
	)	負担水準0.05未満	8 7 0					
		計 計	8 8 0	0	0	0	0	0

地	方グ	、共区	団体:	コー	ド	表者 7	番号 8
1	4	2	1	2	3	1	0

## 第10表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		<b></b>		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
		区 分	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数	攵
		E ,	a 11 田 ハ	12 (人)		39 (千円)	54 (千円)	69 (4	筆) 80
	جيار	負担水準0.7超	0 1 0	1, 639	920, 922	25, 076, 672	17, 553, 669	2,	, 982
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	0 2 0	3, 174	2, 451, 833	66, 112, 280	45, 389, 595	6,	, 183
		負担水準0.6以上0.65未満	0 3 0	598	268, 186	20, 853, 093			883
		負担水準0.55以上0.6未満	0 4 0	81	35, 003	2, 430, 159	1, 458, 095		136
		負担水準0.5以上0.55未満	0 5 0						
	<del></del>	負担水準0.45以上0.5未満	0 6 0						
	r	負担水準0.4以上0.45未満	0 7 0						
そ		負担水準0.35以上0.4未満	0 8 0						
		負担水準0.3以上0.35未満	0 9 0						
		負担水準0.25以上0.3未満	1 0 0						
		負担水準0.2以上0.25未満	1 1 0						
		負担水準0.15以上0.2未満	1 2 0						
		負担水準0.1以上0.15未満	1 3 0						
	人	負担水準0.05以上0.1未満	1 4 0						
	$\smile$	負担水準0.05未満	1 5 0						
の		計	1 6 0	5, 492	3, 675, 944	114, 472, 204	77, 441, 143	10,	, 184
		負担水準0.7超	1 7 0	194	228, 546	5, 430, 167	3, 801, 117		563
		負担水準0.65以上0.7以下	1 8 0	520	3, 750, 550	33, 717, 336			, 183
		負担水準0.6以上0.65未満	1 9 0	142	362, 918	12, 766, 800	8, 054, 580		387
		負担水準0.55以上0.6未満	2 0 0	18	11, 084	660, 423	396, 254		28
		負担水準0.5以上0.55未満	2 1 0						
	_	負担水準0.45以上0.5未満	2 2 0						
	1	負担水準0.4以上0.45未満	2:3:0						
/ila		負担水準0.35以上0.4未満	2 4 0						
他		負担水準0.3以上0.35未満	2 5 0						
		負担水準0.25以上0.3未満	2 6 0						
		負担水準0.2以上0.25未満	2 7 0						
		負担水準0.15以上0.2未満	2 8 0						
		負担水準0.1以上0.15未満	2 9 0						
	人	負担水準0.05以上0.1未満	3 0 0						
	$\smile$	負担水準0.05未満	3 1 0						
		計	3 2 0	874	4, 353, 098	52, 574, 726	35, 499, 261	5,	, 161

地	方グ	、共 🛚	]]体:	コー	ド	表者 7	香号 8
1	4	2	1	2	3	1	0

## 第10表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		<b></b>		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		<u> </u>	9 11 11 万	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆)80
	宅	負担水準1.0以上	3 3 0	449	730, 737	36, 510	36, 510	1,046
		負担水準0.95以上1.0未満	3 4 0					
	地	負担水準0.9以上0.95未満	3 5 0					
		負担水準0.85以上0.9未満	3 6 0					
	比	負担水準0.8以上0.85未満	3 7 0					
そ	. –	負担水準0.75以上0.8未満	3 8 0					
	進	負担水準0.7以上0.75未満	3 9 0					
	l '	負担水準0.65以上0.7未満	4 0 0					
	+	負担水準0.6以上0.65未満	4 1 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	4 : 2 : 0					
$\mathcal{O}$	地	負担水準0.5以上0.55未満	4 3 0					
0)	坦	負担水準0.45以上0.5未満	4 4 0					
	171	負担水準0.4以上0.45未満	4 5 0					
	以	負担水準0.35以上0.4未満	4 6 0					
	ы	負担水準0.3以上0.35未満	4 7 0					
	外	負担水準0.25以上0.3未満	4 8 0					
他		負担水準0.2以上0.25未満	4 9 0					
	の	負担水準0.15以上0.2未満	5 0 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	5 1 0					
	土	負担水準0.05以上0.1未満	5 2 0					
		負担水準0.05未満	5 3 0					
	地	計	5 4 0	449	730, 737	36, 510	36, 510	1,046
		による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	5 : 5 : 0	65, 764	27, 690, 735	839, 283, 842	165, 603, 301	104, 346
		下げ(負担水準0.7超) による課税がなされたもの	5 6 0	2, 676	1, 932, 970	66, 362, 715	46, 453, 899	5, 371
"-		担据置のもの	5 7 0	7, 668	12, 752, 711	476, 125, 189	312, 210, 760	19, 725
計		以外で負担水準0.2未満を除いたもの	5 8 0	584	989, 900	53, 887, 110	30, 934, 904	1, 134
日日	負担	水準0.2未満	5 9 0	2	0	0	0	2
		計	6 0 0	76, 694	43, 366, 316	1, 435, 658, 856	555, 202, 864	130, 578

地 1	地方公共団体コード						
1	4	2	1	2	3	4	7

## 第47表 農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

都	道層	守 県	名	神奈川県
市	町	村	名	厚木市

		-			(1)	(	(2)	(3)	(4)	(	(5)
		区	分	行番号	納税義務者数 (人)	地	積 (m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課税標準額 54 (千円)	筆	数 (筆) <sub>80</sub>
		本則	負担水準1.0以上	0:1:0	12 VV	24	(111)	59 (1117)	04 (113/	03	(⇒/ 60
		負担調整率1,025	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0							
		貝担調金平1.025	負担水準0.9以上0.95未満	0:3:0							
_		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0							
		只是刚是平1.00	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0							
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0							
		八二四正   1.010	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0							
én.			負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0							
般			負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0							
			負担水準0.55以上0.6未満	1:0:0							
	田		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0							
			負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0							
市		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0							
			負担水準0.35以上0.4未満	1 ; 4 ; 0 1 ; 5 ; 0							
			負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0							
			負担水準0.2以上0.3未満	1:7:0							
街			負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0							
刊			負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0							
			負担水準0.05以上0.15米満	2 0 0							
			負担水準0.05未満	2 1 0 0							
			計	2 2 0	0		0	C	0		0
化		本則	負担水準1.0以上	2 3 0	· ·				· ·		
			負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0							
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0							
		######################################	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0							
区		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0							
		<b>△扫翻</b> 蔽汞1 075	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0							
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0							
			負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0							
域			負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0							
坝			負担水準0.55以上0.6未満	3 : 2 : 0							
	畑		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0							
	ДЩ		負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0							
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	3 ; 5 ; 0							
農		只是购走十1.10	負担水準0.35以上0.4未満	3 : 6 : 0							
			負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0							
			負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0							
			負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0							
地			負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0							
		1	負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0				ļ			
			負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0							
			負担水準0.05未満	4 : 3 : 0							
			計	4 4 0	0		0	0	0		0



## 第47表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙 県	名	神奈川県
市	町	村	名	厚木市

	<b></b>			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
	区	分	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆	数
	本則	【各担→火淮1 ON L	9 4 <b>5 0</b>	2 (人) 24	( m <sup>2</sup> )	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆) 80
		<ul><li>■負担水準1.0以上</li><li>■負担水準0.95以上1.0未満</li></ul>	4 6 0	0	0	0	0		- (
_	負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	0	0	0	0		(
	<del> </del>	負担水準0.85以上0.95未凋 負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0		(
般	負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0		
	# In and the day	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0		(
市	負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0		(
		負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0		
街		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0		
,		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0		
化	計	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0		
Ь	PI	負担水準0.45以上0.5未満	5 : 6 : 0	0	0	0	0		
<u>.</u>	負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	5 • 7 • 0	0	0	0	0		
$\overline{\mathbf{x}}$	A 12 M 至 一 1. 1 ♦	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0		
ь		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0		
域		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0		
		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0		
農		負担水準0.15以上0.2未満	6 : 2 : 0	0	0	0	0		
		負担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1未満	6 3 0	0	0	0	0		
地		負担水準0.05 大満	6 5 0	0	0	0	0		
	-	1 大 二 八 十 0 0 0 八 1 両	6 6 0	0	0	0	0		

地 1	方公	类区	]体:	コー	ド	表都 7	香号 8
1	4	2	1	2	3	4	8

## 第48表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙 県	名	神奈川県
市	町	村	名	厚木市

		<b>•</b>			(1)		(2)	(3)	(4)	(	(5)
		区	分	行 番 号	納税義務者数(人)	地	積 (m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課税標準額 (千円)	筆 69	数 (筆) <sub>80</sub>
		本則	負担水準1.0以上	0 1 0	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		` ′				
		負担調整率1,025	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0							
		兵追嗣走平1.020	負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0							
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0							
		天压闹正十1.00	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0							
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0							
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0							
_			負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0							
介			負担水準0.6以上0.65未満 負担水準0.55以上0.6未満	0 9 0							
			負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0							
	田		負担水準0.3以上0.35未摘 負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0							
			負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0							
		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.45米個 負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0							
			負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0							
			負担水準0.25以上0.35米禍 負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0							
			負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0							
在			負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0							
114			負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0							
			負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0							
			負担水準0.05未満	2 1 0							
			計·	2 2 0	0		0	0	0		0
		本則	負担水準1.0以上	2 3 0							
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0							
		<b>負担调登率Ⅰ. 023</b>	負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0							
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0							
農		貝担酬金平1.00	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0							
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	2 : 8 : 0							
		兵追嗣走平1.010	負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0							
			負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0							
			負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0							
			負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0							
	畑		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0							
	7.		負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0							
Lef.		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0							
地		) (1—1/1-1   1 = 1 = 1	負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0							
			負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0							
			負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0							
			負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0							
			負担水準0.15以上0.2未満 免担水準0.15以上0.15末港	4 0 0							
			負担水準0.1以上0.15未満 色担水準0.05以上0.15未満	4 1 0							
			負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05未満	4 2 0							
		<u> </u>		4 4 0	0			0	0		
	1		<b>計</b>	4 4 0	- 0		0	U	0		



## 第48表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	于県	名	神奈川県
市	町	村	名	厚木市

	<b>•</b>			(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
	X	分	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆	数
Т	本則	負担水準1.0以上	4 5 0	(人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆) 80
		負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0		0	0	0		(
	負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0		0	0	0		(
		負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0		0	0	0		
介	負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0		0	0	0		
		負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0		0	0	0		
	負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	5:1:0	0	0	0	0		(
		負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0		
在		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0		0	0	0		
仕		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0		0	0	0		
		負担水準0.5以上0.55未満	5 : 5 : 0		0	0	0		
計	+	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0		0	0	0		
		負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0		0	0	0		
農	負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0		
		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0		
		負担水準0.25以上0.3未満	6:0:0	0	0	0	0		
		負担水準0. 2以上0. 25未満	6 1 0		0	0	0		
ıt.		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0		0	0	0		
也		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0		0	0	0		
		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0		0	0	0		
		負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0		
		計·	6 6 0	0	0	0	0		

地1	方グ	类区	]体:	コー	k	表都 7	香号 8
1	4	2	1	2	3	4	9

## 第49表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	守 県	名	神奈川県
市	町	村	名	厚木市

		<b>•</b>			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	分	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
	1	本則	負担水準1.0以上	0 1 0	12 (人) 2 2,006	4 (m²) 4, 341, 288	39 (千円) 433,880	54 (千円) 433, 880	sg (筆) 80 6,828
			負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0	2,000	4, 541, 200	455, 000	455, 660	0,020
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
			負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
		to the secondary to	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
			負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
_			負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
			負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
			負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
	田		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
		A 和調畝或1 10	負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
			負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
			負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
			負担水準0.2以上0.25未満	1 : 7 : 0					
般			負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
			負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
			負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
			負担水準0.05未満	2 ; 1 ; 0					
			計	2 2 0	2,006	4, 341, 288	433, 880	433, 880	6, 828
		本則	負担水準1.0以上	2 3 0	3, 345	6, 402, 851	404, 368	404, 309	12, 014
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0					
		天15阿正十1.020	負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
農		天压闹正十1.00	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
		ノ()二()/11E   11 0 ( 0	負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
			負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
			負担水準0.6以上0.65未満	3 : 1 : 0					
			負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
	畑		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
			負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
地		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	3;5;0					
玴			負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
			負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
	I		負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満	3 8 0					
	I	1	負担水準0.2以上0.25木満 負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
	I	1	負担水準0.15以上0.2木満 負担水準0.1以上0.15未満	4 0 0					
	I		負担水準0.1以上0.15木個 負担水準0.05以上0.1未満	4 1 0					
	I		負担水準0.05以上0.1木個 負担水準0.05未満	4 2 0	1				1
	I		頁担水平0.00木個 計	4 4 0	3, 346	6, 402, 851	404, 368	404, 309	12, 015
	1	<u> </u>	ĒΙ	4 4 0	ა, ა40	0, 404, 651	404, 308	404, 309	12, 010



## 第49表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

		<b>—</b>			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
		区	分	行番号	納税義務者数(人)	地 積 (m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課税標準額 54 (千円)	筆 数	Ē) 80
		本則	負担水準1.0以上	4 5 0	5, 351	10, 744, 139	838, 248			
			負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	0	0	0	0	,	0
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	0	0	0	0		(
		A.和 細 載 ☆ 1 0 F	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0		(
_		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0		(
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0		(
		貝担調登平1.075	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0		(
			負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0		(
般			負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0		(
			負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0		
	計		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 5 0	0	0	0	0		
	РΙ		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0		
rtte.		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0		
農		只远侧走十1.10	負担水準0.35以上0.4未満	5 : 8 : 0	0	0	0	0		- (
			負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0		- (
			負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0		(
			負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	·		(
地			負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	· ·		(
			負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0		(
			負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0		(
			負担水準0.05未満	6 ; 5 ; 0	1	0	0	0		1
			計	6 6 0	5, 352	10, 744, 139	838, 248	838, 189	18, 8	343

地1	表都 7	≸号 8					
1	4	2	1	2	3	5	0

## 第50表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	于 県	名	神奈川県
市	町	村	名	厚木市

		<b>——</b>			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	分	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		本則	負担水準1.0以上	9 1 0 1 1 0	2 (人) 2 2,006	4 (m²) 4, 341, 288	39 (千円) 433,880	54 (千円) 433,880	69 (筆) 80 6, 828
			負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0	0	0	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0	0,020
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	0:3:0	0	0	·	0	· ·
		# [ p = 1m +/2 - 1a	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0	0	0			
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0	0	0	0	0	(
		// 10 = m = h = h = 1	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0	0	0	0	0	(
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0	0	0	0	0	(
			負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0	0	0	0	0	(
			負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0	0	0	0	0	(
			負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0	0	0	0	0	(
	田		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0	0	0	0	0	(
	Щ		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0	0	0	0	0	(
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0	0	0	0	0	(
		貝里剛走平1.10	負担水準0.35以上0.4未満	1 : 4 : 0	0	0	0	•	
合			負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0	0	0	۰	, O	,
			負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0	0	0	· ·	0	·
			負担水準0.2以上0.25未満	1 ; 7 ; 0	0	0	V	0	·
			負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0	0	0	· ·	0	(
			負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0	0	0	0	0	C
			負担水準0.05未満	2 ; 1 ; 0	0	0	0	0	0.006
			======================================	2 2 0	2,006	4, 341, 288	433, 880	,	6, 828
		<b>平</b> 則	負担水準1.0以上 負担水準0.95以上1.0未満	2 3 0	3, 345	6, 402, 851	404, 368	404, 309	12, 014
		本則 負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0木満 負担水準0.9以上0.95未満	2 4 0	0	0	۰	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	,
			負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.9未満	2 5 0	0	0	· ·	0	,
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満 負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0	0	0	V	·	· · ·
			負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0	0	0	· ·		
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0	0	0		· ·	`
計			負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0	0	0	·		
μΙ			負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0	0	0			
			負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0	0	0			
	Len		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0	0	0			
	畑		負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0	0	0	0	0	(
		// Jul = 10 = 10	負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0	0	0	0	0	(
		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0	0	0	0	0	
			負担水準0.3以上0.35未満	3 7 7 0	0	0	0	0	(
			負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0	0	0	0	0	(
			負担水準0.2以上0.25未満	3 : 9 : 0	0	0	0	0	
			負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0	0	0	0	0	(
			負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0	0	0	0	0	(
			負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0	0	0	0	0	(
			負担水準0.05未満	4 : 3 : 0	1	0	0	0	
			計	4 4 0	3, 346	6, 402, 851	404, 368	404, 309	12, 015



## 第50表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	5 県	名	神奈川県
市	町	村	名	厚木市

		<b>→</b>			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
		区	分	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆	数
<u> </u>	ı	+-Dil	[ <del>4                                   </del>	9	12 (人)			54 (千円)	69	(筆) 80
		本則	負担水準1.0以上	4 5 0	,	10, 744, 139	838, 248	838, 189		18, 842
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0		0	0	0		0
		y (,,,,,,,     - : : : : : :	負担水準0.9以上0.95未満	4 : 7 : 0		0	0	0		0
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0		0
		<b>只应闹正十1.00</b>	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0		0
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0		0
_		只追溯走平1.010	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 1 0	0	0	0	0		0
合			負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0		0
	⇒1		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0		0
	計		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0		0
		<b>在扣押款</b> 求1 10	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0		0
		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0		0
計			負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0		0
司			負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0		0	0	0		0
			負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.05未満	6 5 0		0	0	0		1
			計	6 6 0		10, 744, 139	838, 248	838, 189		18, 843

地	表者	昏号					
1	7	8					
1	4	2	1	2	3	1	3

		<b>——</b>			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		X	分	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
			2)]	1 第 ク	4	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
πř		本則による(価格の3分の1)課税	見がなされたもの	0 1 0	120	167, 107	4, 434, 675	1, 478, 225	357
平 28		負担水準0.95以上1.0未満		0 2 0	1	458	29, 684	9, 895	1
28		負担水準0.9以上0.95未満		0 3 0					
以		負担水準0.85以上0.9未満		0 4 0					
N/.		負担水準0.8以上0.85未満		0 ; 5 ; 0					
前		負担水準0.75以上0.8未満		0 6 0					
の		負担水準0.7以上0.75未満		0 7 0					
0)		負担水準0.65以上0.7未満		0 8 0					
課		負担水準0.6以上0.65未満		0 9 0					
		負担水準0.55以上0.6未満		1 0 0					
税	⊞	負担水準0.5以上0.55未満		1 : 1 : 0					
分	щ	負担水準0.45以上0.5未満		1 2 0					
20		負担水準0.4以上0.45未満		1 3 0					
カュ		負担水準0.35以上0.4未満		1 4 0					
		負担水準0.3以上0.35未満		1 5 0					
ら		負担水準0.25以上0.3未満		1 6 0					
拉广		負担水準0.2以上0.25未満		1 7 0					
新		負担水準0.15以上0.2未満		1 8 0					
た		負担水準0.1以上0.15未満		1 9 0					
, -		負担水準0.05以上0.1未満		2 0 0					
に		負担水準0.05未満		2 1 0	101	107 505	4 404 950	1 400 100	358
市		  本則による(価格の3分の1)課税		2 2 0 2 3 0	121 1, 267	167, 565 730, 579	4, 464, 359 33, 681, 970	1, 488, 120 11, 227, 323	2, 298
111		全別による(価格の3分の7)株 負担水準0.95以上1.0未満	光がなられいこもの	2 4 0	6	2, 606	137, 081	45, 694	2, 290
街		負担水準0.9以上0.95未満		2 5 0	2	992	70, 180	22, 919	9
		負担水準0.85以上0.9未満		2 6 0	4	332	10, 100	22, 313	
化		負担水準0.8以上0.85未満		2 7 0					
<u> </u>		負担水準0.75以上0.8未満		2 8 0					
区		負担水準0.7以上0.75未満		2 9 0					
域		負担水準0.65以上0.7未満		3 0 0					
		負担水準0.6以上0.65未満		3 1 0					
農		負担水準0.55以上0.6未満		3 2 0					
n.c.	Lon	負担水準0.5以上0.55未満		3 3 0					
地	畑	負担水準0.45以上0.5未満		3 4 0					
と		負担水準0.4以上0.45未満		3 5 0					
		負担水準0.35以上0.4未満		3 6 0					
な		負担水準0.3以上0.35未満		3 7 0					
		負担水準0.25以上0.3未満		3 8 0					
2		負担水準0.2以上0.25未満		3 9 0					
た		負担水準0.15以上0.2未満		4 0 0					
		負担水準0.1以上0.15未満		4 1 0					
/=		4. 4							
		負担水準0.05以上0.1未満		4 2 0	<u> </u>				
た も の		負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05未満		4 2 0 4 3 0					

地:	方グ	:共日	団体	コー	ド	表者 7	昏号 8
1	4	2	1	2	3	1	3

		<b></b>		(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
		区 分	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額		筆 数
		The state of the s	9	12 (人)				69	(筆) 80
平		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4 5 0	1, 387	897, 686				2, 655
28		負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	7	3, 064	166, 765	,		9
以前		負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	2	992	70, 180	22, 919		3
(F)		負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0		0
課		負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0		0
税		負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0		0
分か		負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0		0
6		負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0		0
新		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0		0
た		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0		0
に由	計	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0		0
市街	計	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0		0
化		負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0		0
区域		負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0		0
域農		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0		0
地		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0		0
とな		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0		0
なっ		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0		0
た		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0		0
₹		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0		0
の	た も の	負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0		0
		計	6 6 0	1, 396	901, 742	38, 353, 590	12, 784, 056		2, 667

地	方々	>共5	団体	コー	ド	表都 7	昏号 8
1	4	2	1	2	3	1	4

		<del></del>		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
		<u>△</u>	9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	12 (人)	24 (m²)			69 (筆) 80
ਜ		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	0 1 0					
平		負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0					
29		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
の		負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
課		負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
税		負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
分		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
カュ	田	負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
>		負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
6		負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
***		負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
新		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
た		負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
/ <u>~</u>		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
に		負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
<b>'</b> C		負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
市		負担水準0.05未満	2 1 0					
1114		計	2 2 0	0	0	C	0	(
街		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	2 3 0					
, ,		負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0					
化		負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
		負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
区		負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
		負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
域		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
		負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
農		負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
Lat.		負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
地	Lee	負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
,	畑	負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
と		負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
な		負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
14		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
つ		負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
-		負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
た		負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
,_		負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
₽		負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
		負担水準0.05未満	4 3 0					
の		計	4 4 0		0	C	0	(

地	方グ	、共 🛚	]体:	コー	k	表都 7	昏号 8
1	4	2	1	2	3	1	4

	区 分	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
	ム - A - A - A - A - A - A - A - A	(人)	(m²)	(手円)	(手円)	(筆)
平	本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	0	0	0	0	
29	負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	
か	負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	
果	負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	
脱	負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	
分か	負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	
b l	負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	
新	負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	
た	負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	
2	負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	
市 計	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	
對 [ "	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	
性	負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	
<b>区</b> 或	負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	
農	負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	
地	負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	
<u>ا</u>	負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	
な	負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	
9	負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	
た	負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	
ŧ	負担水準0.05未満	0	0	0	0	
カ	計	0	0	0	0	

1	ŧ	也:	方:	公	共[	1	体	IJ	ı —	.	Ÿ	表者 7	番号 8
	1	:	4	:	2	:	1	:	2	:	3	1	4

		<b></b>		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
		区 分	行 番 号	納税義務者数	地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数	
		区 ガ	1」 留 万	12 (人)	· ·				
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4 5 0		, ,	, , , , ,	, , , , ,		
平		負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0						
30		負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0						
		負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0						
の		負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0						
		負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0						
課		負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0						
134		負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0						
税		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0						
分		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0						
20		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0						
カュ	田	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0						
~		負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0						
6		負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0						
		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0						
新		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0						
		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0						
た		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0						
に		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0						
( _		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0						
市		負担水準0.05未満	6 5 0						
113		計	6 6 0	0	0	C	0		
街		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	6 7 0						
		負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0						
化		負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0						
		負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0						
区		負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0						
域		負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0						
坝		負担水準0.7以上0.75未満	7 : 3 : 0						
農		負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0						
/IX		負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0						
地		負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0						
	иm	負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0						
と	ДЩ	負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0						
		負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0						
な		負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0						
2		負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0						
		負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0						
た		負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0						
/_		負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0						
\$		負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0						
		負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0					-	
の		負担水準0.05未満	8 7 0						
		計 行及78670行「木則による/無枚の2分の1) 細税がなされたまの」	8 8 0		·	·	•		



都 道 府 県 名 神奈川県 市 町 村 名 厚木市

		区 分	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
		Σ ,	(人)	(m²)	(手円)	(手円)	(筆)
平		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	0	0	0	0	
30		負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	
$\mathcal{O}$		負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	
課		負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	
税		負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	
分 か		負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	
b b		負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	
新		負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	
た		負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	
に		負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	
市	計	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	
街	н	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	
化		負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	
区 域		負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	
農		負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	
地		負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	
ع		負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	
な		負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	
2		負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	
た		負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	
P		負担水準0.05未満	0	0	0	0	
の		計	0	0	0	0	

地	方グ	、共団	体=	ロード	表番号 7 8
1	4	2	1	2 3	1 5

都	道系	牙県	名	神奈川県
市	町	村	名	厚木市

		<b>——</b>		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
		E ,	0 11 ⊞ △	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	0 1 0					
令		負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0					
1		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
		負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
の		負担水準0.8以上0.85未満	0 ; 5 ; 0					
		負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
課		負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
44		負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
税		負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
分		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
),	ш	負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
カュ	Щ	負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
6		負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
l m		負担水準0.3以上0.35未満	1 : 5 : 0					
新		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
ـ ش		負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
た		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
に		負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
10		負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
市		負担水準0.05未満	2 1 0					
·		計	2 2 0	0	0	0	v	(
街		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	2 3 0	3	3, 676	131, 840	17, 579	8
		負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0					
化		負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
15.7°		負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
区		負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
域		負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
-3/4		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
農		負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
地		負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
	畑	負担水準0.5以上0.55未満	3 : 3 : 0					
と	ΛЩ	負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
2.		負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
な		負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
つ		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
た		負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
, -		負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
ŧ		負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
の		負担水準0.05未満	4 3 0					
		計	4 4 0	3				8
	010	0行及び230行「本則による(価格の3分の1)課税がなされた	オの」には 「毎	枚の9人の1~注ば出	第10冬の9の転減液	こって細形がわせれ	たものな合む。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

担 1	方々	>共5	掛	コー	ド	表都 7	≸号 8
1	4	2	1	2	3	1	5

	区    分	納税義務者数(人)	地 積 (m²)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	筆 数 (筆)
令	本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	3	3, 676			
1	負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	
の	負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	
課	負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	
税	負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	
分	負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	
か。	負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	
ら 新	負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	
た	負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	
12	負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	
市計	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	
街	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	
化	負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	
区	負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	
域	負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	
農地	負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	
ک	負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	
な	負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	
2	負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	
た	負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	
£	負担水準0.05未満	0	0	0	0	
の	計	3	3, 676	131, 840	17, 579	

地	方グ	、共団	]体:	<b>u</b> —	ド	表看 7	§号 8
1	4	2	1	2	3	1	5

都	道系	牙県	名	神奈川県
市	町	村	名	厚木市

大田			<del></del>		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
### (2			☆ 分	行 悉 号	納税義務者数	地 積	決 定 価 格	課税標準額	筆 数
会と				8 11 .⊞. △		24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
日本			本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4 5 0					
超和本準の 83以上0. 83末満 4 8 9 0 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	令		負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0					
母担木準の 5以上の 8以上の 8以上の 8以上の 8以上の 8以上の 8以上の 8以上の 8	2		負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0					
競技 (2015年) 1-0 8 未満 (2015年)			負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0					
親	の		負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0					
Rich (			負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0					
日本	課		負担水準0.7以上0.75未満						
無担人性の、65以上の、65本調	4H		負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0					
カ 日 負担水等の 5以上の 5未満 5 5 6 0 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	加		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0					
日 負担水準の、5以上の、55未満 5 0 0 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	分		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0					
会 負担水準の.4以上9.45未満	,	ш	負担水準0.5以上0.55未満						
新	カュ	щ	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0					
新				5 7 0					
新たた	ら		負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0					
た	l			5 9 0					
度している。	新		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0					
に	JL.		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0					
無理ない。	15			6 2 0					
情担水準の.05以上の.1未満	1		負担水準0.1以上0.15未満						
計 6 6 6 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	, _								
本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの 6 7 0 2 2,835 126,234 8,415 負担水準0,95以上1.0未満 6 8 0 9 0 9 0 9 0 9 0 9 0 9 0 9 0 9 0 0 9 0 0 9 0 0 9 0	市		負担水準0.05未満	6 5 0					
任化				6 : 6 : 0	0	0	·		(
化     (日本地の、9以上の、95未満	街					2,835	126, 234	8, 415	6
反       負担水準の、85以上の、85未満 負担水準の、75以上の、85未満 負担水準の、75以上の、75未満 負担水準の、75以上の、75未満 負担水準の、65以上の、7未満 負担水準の、65以上の、65未満 有担水準の、65以上の、65未満 有担水準の、55以上の、65未満 有担水準の、45以上の、55未満 有担水準の、45以上の、55未満 有担水準の、45以上の、5未満 有担水準の、35以上の、45未満 有担水準の、35以上の、4未満 有担水準の、35以上の、4未満 有担水準の、35以上の、4未満 有担水準の、35以上の、3未満 有担水準の、35以上の、3未満 有担水準の、35以上の、3未満 有担水準の、35以上の、3未満 有担水準の、35以上の、3未満 有担水準の、35以上の、3未満 有担水準の、35以上の、3未満 有担水準の、35以上の、3未満 有担水準の、15以上の、25未満 有担水準の、15以上の、25未満 有担水準の、15以上の、25未満 有担水準の、15以上の、25未満 有担水準の、15以上の、25未満 有担水準の、15以上の、25未満 有担水準の、15以上の、25未満 有担水準の、15以上の、25未満 有担水準の、15以上の、25未満 有担水準の、15以上の、25未満 有担水準の、15以上の、25未満 有担水準の、15以上の、25未満 有担水準の、15以上の、25未満 有担水準の、15以上の、5未満 有担水準の、15以上の、5未満 有担水準の、15以上の、15、未満 有担水準の、15以上の、15、未満 有担水準の、15以上の、15、未満 有担水準の、15以上の、15、未満 有担水 有担水率の、15以上の、15、未満 有担水率の、15以上の、1			2 11 11 2 - 11 11 1						
区域     負担水準0.8以上0.85未満     7 1 0 0       負担水準0.75以上0.8未満     7 2 0 0       負担水準0.75以上0.75未満     7 3 0       負担水準0.65以上0.75未満     7 5 0       負担水準0.65以上0.65未満     7 6 0       負担水準0.55以上0.6未満     7 7 0       負担水準0.45以上0.5未満     7 7 0       負担水準0.45以上0.5未満     7 8 0       負担水準0.45以上0.4未満     7 9 0       負担水準0.35以上0.4未満     8 0       負担水準0.35以上0.4未満     8 1 0       負担水準0.35以上0.35未満     8 1 0       負担水準0.25以上0.3未満     8 2 0       負担水準0.15以上0.15未満     8 4 0       負担水準0.1以上0.15未満     8 4 0       負担水準0.05以上0.1未満     8 5 0       負担水準0.05以上0.1未満     8 6 0       負担水準0.05以上0.1未満     8 6 0       負担水準0.05以上0.1未満     8 6 0       負担水準0.05以上0.1未満     8 6 0       負担水準0.05未満     8 6 0	化								
域 負担水準0.75以上0.75未満 有担水準0.65以上0.7未満 有担水準0.65以上0.7未満 有担水準0.65以上0.7未満 有担水準0.5以上0.55未満 有担水準0.5以上0.55未満 有担水準0.4以上0.55未満 有担水準0.4以上0.4未満 有担水準0.3以上0.35未満 有担水準0.3以上0.35未満 有担水準0.3以上0.35未満 有担水準0.3以上0.35未満 有担水準0.3以上0.35未満 有担水準0.3以上0.35未満 有担水準0.3以上0.35未満 有担水準0.3以上0.35未満 有担水準0.3以上0.35未満 有担水準0.3以上0.35未満 有担水準0.3以上0.55未満 有担水準0.3以上0.55未満 有担水準0.3以上0.55未満 有担水準0.3以上0.55未満 有担水準0.3以上0.55未満 有担水準0.3以上0.55未満 有担水準0.3以上0.55未満 有担水準0.3以上0.55未満 有担水準0.3以上0.55未満 有担水準0.3以上0.55未満 有担水準0.3以上0.55未満 有担水準0.3以上0.55未満 有担水準0.3以上0.55未満 有担水準0.3以上0.55未満 有担水準0.3以上0.55未満 有担水準0.3以上0.55未満 有担水準0.5以上0.55未満	EF.								
度 負担水準0.65以上0.75未満 負担水準0.65以上0.65未満 有担水準0.55以上0.6未満 行 5 0 負担水準0.55以上0.55未満 有担水準0.45以上0.55未満 有担水準0.4以上0.45未満 有担水準0.35以上0.4未満 有担水準0.35以上0.4未満 8 0 0 負担水準0.3以上0.35未満 8 1 0 負担水準0.25以上0.3未満 8 2 0 負担水準0.25以上0.25未満 自担水準0.25以上0.25未満 8 3 0 自担水準0.1以上0.15未満 8 8 2 0 6 担水準0.1以上0.25未満 8 8 2 0 自担水準0.1以上0.25未満 8 8 2 0 自担水準0.1以上0.25未満 8 8 3 0 自担水準0.05上流満 自担水準0.05上流満 自担水準0.05上流満 8 6 0	IX.								
農	뉎		負担水準0.75以上0.8未満						
世と 相 (	130								
世と 日本	農								
2									
と     知 負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.35以上0.45未満 負担水準0.35以上0.35未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.25以上0.25未満 負担水準0.15以上0.25未満 負担水準0.1以上0.15未満 自担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1未満 り 利水準0.05以上0.1未満 8 4 0 自担水準0.05以上0.1未満 り 負担水準0.05以上0.1未満 り り り り り り り り り り り り り り り り り り り	地		2 11 11 2 - 11 11 1						
2		łШ							
会担水準0.35以上0.4未満     8 0 0 0       負担水準0.3以上0.35未満     8 1 0 0       負担水準0.2以上0.35未満     8 2 0 0       負担水準0.2以上0.25未満     8 3 0       負担水準0.1以上0.25未満     8 4 0       負担水準0.1以上0.15未満     8 5 0       負担水準0.05以上0.1未満     8 6 0       の     負担水準0.05未満	/ ح	, ,							
つ     負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.25未満 負担水準0.15以上0.15未満 負担水準0.05以上0.15未満 負担水準0.05以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1未満 の     8 1 0 8 3 0 9       も 負担水準0.05以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05以上0.1未満 8 6 0 9     8 6 0 9	.2.								
負担水準0.25以上0.3未満     8 2 0       負担水準0.2以上0.25未満     8 3 0       負担水準0.15以上0.2未満     8 4 0       負担水準0.1以上0.15未満     8 5 0       負担水準0.05以上0.1未満     8 6 0       の 負担水準0.05未満     8 7 0	14					<u> </u>			
負担水準0.25以上0.3未満     8 2 0       負担水準0.2以上0.25未満     8 3 0       負担水準0.15以上0.2未満     8 4 0       負担水準0.1以上0.15未満     8 5 0       負担水準0.05以上0.1未満     8 6 0       の 負担水準0.05未満     8 7 0	2								
負担水準0.15以上0.2未満     8 4 0       負担水準0.1以上0.15未満     8 5 0       負担水準0.05以上0.1未満     8 6 0       の 負担水準0.05未満     8 7 0	-					ļ			
負担水準0.15以上0.2未満     8 4 0       負担水準0.1以上0.15未満     8 5 0       負担水準0.05以上0.1未満     8 6 0       の 負担水準0.05未満     8 7 0	た								
負担水準0.05以上0.1未満     8 6 0       の 負担水準0.05未満     8 7 0	-								
負担水準0.05以上0.1未満     8 6 0       の 負担水準0.05未満     8 7 0	ŧ					ļ			
計 8 8 8 0 2 2,835 126,234 8,415	の								
450行及び670行「本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの」には、「価格の3分の1×法附則第19条の3の軽減率」で課税がなされたものを含む。						,			6

450行及び670行「本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの」には、「価格の3分の1×法附則第19条の3の軽減率」で課税がなされたものを含む。

担 1	方グ	〉共団	]体:	<b>1</b> —	ド	表都 7	≨号 8
1	4	2	1	2	3	1	5

		区 分	納税義務者数	地積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	(人)	$(m^2)$	(千円)	(千円)	(筆)
令		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	2	2, 835	126, 234	8, 415	
2		負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	
0)		負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	
課		負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	
税		負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	
分		負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	
から		負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	
新		負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	
た		負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	
12		負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	
市	⊒+-	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	
街	пΙ	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	
化		負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	
区		負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	
域農		負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	
辰 地		負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	
ک		負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	
な		負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	
2		負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	
た		負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	
₽		負担水準0.05未満	0	0	0	0	
の		計	2	2,835	126, 234	8, 415	

地1	方々	公共区	団体	コー	ド	表者 7	香号 8
1	4	2	1	2	3	1	6

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

		<b>——</b>		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行 番 号	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
		, E	9 11 Æ Ø	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
		本則による(価格の3分の1)課税がなさ	れたもの 0・1・0	120	167, 107			357
		負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0	1	458			1
		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0	0	0			0
		負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0	0	0	0	0	0
合		負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0	0	0			0
		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0	0	0		-	0
		負担水準0.5以上0.55未満	1:1:0	0	0		-	0
	田	負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0	0	0		-	0
		負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0	0	0	·	ů	0
		負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0	0	0		-	0
		負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0	0	0	·	v	0
		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0	0	0			0
		負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0	0	0		-	0
		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0	0	0		-	(
		負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0	0	0	· ·	ů	
		負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0	0	0	V	V	
		負担水準0.05未満	2 1 0	0	0	·	0	
		計	2 2 0	121	167, 565	4, 464, 359	1, 488, 120	358
		本則による(価格の3分の1)課税がなさ		1, 272	737, 090	33, 940, 044		2, 312
		負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0	6	2, 606			2, 012
		負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0	2	992	70, 180		
		負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0	_	992	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		(
		負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0	0	0	·	ů	(
		負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0	0	0	·	· ·	(
		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0		0	·	· ·	(
		負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0	0	0	·	· ·	(
		負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0	0	0			(
		負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0	0	0	·	· ·	(
		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0	0	0		-	(
	畑	負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0	0	0	·	ů	
		負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0	0	0	v	· ·	(
		負担水準0.35以上0.45米満	3 6 0	0	0	v	V	(
		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0	0	0	·	v	(
		負担水準0.25以上0.35米個 負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0	0	0	·	· ·	(
		負担水準0. 2以上0. 3未満 負担水準0. 2以上0. 25未満	3 8 0	0	0	v	v	(
計		負担水準0. 2以上0. 25末個 負担水準0. 15以上0. 2未満	4 0 0	0	0		-	(
		負担水準0.1以上0.2未満 負担水準0.1以上0.15未満	4 0 0	0	0	·	ů	
		負担水準0.05以上0.15木満 負担水準0.05以上0.1未満	4 1 0	0	0	0		(
				V	0	0	Ů	(
		負担水準0.05未満 計	4 3 0	1, 280	740 699	· ·	ů	2, 323
		計	4 4 0	1, 280	740, 688	34, 147, 305	11, 321, 930	2, 323

地 1	方グ	共民	団体	コー	· ド	表都 7	s号 8
1	4	2	1	2	3	1	6

都	道系	守 県	名	神奈川県
市	町	村	名	厚木市

		<b></b>			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	分	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
				9			39 (千円)		69 (筆) 80
		本則による(価格の3分の		4 5 0	1, 392	904, 197	38, 374, 719		2, 669
		負担水準0.95以上1.0未清	<b>5</b>	4 6 0	7	3, 064	166, 765	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	9
		負担水準0.9以上0.95未清		4 7 0	2	992	70, 180	22, 919	3
_		負担水準0.85以上0.9未清	<b>茜</b>	4 8 0	0	0	0	0	0
合		負担水準0.8以上0.85未満	茜	4 9 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.75以上0.8未清	茜	5 0 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.7以上0.75未渝	苗	5 1 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.65以上0.7未清	<b>茜</b>	5 2 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.6以上0.65未満	茜	5 3 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.55以上0.6未清	<b>茜</b>	5 4 0	0	0	0	0	0
	計	負担水準0.5以上0.55未満	<b>茜</b>	5 5 0	0	0	0	0	0
	計	負担水準0.45以上0.5未満	<b>茜</b>	5 6 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.4以上0.45未満	齿	5 7 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.35以上0.4未清	齿	5 8 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.3以上0.35未清	齿	5 9 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.25以上0.3未清	齿	6 0 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.2以上0.25未清	齿	6 1 0	0	0	0	0	0
計		負担水準0.15以上0.2未清	<b>5</b>	6 2 0	0	0	0	0	0
μl		負担水準0.1以上0.15未満	<b></b>	6 3 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.05以上0.1未清	<b></b>	6 4 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.05未満		6 5 0	0	0	0	0	0
			計	6 6 0	1, 401	908, 253	38, 611, 664	12, 810, 050	2, 681

地1	方グ	大大	]体:	コー	ド	表看 7	B号 8
1	4	2	1	2	3	1	7

<b></b>			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	地目	行 番 号	Ш	畑	宅 地	山林	その他	計	課税標準の特例率	図(わがまち特例)
区 分		1」 省 万	12 (千円)	/11					78 (A)	(B) 80 (B) 81
法 第 349 条 の 3 第 9 項	評価額の1/2の額	0 1 0						0		
(日本放送協会)	減額後の課税標準額	0 2 0						0		
法 第 349 条 の 3 第 11 項	評価額の1/2の額	0 3 0			34, 116			34, 116		
(登録有形文化財等の敷地)					5, 686	5		5, 686		
法第349条の3第18項	評価額の1/4の額	0 5 0						0		
(特定地方交通線等)	減額後の課税標準額	0 6 0						0		
	評価額の1/3の額							0		
法第349条の3第21項	減額後の課税標準額							0		
(農業・食品産業技術総合研究機構)	評価額の1/6の額	0 9 0						0		
	減額後の課税標準額	1 0 0						0		
法 第 349 条 の 3 第 22 項	評価額の1/2の額	1 1 0						0		
	減額後の課税標準額							0		
法 第 349 条 の 3 第 25 項	評価額の1/2の額	1 3 0						0		
	減額後の課税標準額							0		
法第349条の3第30項								0		
(認定生活困窮者就労訓練事業)	減額後の課税標準額	1 6 0						0		
法第349条の3第33項	評価額の1/3の額	1 7 0						0		
(世界遺産)	減額後の課税標準額	1 8 0						0		
	評価額の1/6の額	1 9 0						0		
法 第 349 条 の 3 の 3	減額後の課税標準額	2 0 0						0		
(被災住宅用地等)	評価額の1/3の額							0		
	減額後の課税標準額	2 2 0						0		

地1	方グ	大大	]体:	コー	ド	表看 7	₽号 8
1	4	2	1	2	3	1	7

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
区分	地 目	行番号	田 (千円)	畑 23 (千円)	宅 地 34 (千円)	山 林 45 (千円)	その他 56 (千円)	計 67 (千円) 77		3 (わがまち特例) / (B) 80 (B) 81
法 附 則 第 15 条 第 13 項	評価額の1/2の額	2 3 0						(		
(並行在来線)	減額後の課税標準額	2 4 0						(		
	評価額の1/2の額	2 5 0						(		
法附則第15条第21項	減額後の課税標準額	2 6 0						(		
(外貿埠頭公社の民営化に 係る承継特例)	評価額の3/5の額							(		
	減額後の課税標準額	2 8 0						(		
法 附 則 第 15 条 第 24 項	評価額の1/2の額							(		
(公益法人の所有する能楽堂の敷地)	減額後の課税標準額	3 0 0						(		
法附則第15条第37項	評価額の1/2の額	3 1 0		59				59		
(農地中間管理機構に賃貸権を設定した 農地) (存続期間10年以上)	減額後の課税標準額	3 2 0		59				59		
法 附 則 第 15 条 第 37 項	評価額の1/2の額	3 3 0						(		
(農地中間管理機構に賃貸権を設定した 農地) (存続期間15年以上)	減額後の課税標準額	3 4 0						(		
法附則第15条第38項	評価額に特例率を 乗 じ た 額	3 5 0						(	)	
(特定事業所內保育施設)	減額後の課税標準額	3 6 0						(		
法 附 則 第 15 条 第 39 項 ( 市 民 緑 地 )	評価額に特例率を 乗 じ た 額	3 7 0						(	)	
(市民線地)	減額後の課税標準額	3 8 0						(		
法附則第15条第42項	評価額の2/3の額	3 9 0						(		
(立地誘導促進施設)(協定有効期間5年以上)	減額後の課税標準額	4 0 0						(		
法 附 則 第 15 条 第 42 項 ( 立 地 誘 導 促 進 施 設 )	評価額の2/3の額	4 1 0						(		
(協定有効期間10年以上)	減額後の課税標準額	4 2 0						(		
法 附 則 第 15 条 第 43 項	評価額の1/3の額	4 3 0						(		
	減額後の課税標準額	4 4 0						(		

地1	方グ	大大	]体:	コー	ド	表看 7	B号 8
1	4	2	1	2	3	1	7

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
区分	地目	行番号 9	田 (千円)	畑 23 (千円)	宅 地 34 (千円)	山 林 45 (千円)	その他 56 (千円)	計 67 (千円) 7		*** (わがまち特例) / (B)  80 (B) 81
法 附 則 第 15 条 第 44 項 (地 域 福 利 増 進 事 業)	評価額の2/3の額 減額後の課税標準額							(		
法 附 則 第 15 条 第 47 項	評価額に特例率を乗 じた 額	4 7 0								
(浸水被害軽減地区)	減額後の課税標準額									
法 附 則 第 15 条 第 48 項 (滞在快適性等向上施設)	評価額の1/2の額 減額後の課税標準額									
法附則第15条の2第2項	評価額の1/2の額	5 1 0								
(JR北海道・四国に係る特例)	減額後の課税標準額評価額の3/5の額							(		
法附則第15条の3第1項	減額後の課税標準額	5 4 0						(		
(旅客会社等に係る承継特例)	評価額の3/10の額 減額後の課税標準額							(		
平成10年改正法附則第6条第9項 による旧法附則第15条第19項	評価額の1/2の額							(		
(指定法人等大規模外貿埠頭) 平成11年改正法附則第8条第8項	DATE OF THE PERSON I PAR							(		
による旧法第349条の3第27項(農業・食品産業技術総合研究機構)	減額後の課税標準額							(		
平成18年改正法附則第13条第9項 による旧法第349条の3第31項 (水資源開発機構)	評価額の1/6の額 減額後の課税標準額							(		
平成26年改正法附則第12条第8項による旧法附則第15条第27項								(		
(指定会社等の特定用途港湾施設)	減額後の課税標準額 評 価 額	6 4 0 6 5 0	0	59	34, 116			34, 175		
合 計	減額後の課税標準額		0	59			0	5, 745		

	地 1	方グ	洪区	]体:	コー	ド	表看 7	新号 8
Ĭ	1	4	2	1	2	3	1	7

								(1)	(2)	(	(3)	(4	4)		(5)		(6)	(7)	(8)
区分			地	目	行 9	番号		12 (千円)	畑 23 (千円)	宅 34	地 (千円)	山 45	林 (千円)	そ 56	の 他 (千円)	67	計 (千円) 77		区 (わがまち特例) / (B) 80 (B) 81
法 附 則 第 16 第 (平成28年熊本	条の2第1項	評	価	額	6	7 (	)										C		
災住宅用地に係	る特例措置)	減額後の				8 (											C		
法 附 則 第 29 第	条の5第7項	市街化として	区域の記	或 農 地 平 価 額	6	9 (	)										C		
(宅地化農地・	• 徴収猶予)	徴収猶予 課 税	分に 標	相当する 準 額	7	0 (	)										C		
法附則第29条	条の5第8項	市街化として	区域の影	或 農 地平 価 額	7	1 (	)										C		
(宅地化農地・	<ul><li> 徴収猶予)</li></ul>			相当する 準 額		2 (											C		
法附則第29条	€の5第16項	市街化として	の言	平価額	7	3 (	)	2, 842, 266	1, 146, 968	3							3, 989, 234		
(宅地化農均	地・減額)	減額分課税	に 相 標	当する 準 額	7	4 (	)	852, 680	344, 093								1, 196, 771		
法附則第29条	€の5第17項	市街化として	区域	或 農 地	7	5 (	)										C		
(宅地化農均	地・減額)	減額分課税	に 相 標	当する 準 額	7	6 (	)										C		
法附則第55	5条第4項	評	価	額		7 (											C		
法 附 則 第 55 (課税免除区域タ 及び家屋に係る	かとなった土地る特例措置)	減額分課税	に 相 標	当する 準 額	7	8 (	)										C		
法附則第55	5条第6項	評	価	額	7	9 (	)										C		
法 附 則 第 55 (課税免除区域タ 及び家屋に係る	かこなつに土地る特例措置)	減額分課税	に 相 標	当する 準 額	8	0 (	)										C		
法附則第55	5条第8項	評	価	額	8	1 (	)										C		
法 附 則 第 55 (課税免除区域タ 及び家屋に係る	かこなつに土地る特例措置)	減額分課税	に 相 標	当する 準 額	8	2 (	)										0		

地	方グ	洪区	]体:	コー	ド	表看 7	₽号 8
1	4	2	1	2	3	1	7

都	道系	守 県	名	神奈川県
市	町	村	名	厚木市

<b></b>			(1) (2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
区分	地目	行番号 9 12	田 畑 (千円) 23 (千円)	宅 地 (千円)	山 林 45 (千円)	その他 56 (千円)	計 67 (千円) 77	課税標準の特例率 (A)/ 78 (A) 8	(わがまち特例) (B) 0 (B) 81
法附則第56条第1項	価 額	8 3 0					0		
(東日本大震災による被災住宅 ) 減額後	後の課税標準額	8 4 0					0		
法 附 則 第 56 条 第 10 項 (東日本大震災による被災代替	価 額	8 5 0					0		
住宅用地に係る特例措置)減額後	後の課税標準額	8 6 0					0		
法 附 則 第 56 条 第 13 項 (居住困難区域内住宅用地に	価 額	8 7 0					0		
係る代替住宅用地の特例措置)減額後	後の課税標準額	8 8 0					0		
改正法の規定によるもの評	価 額	8 9 0					0		
	分に相当する 税 標 準 額	9 0 0					0		

地方公共団体コード	表番号
1 4 2 1 2 3	1 8

## 第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調

都	道丿	存 県	名	神奈川県
市	ĦŢ	村	名	厚木市

_			<b>-</b>		(1)	(2)	(3)	(4) 決	(5)	(6)	W	(7)
	[	×	分	行番号	評価総地積	法定免税点	法定免税点以上のもの	総額	法定免税点未満のもの	格 法定免税点 以上のもの	単位当力平均価格	最高価格
				9	12 (m²)(4)	23 (m²)	34 (m²)	46 (千円)(口)	57 (千円)	88 (千円)	(七) (円/㎡)	80 (円/㎡)90
	介		在 田	0 1 0		0			0		0	
	介		在 畑	0 2 0		0			0		0	
宅	宅 地 介 在 山 林			0 3 0	14, 983	23	14, 960	162, 872	187	162, 685	10, 870	30, 108
農	地	等	介在山林	0 4 0		0			0		0	
	通		特定市農 (平28以前参入分) 特定市農	0 5 0	167, 565	0	167, 565	4, 464, 359	0	4, 464, 359	26, 643	77, 860
	常	田	(平29以後参入分)	0 6 0		0			0		0	
	m		上記以外	0 7 0		0			0		0	
-	市		小 計 特定市農	0 8 0	167, 565	0	167, 565	4, 464, 359	0	4, 464, 359	26, 643	77, 860
市	街		(平28以前参入分)	0 9 0	734, 212	35	734, 177	33, 890, 251	1, 020	33, 889, 231	46, 159	152, 400
	化	畑	特 定 市 農 (平29以後参入分)	1 0 0	6, 511	0	6, 511	258, 074	0	258, 074	39, 637	49, 256
	区		上記以外	1 1 0		0			0		0	
			小 計 特定市農	1 . 2 . 0	740, 723	35	740, 688	34, 148, 325	1, 020	34, 147, 305	46, 101	152, 400
街	城		(平28以前参入分)	1 3 0	901, 777	35	901, 742	38, 354, 610	1, 020	38, 353, 590	42, 532	152, 400
	農	計	(平29以後参入分)	1 4 0	6, 511	0	6, 511	258, 074	0	258, 074	39, 637	49, 256
	地		上記以外	1 5 0	0	0	0	0	0	0	0	
			計 特定市農	1 6 0	908, 288	35	908, 253	38, 612, 684	1, 020	38, 611, 664	42, 511	152, 400
	田		(平28以前参入分)	1 7 0		0			0		0	
化	園住	田	特 定 市 農 (平29以後参入分)	1 8 0		0			0		0	
	居		上記以外	1 9 0		0			0		0	
	地		小 計 特定市農	2 0 0	0	0	0	0	0	0	0	0
	城		(平28以前参入分) 特定市農	2 1 0		0			0		0	
区	内	畑	(平29以後参入分)	2 2 0		0			0		0	
	市街		上記以外	2 3 0		0			0		0	
	化		小 計 特定市	2 4 0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区		(平28以前参入分) 特定市農	2 5 0	0	0	0	0	0	0	0	
	城	計	(平29以後参入分)	2 6 0	0	0	0	0	0	0	0	
城	農		上記以外	2 7 0	0	0	0	0	0	0	0	
	地		計 特定市農	2 8 0	0	0	0	0	0	0	0	0
			(平28以前参入分) 特定市農	2 9 0	167, 565	0	167, 565	4, 464, 359	0	4, 464, 359	26, 643	77, 860
		田	(平29以後参入分)	3 0 0	0	0	0	0	0	0	0	0
農			上記以外	3 1 0	0	0	0	0	0	0	0	0
			小 計 特定市農	3 2 0	167, 565	0	167, 565	4, 464, 359	0	4, 464, 359	26, 643	77, 860
			(平28以前参入分) 特定市農	3 3 0	734, 212	35	734, 177	33, 890, 251	1, 020	33, 889, 231	46, 159	152, 400
	計	畑	(平29以後参入分)	3 4 0	6, 511	0	6, 511	258, 074	0	258, 074	39, 637	49, 256
			上記以外	3 5 0	0	0	0	0	0	0	0	0
地			小 計 特定市農	3 6 0	740, 723	35	740, 688	34, 148, 325	1, 020	34, 147, 305	46, 101	152, 400
			(平28以前参入分) 特定市農	3 7 0	901, 777	35	901, 742	38, 354, 610	1, 020	38, 353, 590	42, 532	152, 400
		計	(平29以後参入分)	3 8 0	6, 511	0	6, 511	258, 074	0	258, 074	39, 637	49, 256
			上記以外		000.000	0	000.000	00 010 001	0	0 011 00	0	0
			<b>#</b>	4 0 0	908, 288	35	908, 253	38, 612, 684	1, 020	38, 611, 664	42, 511	152, 400

地方公共団体コード 表番号 7 8 1 4 2 1 2 3 1 8

#### 第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調 (つづき)

_							(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
							課程		単 額	3		数 法定免税点
	[2	K	分	行 9	番	号	総 額 (千円)	法定免税点 未満のもの (千円)	法定免税点 以上のもの (千円)	総数 (筆)	法定免税点 未満のもの (筆)	法定免税点 以上のもの (筆) <sub>71</sub>
	介		在 田	0	1	1		0			0	
	介		在 畑	0	2	1		0			0	
宅	地	介	在 山 林	0	3	1	113, 068	130	112, 938	58	2	56
農	地	等	介在山林	0	4	1		0			0	
	通		特 定 市 農 (平28以前参入分)	0	5	1	1, 488, 120	0	1, 488, 120	358	0	358
		田	特 定 市 農 (平29以後参入分)	0	6	1		0			0	
	常	1	上記以外	0	7	1		0			0	
	市		小 計	0	8	1	1, 488, 120	0	1, 488, 120	358	0	358
市	街		特 定 市 農 (平28以前参入分)	0	9	1	11, 296, 276	340	11, 295, 936	2, 312	3	2, 309
	化	畑	特 定 市 農 (平29以後参入分)	1	0	1	25, 994	0	25, 994	14	0	14
		ДШ	上記以外	1	1	1		0			0	
	区		小 計	1	2	1	11, 322, 270	340	11, 321, 930	2, 326	3	2, 323
街	城		特定市農 (平28以前参入分)	1	3	1	12, 784, 396	340	12, 784, 056	2,670	3	2, 667
	農	計	特 定 市 農 (平29以後参入分)	1	4	1	25, 994	0	25, 994	14	0	14
	地	ρI	上記以外	1	5	1	0	0	0	0	0	0
	AIL.		計	1	6	1	12, 810, 390	340	12, 810, 050	2, 684	3	2, 681
	田		特 定 市 農 (平28以前参入分)	1	7	1		0			0	
化	園	m	特 定 市 農 (平29以後参入分)	1	8	1		0			0	
	住	田	上記以外	1	9	1		0			0	
	居地		小 計	2	0	1	0	0	0	0	0	0
	城		特 定 市 農 (平28以前参入分)	2	1	1		0			0	
区	内	畑	特 定 市 農 (平29以後参入分)	2	2	1		0			0	
100	市	ДШ	上記以外	2	3	1		0			0	
	街		小 計	2	4	1	0	0	0	0	0	0
	化区		特 定 市 農 (平28以前参入分)	2	5	1	0	0	0	0	0	0
	城	計	特 定 市 農 (平29以後参入分)	2	6	1	0	0	0	0	0	0
城	農	ρI	上記以外	2	7	1	0	0	0	0	0	0
	地		盐	2	8	1	0	0	0	0	0	0
			特定市農 (平28以前参入分)	2	9	1	1, 488, 120	0	1, 488, 120	358	0	358
		田	特 定 市 農 (平29以後参入分)	3	0	1	0	0	0	0	0	0
		ш	上記以外	3	1	1	0	0	0	0	0	0
農			小 計	3	2	1	1, 488, 120	0	1, 488, 120	358	0	358
			特定市農 (平28以前参入分)	3	3	1	11, 296, 276	340	11, 295, 936	2, 312	3	2, 309
	21.	畑	特 定 市 農 (平29以後参入分)	3	4	1	25, 994	0	25, 994	14	0	14
	#	刈間	上記以外	3	5	1	0	0	0	0	0	0
地			小 計	3	6	1	11, 322, 270	340	11, 321, 930	2, 326	3	2, 323
			特 定 市 農 (平28以前参入分)	3	7	1	12, 784, 396	340	12, 784, 056	2,670	3	2, 667
		±L	特定市農 (平29以後参入分)	3	8	1	25, 994	0	25, 994	14	0	14
		計	上記以外	3	9	1	0	0	0	0	0	0
			計	4	0	1	12, 810, 390	340	12, 810, 050	2, 684	3	2, 681

地方公共団体コード 表番号 1 4 2 1 2 3 1 8

#### 第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調 (つづき)

_						(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)
					-	納 各	税 区 分	剃別	務 市街化区域農地に信	者 《る実数 (法定免税点未	数 満のものを含む。)
		X	分	行 番	号	総数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	田·畑別	適用区分別	全 体
	介		在 田	0 1	2	12 (人)	21 (人)	30 (人)	39 (人)	48 (人)	57 (人) 66
	介		在 畑	0 2	_		0				
宅				0 3	_	43	2	41			
農			介在山林	0 4	_		0				
			特定市農	0 5	_	121	0	121			
	通		(平28以前参入分) 特定市農	0 6	_		0				
	常	田	(平29以後参入分) 上 記 以 外	0 7	_		0				
	市			0 8							
市			特定市農	0 9	_	1, 275	3	1, 272			
	街		(平28以前参入分) 特定市農	1 0	_	5	0	5			
	化	畑	(平29以後参入分) 上 記 以 外	1 1	-		0				
	区			1 2							
	域		特定市農	1 3	_						
街			(平28以前参入分) 特定市農 (平29以後参入分)	1 4	-						
	農	計	上記以外	1 5							
	地			1 6	_						
	田		特定市農 (平28以前参入分)	1 7	_		0				
化	翼		特定市農(平29以後参入分)	1 8	-		0				
	住	田	上記以外	1 9	-+		0				
	居		<u></u>	2 0	_						
	地域		特定市農 (平28以前参入分)	2 1	2		0				
	内		特定市農 (平29以後参入分)	2 2	2		0				
×	市	畑	上記以外	2 3	2		0				
	街			2 4	_						
	化		特 定 市 農 (平28以前参入分)	2 5	2						
	区域		特定市農 (平29以後参入分)	2 6	2						
城	農	計	上記以外	2 7	2						
	地			2 8	2						
			特定市農 (平28以前参入分)	2 9	2	121	0	121			
		Ħ	特定市農 (平29以後参入分)	3 0	2	0	0	0			
		Ш	上記以外	3 1	2	0	0	0			
農				3 2	2				12	L	
			特 定 市 農 (平28以前参入分)	3 3	2	1, 275	3	1, 272		_	
	21	Jan	特定市農 (平29以後参入分)	3 4	2	5	0	5			
	計	畑	上記以外	3 5	2	0	0	0			
地		L		3 6	2				1, 27	•	
			特定市農 (平28以前参入分)	3 7	2					1, 334	
		21.	特定市農 (平29以後参入分)	3 8	2					5	
		計	上記以外	3 9	2						
				4 0							1, 338
(注	) 1	17 ~ 1	19 列の各欄の数値	[は、14	列の	数値の単純合	計数値ではなり	١.			

地 1	方グ	(共区	]体:	コー	ド	表者 7	§号 8
1	4	2	1	2	3	1	9

## 第19表 負担調整措置等による軽減額に関する調

_			<b>-</b>			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	
	区	分	行	番	号	評価総地積	決定       総額	法定免税点	千 円 )法定免税点以上のもの (二)	軽 減 課税標準の 特例によるも の (ホ)	額 ( 千 負担調整措置によるもの (へ)	特定市街化区	軽減額合計 (千円) (ハ)+(ホ)+ (ヘ)+(ト) (チ)	提示平均価額 (円/㎡) 又は (円/千㎡)	単位当たり 平均価格 (円/㎡) (ロ)/(イ) (ヌ)
評	_	般 田	0	1	0	4, 661, 206	465, 649	31, 769	433, 880	12	18/		31, 769	170	100
点	_	般 畑	0	2	0	7, 176, 210	452, 636	48, 268	404, 368	59			48, 327	63, 187	63
式評		宅 地 !A・Bを除く)	0	3	0	21, 720, 287	1, 268, 173, 310	203, 010	1, 267, 970, 300	676, 457, 741	149, 821, 508		826, 482, 259	58, 915	58, 387
価	_	般 山 林	0	4	0	14, 247, 737	415, 977	44, 918	371, 059				44, 918	29, 208	29
法		小 計	0	5	0	47, 805, 440	1, 269, 507, 572	327, 965	1, 269, 179, 607	676, 457, 800	149, 821, 508		826, 607, 273		26, 556
	用地 費)	A (農業用施設・農地+造成	0	6	0	50, 482	234, 057	0	234, 057		70, 217		70, 217		4, 636
そ	宅地] 区内( +造)	B (生産緑地地 の宅地・農地等 成費)	0	7	0			0					0		0
の	一般「	市街化区域農地	0	8	0			0					0		0
他	上地	記以外の目の計	0	9	0	9, 779, 905	205, 795, 866	100, 762	205, 695, 104		54, 107, 000	25, 801, 140	80, 008, 902		21, 043
		小 計	1	0	0	9, 830, 387	206, 029, 923	100, 762	205, 929, 161	0	54, 177, 217	25, 801, 140	80, 079, 119		20, 958
	合	計	1	1	0	57, 635, 827	1, 475, 537, 495	428, 727	1, 475, 108, 768	676, 457, 800	203, 998, 725	25, 801, 140	906, 686, 392		25, 601

<sup>(</sup>注) 1. 「宅地A」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づくもの(ただし書に基づくものは、「評点式評価法・宅地」欄に計上すること)を計上すること。

<sup>2. 「</sup>宅地B」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づくもの(ただし書に基づくものは、「評点式評価法・宅地」欄に計上すること)を計上すること。

地方公共	団体コー	-ド	表者 7	§号 8
			2	0

## 第20表 段階別納税義務者数及び課税標準額等に関する調

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)				
区 分	· 行番号	課税標準額が 法定免税点(30万円)	課税標準額が課税標準額が課税標準額が課			課税標準額が36万円以上38万円	課税標準額が38万円以上40万円				
納 税 義 務 者 数 (人)	0 1 0	3, 554	57	44	48	54	53				
課 税 標 準 額 (千円)	0 2 0	234, 628	17, 630	14, 524	16, 767	20, 018	20, 636				
(7) (8) (9) (10) (11) (12)											
区 分	行番号	小 計 30 万円以上 40 万円未満のもの (イ)+(ウ)+(ェ)+(オ)+(カ)	課税標準額が 40万円以上42万円 未満のもの(キ)	課税標準額が 42万円以上44万円 未満のもの(ク)	課税標準額が 44万円以上46万円	課税標準額が 46万円以上48万円 未満のもの(コ)	課税標準額が 48万円以上50万円				
納 税 義 務 者 数 (人)	0 1 1	256	55	61	71	74	110				
課税標準額(千円)	0 2 1	89, 575	22, 581	26, 240	31, 956	34, 755	53, 808				
	-	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)				
区 分	行番号	万円未満のもの(キ)+(ク)+(ク)+(タ)+(タ)	未満のもの(シ)	課税標準額が 55万円以上60万円 未満のもの(ス) 34	課税標準額が 60万円以上65万円 未満のもの(t)	課税標準額が 65万円以上70万円 未満のもの(ソ) 56	課税標準額が70万円以上75万円 未満のもの(タ)				
納 税 義 務 者 数 (人)	0 1 2	371	288	403	535	748	929				
課税標準額(千円)	0 2 2	169, 340	151, 775	232, 038	334, 573	505, 579	673, 621				

地方	公共	闭位	<b></b> キコ-	ード	7	表番	香号 8
						2	0

## 第20表 段階別納税義務者数及び課税標準額等に関する調(つづき)

都 道	府 県	名	神奈川県	
市町	村	名	厚木市	_

							(- 1)	
	•	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	
区分	行番号	小 計 50 万円以上 75 万円未満のもの (シ)+(ス)+(セ)+(ソ)+(タ)		課税標準額が 80万円以上85 万円未満のもの(ツ) 34	課税標準額が 85万円以上90 万円未満のもの(テ)	課税標準額が 90万円以上95 万円未満のもの(ト)	課税標準額が 95万円以上100 万円未満のもの(†) 67 77	
納 税 義 務 者 数 (人)	0 1 3	2, 903	916	1, 097	1, 154	1, 212	1, 320	
課税標準額(千円)	0 2 3	1, 897, 586	709, 766	904, 479	1, 009, 083	1, 121, 961	1, 287, 309	
		(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	
区 分	行番号		課税標準額が 100万円以上300 万円未満のもの(=) 23			課税標準額が 1,000万円以上3,000 万円未満のもの(/) 56	3,000万円以上5,000	
納 税 義 務 者 数 (人)	0 1 4	5, 699	27, 657	5, 047	4, 499	3, 976	1, 126	
課 税 標 準 額 (千円)	0 2 4	5, 032, 598	46, 765, 709	19, 458, 403	31, 469, 188	68, 365, 818	43, 913, 399	
		(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	
区 分	行番号	小 計100 万円以上 5,000万円未満のもの(ニ)+(ヌ)+(ネ)+(ノ)+(ハ)	円未満のもの(ヒ)	課税標準額が 1億円以上3億円 未満のもの(7) 34	課税標準額が 3億円以上5億円 未満のもの(へ) 45	課税標準額が5億円以上のもの(**)		
納 税 義 務 者 数 (人)	0 1 5	42, 305	1, 114	735	98	81	57, 116	
課 税 標 準 額 (千円)	0 2 5	209, 972, 517	77, 544, 958	117, 091, 694	36, 639, 067	120, 413, 768	569, 085, 731	

家屋に関する概要調書

## 令和2年度 家屋に関する概要調書等報告書

都 道 府 県	名	神奈川県
市町村	名	厚木市

地方公共団体コード 11	4	2	1	2	3 <sup>6</sup>
表番号・行番号	<sup>7</sup> 0	0	0	0	011
特定で 市町村判別コード 特定で 市町村	市以タ	<b>トの</b>	1		12/
団体区分コー	ド	3/			216

(注)自動的に付与される。

地	方公	:共[	団体	コー	- ド	表看	番号
1	4	2	1	2	3	2	1

## 第21表 納税義務者数に関する調

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

	<b>→</b>				(1)	(2)	(3)		
区個人・法人の別	分行	番	号	総数	(人)	法定免税点未満のもの(人)	法定免税点以上のもの(人)		
個 人	9	1	0	12	64, 354	1, 307	63, 047		
法 人	0	2	0		2, 420	48	2, 372		
計	0	3	0		66, 774	1, 355	65, 419		

地	表看	昏号					
1	4	2	1	2	3	72	28

## 第22表 総 括 表

都 道 府 県 名 神奈川県 --------------市 町 村 名 厚木市

				<u> </u>	(	(1)		(2)			(3)		
Z	☑ 分	行:	番	뭉	棟	数	床	面	積 (㎡)	決		格(千円)	単位当たり価格 (円)
木	総数	90	1	0	12 T	52, 995	20 工	5, 61	9, 464	31 + 1	64, 994	4, 820	29, 361
	法定免税点未満のもの	0	2	0	1	1, 444	オ	4	4, 197	<i>D</i>	78	8, 061	1, 766
造	法定免税点以上のもの	0	3	0	ウ	51, 551	カ	5, 57	5, 267	ケ 1	64, 916	6, 759	29, 580
木	総数	0	4	0	Л	17, 563	ス	9, 58	32, 686	g 4	95, 019	9, 368	51, 658
造 以	法定免税点未満のもの	0	5	0	サ	208	セ		3, 865	チ	19	9, 259	4, 983
外	法定免税点以上のもの	0	6	0	シ	17, 355	ソ	9, 57	8, 821	ッ 4	95, 000	), 109	51, 677
	総数	0	7	0		70, 558		15, 20	2, 150	6	60, 01	4, 188	43, 416
計	法定免税点未満のもの	0	8	0		1, 652		4	8, 062		9	7, 320	2, 025
	法定免税点以上のもの	0	9	0		68, 906		15, 15	54, 088	テ 6	59, 916	5, 868	43, 547
非調	果 税 家 屋	1	0	0		2, 041		83	32, 332			_	

(参考)

実際免税点の額 200,000円

地方公共団体コード							番号
1	4	2	1	2	3	<sup>7</sup> 2	3

## 第23表 所有者区分による家屋に関する調

		<u> </u>	(1)	(2)	(3)	(4)		(5)	(6)	_
			個り	が見	有 ~	する	家 屋	法人が所有	育する家屋	
	丞 分	行番号	棟 数	床面積(㎡)	決 定 価 格 <sup>(千円)</sup>	課税標準額	単位当たり価格	棟 数	床面積(㎡)	
木	総数	<sup>9</sup> 0 1 0	<sup>12</sup> 51, 746	5, 448, 717	<sup>30</sup> 159, 763, 344	159, 762, 572	29, 321	1, 249	170, 747	
	法定免税点法満のもの	0 2 0	1, 408	43, 472	75, 542	75, 542	1, 738	36	725	
造	法定免税点以上のもの	0 3 0	50, 338	5, 405, 245	159, 687, 802	159, 687, 030	29, 543	1, 213	170, 022	
木	総数	0 4 0	13, 038	3, 636, 609	171, 388, 307	171, 388, 306	47, 129	4, 525	5, 946, 077	
造 以	法定免税点 未満のもの	0 5 0	189	3, 588	17, 418	17, 418	4, 855	19	277	
外	法定免税点以上のもの	0 6 0	12, 849	3, 633, 021	171, 370, 889	171, 370, 888	47, 170	4, 506	5, 945, 800	
	総数	0 7 0	64, 784	9, 085, 326	331, 151, 651	331, 150, 878	36, 449	5, 774	6, 116, 824	
計	法定免税点未満のもの	0 8 0	1, 597	47, 060	92, 960	92, 960	1, 975	55	1,002	
	法定免税点以上のもの	0 9 0	63, 187	9, 038, 266	331, 058, 691	331, 057, 918	36, 629	5, 719	6, 115, 822	
		<u> </u>	(7)	(8)		(9)	(10)	(11)	(12)	
			法人が	所有す	る家屋		合		計	
	<b>区</b> 分	行番号	決定価格	課税標準額	単位当たり価格	棟 数	床面積(㎡)	決定価格	課税標準額	単位当たり価格
木	総数	<sup>9</sup> 0 1 1	<sup>12</sup> 5, 231, 476	5, 231, 476	30, 639	52, 995	5, 619, 464	<sup>54</sup> 164, 994, 820	164, 994, 0 <sup>77</sup> / <sub>48</sub>	29, 361
	法定免税点未満のもの	0 2 1	2, 519	2, 519	3, 474	1, 444	44, 197	78, 061	78, 061	1, 766
造	法定免税点以上のもの	0 3 1	5, 228, 957	5, 228, 957	30, 755	51, 551	5, 575, 267	164, 916, 759	164, 915, 987	29, 580
木	総数	0 4 1	323, 631, 061	321, 178, 716	54, 428	17, 563	9, 582, 686	495, 019, 368	492, 567, 022	51, 658
造以	法定免税点未満のもの	0 5 1	1, 841	1, 841	6, 646	208	3, 865	19, 259	19, 259	4, 983
外	法定免税点以上のもの	0 6 1	323, 629, 220	321, 176, 875	54, 430	17, 355	9, 578, 821	495, 000, 109	492, 547, 763	51, 677
	総数	0 7 1	328, 862, 537	326, 410, 192	53, 764	70, 558	15, 202, 150	660, 014, 188	657, 561, 070	43, 416
計	法定免税点未満のもの	0 8 1	4, 360	4, 360	4, 351	1,652	48, 062	97, 320	97, 320	2, 025
	法定免税点以上のもの	0 9 1	328, 858, 177	326, 405, 832	53, 772	68, 906	15, 154, 088	659, 916, 868	657, 463, 750	43, 547

地	方公	洪区	団体	コー	・ド	表看	番号
1	4	2	1	2	3	7	4

## 第24表 木造家屋に関する調(その1)

		(1)	(2)	(3)
区分		村	東	<b>数</b>
家屋の種類	行番号	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
専 用 住 宅	<sup>9</sup> 0 1 0	<sup>12</sup> 42, 677	214	32 41 42, 463
共同住宅·寄宿舎	0 2 0	2, 483	0	2, 483
併 住宅部分1	0 3 0	1, 476	19	1, 457
用 その他の用の部分2	0 4 0	1, 476	19	1, 457
宅 計(棟数については 1の数値を記入	0 5 0	1, 476	19	1, 457
旅館・料亭・ホテル	0 6 0	52	0	52
事務所・銀行・店舗	0 7 0	646	14	632
劇場・病院	0 8 0	29	0	29
工場・倉庫	0 9 0	258	16	242
土 蔵	1 0 0	162	47	115
附属家	1 1 0	5, 212	1, 134	4, 078
合 計	1 2 0	52, 995	1, 444	<sup>ウ</sup> 51, 551

地	方:	公共	団体	コー	- ド	表看	番号
1 1	4	2	1	2	3	72	48

## 第24表 木造家屋に関する調(その2)

	<b>&gt;</b>			<b></b>	•	(4	<b>!</b> )	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)			
		E /\					床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
		区 分		番	号	総	数	法定免税点	法定免税点	総額	法定免税点	法定免税点	( <del>-</del> )	(ホ) (ロ)	( <u>^)</u>
家」	屋の種	重 類				(m²)	(1)	未満のもの (㎡) (ロ)	以上のもの (m²) (ハ)	(千円) (二)	未満のもの (千円) (ホ)	以上のもの (千円) (へ)		(ロ) (円) (チ)	, ,
専	月	住 宅	90	1	1	12 a 4, 5	528, 049	<sup>23</sup> 11, 985	<sup>34</sup> 4, 516, 064	<sup>45</sup> 139, 390, 099	<sup>56</sup> 20, 436	67 139, 369, 663	30, 784	1, 705	30, 861
共「	司住宅	• 寄宿舎	0	2	1	b E	554, 553	0	554, 553	18, 450, 843	0	18, 450, 843	33, 272	0	33, 272
併	住 宅	部 分 1	0	3	1		90, 490	0	90, 490	1, 798, 561	0	1, 798, 561	19, 876	0	19, 876
用住	その他の	の用の部分2	0	4	1	1	107, 991	1, 073	106, 918	1, 551, 103	1, 867	1, 549, 236	14, 363	1, 740	14, 490
宅	(1 -	+ 2) 計	0	5	1	c 1	198, 481	1, 073	197, 408	3, 349, 664	1, 867	3, 347, 797	16, 876	1, 740	16, 959
旅館	す・料導	す・ホテル	0	6	1	d	15, 199	0	15, 199	255, 079	0	255, 079	16, 783	0	16, 783
事務	<b>所・</b> 銀	限行・店舗	0	7	1	е	70, 203	257	69, 946	1, 928, 315	1, 232	1, 927, 083	27, 468	4, 794	27, 551
劇	場 •	病院	0	8	1	f	5, 515	0	5, 515	196, 765	0	196, 765	35, 678	0	35, 678
エ	場 •	倉 庫	0	9	1	g	25, 796	840	24, 956	336, 388	1, 389	334, 999	13, 040	1, 654	13, 424
	土	蔵	1	0	1	h	5, 434	1, 305	4, 129	13, 164	2, 016	11, 148	2, 423	1, 545	2, 700
	附属	家	1	1	1	i	216, 234	28, 737	187, 497	1, 074, 503	51, 121	1, 023, 382	4, 969	1, 779	5, 458
	合	計	1	2	1	± 5, 6	619, 464	44, 197	<sup>†</sup> 5, 575, 267	<sup>‡</sup> 164, 994, 820	<sup>7</sup> 78, 061	<sup>7</sup> 164, 916, 759	29, 361	1, 766	29, 580

地	方公	共団	体	コー	- ド	表看	番号
11	4	2	1	2	3	72	5

## 第25表 木造以外の家屋に関する調 (1)事務所、店舗、百貨店

			<b>&gt;</b>	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分					杉			数	
	行	页番号 ━		総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	- 1			棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	0	98	19 21	26 0	33 0	40 98	47 53 21
鉄筋コンクリート造		2		367	20	0	0	367	20
鉄 骨 造	0	3	0	1, 252	30	0	0	1, 252	30
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	415		7	0	408	
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	1		0	0	1	
そ の 他	0	6	0			0	0		
計	0	7	0	2, 133	71	7	0	2, 126	71

			<u> </u>	(7)	(8)	(9)		(10)	(11)	(12)			
				床	面	積		決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
体 造 別	行	番	号	総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (口)	法定免税点以上のもの(㎡)(ハ)		総 額 (千円)(二)	法定免税点 未満のもの (千円) (ホ)	法 定 免 税 点 以 上 の も の (千円)(へ)	<u>(二)</u> (イ) (円) (ト)	<u>(</u> ホ <u>)</u> (ロ) (円) (チ)	<u>(へ)</u> (ハ) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 ()	1	1	12 T 474, 515	23	<sup>34</sup> 474, 515	45	45, 481, 008	56 0	45, 481, 008	95, 847	0	95, 847
鉄筋コンクリート造	0	2	1	370, 478	0	370, 478		24, 210, 299	0	24, 210, 299	65, 349	0	65, 349
鉄 骨 造	0	3	1	<sup>†</sup> 1, 194, 568	0	1, 194, 568		83, 011, 270	0	83, 011, 270	69, 491	0	69, 491
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	<sup>±</sup> 57, 368	123	57, 245		1, 733, 016	942	1, 732, 074	30, 209	7, 659	30, 257
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	<sup>д</sup> 45	0	45		475	0	475	10, 556	0	10, 556
その他	0	6	1	д	0				0		0	0	0
計	0	7	1	2, 096, 974	123	2, 096, 851		154, 436, 068	942	154, 435, 126	73, 647	7, 659	73, 651

地	方グ	/共区	団体	コー	・ド	表看	番号
1	4	2	1	2	3	72	6

## 第26表 木造以外の家屋に関する調 (2)住宅、アパート

		_	<b>&gt;</b>	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)												
区分					杉			数													
	行	番号		行番号		行番号		行 番 号		行番号		行番号		行番号		総	数数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	13			棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数												
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	0	114	19 1	26 0	33 0	114	47 53 1												
鉄筋コンクリート造		2		1, 195	1	0	0	1, 195	1												
鉄 骨 造	0	3	0	1, 048	8	0	0	1, 048	8												
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	7, 203		0	0	7, 203													
れんが造 コンクリートブロック造	0	5	0	15		0	0	15													
そ の 他	0	6	0			0	0														
計	0	7	0	9, 575	10	0	0	9, 575	10												

	<b></b>	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
		床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
区 分 構造別	行番号	総数	未満のもの	以上のもの	心(快	未満のもの	法定免税点以上のもの	( <del>-</del> ) ( <del>1</del> )	<u>(</u> ( <u></u> 力)	( <u>^)</u> ( <u>/)</u>
		(m²) (イ)	(m²) (□)	(m²) (ハ)	(千円) (二)	(千円)(ホ)	(千円) (へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	90 1 1	12 * 420, 769	0	420, 769	<sup>45</sup> 28, 907, 384	56	28, 907, 384	68, 701	0	68, 701
鉄筋コンクリート造	0 2 1	<sup>7</sup> 1, 398, 682	0	1, 398, 682	85, 410, 267	0	85, 410, 267	61, 065	0	61, 065
鉄 骨 造	0 3 1	<sup>7</sup> 333, 084	0	333, 084	17, 498, 299	0	17, 498, 299	52, 534	0	52, 534
軽 量 鉄 骨 造	0 4 1	1, 153, 521	0	1, 153, 521	38, 804, 065	0	38, 804, 065	33, 640	0	33, 640
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0 5 1	<sup>#</sup> 1, 769	0	1, 769	44, 558	0	44, 558	25, 188	0	25, 188
その他	0 6 1	<i>≥</i>	0			0		0	0	0
計	0 7 1	3, 307, 825	0	3, 307, 825	170, 664, 573	0	170, 664, 573	51, 594	0	51, 594

地	方公	·共団	体	コー	- ド	表看	昏号
<sup>1</sup> 1	4	2	1	2	3	72	78

## 第27表 木造以外の家屋に関する調 (3)病院、ホテル

			柯	東	梦	数				
区分	行番号	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの			
構造別	11 笛 夕	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数			
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0 1 0	12 8	19	0	33 0	40 8	47 53			
鉄筋コンクリート造	0 2 0	70		0	0	70				
鉄 骨 造	0 3 0	39		0	0	39				
軽 量 鉄 骨 造	0 4 0	10		0	0	10				
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0 5 0			0	0					
そ の 他	0 6 0			0	0					
<sup>11</sup>	0 7 0	127	0	0	0	127	0			
	<b></b>	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
区分		床	面	積	決	定価	格		当たり	1144 114
体 造 別	行番号	総 数 (m³) (イ)	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの(㎡)(ハ)	総 額 (千円) (二)	法 定 免 税 点 未 満 の も の (千円)(ホ)	法 定 免 税 点 以 上 の も の (千円)(へ)	<u>(二)</u> (イ) (円) (ト)	<u>(ホ)</u> (ロ) (円) (チ)	<u>(へ)</u> (ハ) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0 1 1	12 <sup>Z</sup> 54, 474	23	34	45	56	67 4, 486, 453			
鉄筋コンクリート造	0 2 1	te 141, 897	0	141, 897	11, 845, 834	0	11, 845, 834	83, 482	0	83, 482
鉄 骨 造	0 3 1	43, 892	0	43, 892	3, 708, 503	0	3, 708, 503	84, 492	0	84, 492
軽 量 鉄 骨 造	0 4 1	<sup>9</sup> 1,838	0	1,838	70, 907	0	70, 907	38, 578	0	38, 578
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0 5 1	f 93	0	93	1, 636	0	1, 636	17, 591	0	17, 591
そ の 他	0 6 1	<i>y</i>	0			0		0	0	0
<b>1</b>	0 7 1	242, 194	0	242, 194	20, 113, 333	0	20, 113, 333	83, 046	0	83, 046

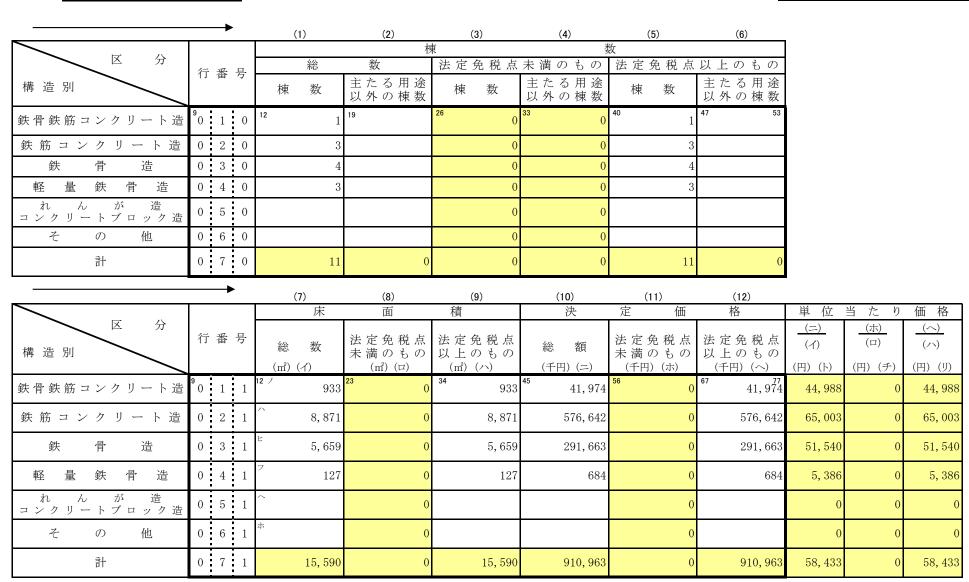
地	方公	·共団	体	コー	- ド	表看	番号
1	4	2	1	2	3	72	8

## 第28表 木造以外の家屋に関する調 (4)工場、倉庫、市場

	<b></b>	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)			
区分			柯			数				
	行番号	総	数	法定免税点		法定免税点				
構造別		棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数			
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0 1 0	12 39	19 2	26	33 0	40 39	47 53 2			
鉄筋コンクリート造	0 2 0	1, 162	7	18	0	1, 144	7			
鉄 骨 造	0 3 0	2, 214	10	2	0	2, 212	10			
軽 量 鉄 骨 造	0 4 0	1, 700	1	125	0	1, 575	1			
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0 5 0	602		56	0	546				
その他	0 6 0			0	0					
計	0 7 0	5, 717	20	201	0	5, 516	20			
	<b>—</b>	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	•		
		床	面	積	決	定 価	格	単 位	当 た り	価 格
区分	行番号	(4)	法定免税点	法定免税点	(a) there	法定免税点	法定免税点	<u>(=)</u>	<u>(</u> ホ) (ロ)	<u>(~)</u>
構造別		総数	未満のもの	以上のもの	総額	未満のもの	以上のもの	(1)	, ,	( <i>n</i> )
AN III AN AN	9 .	(m²) (イ) 12 テ	(m²) (□)	(m²) (/\)	(千円) (二)	(千円)(ホ) 56	(千円) (へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	0 1 1	381, 898	0	381, 898	20, 788, 059	0	20, 788, 059	54, 434	0	54, 434
鉄筋コンクリート造	0 2 1	597, 099	259	596, 840	32, 973, 361	2, 968	32, 970, 393	55, 223	11, 459	55, 242
鉄 骨 造	0 3 1	<sup>+</sup> 2, 786, 199	70	2, 786, 129	93, 484, 122	383	93, 483, 739	33, 553	5, 471	33, 553
軽 量 鉄 骨 造	0 4 1	= 145, 166	2, 901	142, 265	1, 489, 317	10, 734	1, 478, 583	10, 259	3, 700	10, 393
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0 5 1	9, 741	512	9, 229	159, 572	4, 232	155, 340	16, 381	8, 266	16, 832
そ の 他	0 6 1	ネ	0			0		0	0	0
計	0 7 1	3, 920, 103	3, 742	3, 916, 361	148, 894, 431	18, 317	148, 876, 114	37, 982	4, 895	38, 014

地	方公	- ド	表看	番号			
1	4	2	1	2	3	72	98

## 第29表 木造以外の家屋に関する調 (5)その他



地	方公	:共区	団体	コー	- F	表看	番号
1	4	2	1	2	3	73	0

## 第30表 木造以外の家屋に関する調 (6)合計

			<b>&gt;</b>	4.3	(-)	453	4.3	<b>(-)</b>	(-)			
			-	(1)	<b>(2)</b> 村	(3)	(4)	(5) 数	(6)			
区分				総				法定免税点	以上のもの			
構造別	行	番	<b>号</b>	棟数	主たる用途以外の棟数	棟数	主たる用途以外の棟数	棟数	主たる用途以外の棟数			
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	0	260	19 24	26	33 0	40 260	47 53			
鉄筋コンクリート造	0	2	0	2, 797	28	18	0	2,779	28			
鉄 骨 造	0	3	0	4, 557	48	2	0	4, 555	48			
軽 量 鉄 骨 造	0	4	. 0	9, 331	1	132	0	9, 199	1			
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	618	0	56	0	562	0			
そ の 他	0	6	0	0	0	0	0	0	0			
計	0	7	0	<sup>=</sup> 17, 563	101	<sup>#</sup> 208	0	<sup>2</sup> 17, 355	101			
			<b>&gt;</b>	(7)	(0)	(0)	(10)	(11)	(10)			
				床	(8) 面	(9) 積	(10) 決	<u>(11)</u> 定 価	(12) 格	単 位	当たり	価 格
区 分 構造別	行	番	5 号	総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡)(ロ)	法定免税点以上のもの(㎡)(ハ)	総 額 (千円) (二)	法定免税点未満のもの(千円)(ホ)	法定免税点 以上のもの (千円)(へ)	(二) (イ) (円) (ト)	<u>(ホ)</u> (ロ) (円) (チ)	<u>(へ)</u> (ハ) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	1	1, 332, 589	23	1, 332, 589	45	56	67 77			
鉄筋コンクリート造	0	2	1	2, 517, 027	259	2, 516, 768	155, 016, 403	2, 968	155, 013, 435	61, 587	11, 459	61, 592
鉄 骨 造	0	3	1	4, 363, 402	70	4, 363, 332	197, 993, 857	383	197, 993, 474	45, 376	5, 471	45, 377
軽 量 鉄 骨 造			1	1, 358, 020	3, 024	1, 354, 996	a 42, 097, 989	11, 676	42, 086, 313	31, 000	3, 861	31, 060
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	11, 648	512	11, 136	b 206, 241	4, 232	202, 009	17, 706	8, 266	18, 140
その他	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
**************************************	0	7	1	9, 582, 686	3, 865	9, 578, 821	<sup>9</sup> 495, 019, 368	19, 259	<sup>y</sup> 495, 000, 109	51, 658	4, 983	51, 677

地	方公	- F	表看	番号			
1	4	2	1	2	3	73	18

## 第31表 新増分家屋に関する調 (1)木造家屋

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
	区分		棟	数		面積		費 評 点 数	決 定		単 位 当 た り 再建築費評点数	単位当たり価格
家屋	屋の種類	行番号	総数	うち増築分	総 数 (㎡) (イ)	うち増築分	総 点数 (千点)(ロ)	うち増築分	総 額 (千円)(ハ)	うち増築分	(ロ)       (イ)       (点)	<u>(ハ)</u> (イ) (円)
	専 用 住 宅	<sup>9</sup> 0 1 0	722	18 12	<sup>24</sup> a 75, 669	339	<sup>41</sup> 7, 174, 556	<sup>51</sup> 26, 992	<sup>60</sup> 6, 026, 627	<sup>70</sup> 22, 673	94, 815	79, 645
	共同住宅・寄宿舎	0 2 0	32		b 10, 342		986, 409		828, 584		95, 379	80, 118
新	併 用 住 宅	0 3 0	3		° 306		27, 312		22, 942		89, 255	74, 974
	旅館・料亭・ホテル	0 4 0			d						0	0
増	事務所・銀行・店舗	0 5 0	10		e 2, 106		156, 826		131, 734		74, 466	62, 552
	劇場・病院	0 6 0			f						0	0
分	工場・倉庫	0 7 0	4		g 259		9, 957		8, 364		38, 444	32, 293
	土 蔵	0 8 0			h						0	0
	附属家	0 9 0	10		i 324		15, 525		12, 994		47, 917	40, 105
	合 計	1 0 0	<sup>j</sup> 781	k 12	89, 006	309	8, 370, 585	26, 992	7, 031, 245	<sup>5</sup> 22, 673	94, 045	78, 997

地方	公共	団体	ニコー	7	表看	昏号
1 4	1 2	1	2	3	73	28

## 第32表 新増分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋(その1)

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
	/	区 分				棟	数	床	積 積	再建築	費 評 点 数	決定	価 格	単 位 当 た り 再建築費評点数	単位当たり価
家屋の	種類	構造別	行	番	号	総数	うち増築分	総数 (㎡) (イ)	うち増築分	総 点 数 (千点)(ロ)	うち増築分	総額 (千円) (ハ)	うち増築分	再建築資評点数   <u>(ロ)</u>   (点)	格 <u>(ハ)</u> (円) (イ)
	事	鉄骨鉄筋コンクリート造	в	1	0	12	18	24 T	33	41	51	60	70 79	0	0
	務所	鉄筋コンクリート造	0	2	0			1						0	0
	•	鉄 骨 造	0	3	0	7		<sup>ウ</sup> 8, 496		954, 067		1, 028, 831		112, 296	121, 096
	店舗	軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	10		1, 913		149, 653		160, 308		78, 229	83, 799
新	・百	れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0			<del>才</del>						0	0
7191	台貨	その他	0	6	0			カ						0	0
	店	計	0	7	0	17	0	10, 409	0	1, 103, 720	0	1, 189, 139	0	106, 035	114, 241
	住	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	8	0			+						0	0
	宅	鉄筋コンクリート造	0	9	0	7		<sup>7</sup> 4, 353		588, 647		518, 009		135, 228	119,000
		鉄 骨 造	1	0	0	11		<sup>7</sup> 3, 500		414, 034		364, 350		118, 295	104, 100
増	ア	軽 量 鉄 骨 造	1			96		<sup>12</sup> 16, 424		1, 682, 633		1, 480, 717		102, 450	90, 156
	パ	れ ん が 造 コンクリートブロック造	1		_			<del>サ</del>						0	0
	1	その他	1	3	0			シ 						0	0
	<u>۲</u>	計	1	4	0	114	0	24, 277	0	2, 685, 314	0	2, 363, 076	0	110, 611	97, 338
	病	鉄骨鉄筋コンクリート造	1	5	0			ス						0	0
分	院	鉄筋コンクリート造	1	6	0			t						0	0
	•	鉄 骨 造	1	7	0			ソ						0	0
		軽 量 鉄 骨 造	1	8	0	1		g 218		19, 752		21, 147		90, 606	97, 005
	ホテ	れ ん が 造 コンクリートブロック造	1	9	0			<u></u> チ						0	0
		その他	2	0	0			ツ						0	0
	ル	計	2	1	0	1	0	218	0	19, 752	0	21, 147	0	90, 606	97, 005

地	方公	·共园	引体	コー	- ド	表看	番号
1	4	2	1	2	3	73	28

## 第32表 新増分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋(その2)

		<b></b>				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
		区 分		_		棟	数	床	積 積	再建築費	費 評 点 数	決 定	価 格	単 位 当 た り 再建築費評点数	単位当たり価 格
家屋の	)種類	構造別	行	畨	号	総数	うち増築分	総 数 (㎡) (イ)	うち増築分	総 点 数 (千点)(ロ)	うち増築分	総 額 (千円) (ハ)	うち増築分	円建築賃託点数 ( <u>ロ)</u> (イ) (点)	( <u>ハ)</u> (円)
	エ	鉄骨鉄筋コンクリート造	9 2	2	0	12	18	24 テ	33	41	51	60	70 79	0	0
	場	鉄筋コンクリート造	2	3	0			F						0	0
	•	鉄 骨 造	2	4	0	14		<sup>+</sup> 88, 567		7, 260, 644		7, 803, 813		81, 979	88, 112
新	倉庫	軽 量 鉄 骨 造			0			<sup>=</sup> 1, 785		65, 439		69, 009		36, 661	38, 661
	•	れ ん が 造 コンクリートブロック造	2	6	0			ヌ						0	0
	市	その他	2	7	0			ネ						0	0
増	場	計	2	8	0	45	0	90, 352	0	7, 326, 083	0	7, 872, 822	0	81, 084	87, 135
相		鉄骨鉄筋コンクリート造	2	9	0			)						0	0
	そ	鉄筋コンクリート造	3	0	0			ハ						0	0
		鉄 骨 造			0			ヒ						0	0
分	の	軽 量 鉄 骨 造			0			フ						0	0
		れ ん が 造 コンクリートブロック造						^						0	0
	他	その他			0			ホ						0	0
		計	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		合 計	3	6	0	e 177	g 0	125, 256	0	11, 134, 869	0	11, 446, 184	0	88, 897	91, 382

地方公共団体コード						表番号		
1	4	2	1	2	3	73	3	

## 第33表 減少分家屋に関する調 (1)木造家屋

<b></b>		(1)	(2)	(3)	
区分		棟数	床 面 積	決 定 価 格	単位当たり価格
家屋の種類	行番号	総数	総 数 (㎡) (イ)	総 額 (千円) (ロ)	<u>(ロ)</u> (イ) (円)
専 用 住 宅	9 1 0	12 426	19	28	17, 247
共 同 住 宅 · 寄 宿 舎	0 2 0	18	4, 034	54 63 55, 243	13, 694
併 用 住 宅	0 3 0	12 30	3, 446	42, 049	12, 202
旅館・料亭・ホテル	0 4 0	38	45	54 63	0
事務所・銀行・店舗	0 5 0	12	2, 099	67, 569	32, 191
劇場・病院	0 6 0	38	45	54 63	0
工場・倉庫	0 7 0	5	19 418	1, 924	4, 603
土   蔵	0 8 0	38	108	54 63 111	1, 028
附 属 家	0 9 0	115			2, 900
合 計	1 0 0	608	<sup>45</sup> 52, 809	63 846, 391	16, 027

地方公共団体コード						表番号		
1	4	2	1	2	3	73	4	

## 第34表 減少分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 厚木市

		(1)	(2)	(3)	
区分	<i>在</i> 亚口	棟数	床 面 積	決定価格	単位当たり価格
家屋の種類	行番号	総数	総 数 (㎡) (イ)	総 額 (千円) (ロ)	(口) (円)
事務所・店舗・百貨店	<sup>9</sup> 0 1 0	15	3, 383	100, 282	29, 643
住宅・アパート	0 2 0	38 47	45 14, 542	<sup>54</sup> 325, 670	22, 395
病院・ホテル	0 3 0	12	19 372	5, 062	13, 608
工場・倉庫・市場	0 4 0	38 54	45 12, 893	<sup>54</sup> 179, 265	13, 904
そ の 他	0 5 0	12	19	28	0
合 計	0 6 0	38 117	45 31, 190	54 610, 279	19, 566

地方公共団体コード表番号						番号	
1	4	2	1	2	3	3	5

# 第35表 課税標準額等に関する調 (その1)

「京田   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日			<b>→</b>			(1)	(2)	(3)
株   京   京   京   京   京   京   京   京   京							課 税 標	準 (A)
(4)   (4)   (4)   (5)   (5)   (5)   (7)   (6)   (7			, \	44 m 3	45 W. D	*	の 特 例	率 (B)
課         表 章 価			区 分	特例学	付 番 芳		(わがま	ち特例)
接   第   9月 (日本放送院会)						(千円)		
選					0:1:0	12 7 659, 916, 868		
展 1 年 1 年 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2	課			1/2				
提 に 第 至 11 項 (登録有形文化財等) 1/2 0 5 0 0 12 111 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		法	第10項(日本原子力研究問及機構)			12		
1/3	£∺	) - AA						
標       13 項 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	196			-, -				
# よ四 第16項 (海洋研究開発機構)		=	第 15 項 (宇宙航空研究開発機構)					
# 上田 第10 項 (神祥の元用発機構)	標							
1		よ四	第16項(海洋研究開発機構)					
	準	4.	第17百 (北次)石松井)	1/2	1 0 0	23 33		
○ 余 第 20 項 (科学技術展類機構)		76		3/4		12		
特 の 第22項 (新田園殿空港株式会社)	$\sigma$	る条		1/ 1				
特 も 第23項 (信用協同組合等)	0)	@ > C	\$\frac{\tau}{20  \tau} \tau \tau \tau \tau \tau \tau \tau \tau					
## 19		の	第22項(新第四国际全港体式会社) 第92項(信用协同组合等)					
第27項 (家庭的除育事業)	特	. —	第25項(日用協问組口等) 第25項(中部国際充洪)					
第 28項 (居宅訪問型保育事業)		€ <u> </u>	第27項(家庭的保育事業)				2	3
1/2   2   0   0   23   33   33   33   34   35   35   35   3	例	D		-	1 8 0		_	_
京田   京田   京田   京田   京田   京田   京田   京田			第29項(事業所内保育事業)			12		
定 第32項 (電子科子技術研究開発機構)	1.7	の規	第30項(認定生活困窮者就労訓練事業)	-, -				
## 第33項 (世界遺産)	, C	,	第32項(量子科学技術研究開発機構)					
法 第1項(総合効率化に資する倉庫等)		正						
り       開 第4項 (心身障害者多数雇用事業所)       5/6 2 5 0 12         第13項 (並行在来線の譲受資産)       1/2 2 6 0 23         第18項 (PFIによる公共施設等の整備等)       1/2 2 7 0 12         第 19項 (都市利便施設 (都市再生緊急整備地域))       - 2 8 0 23         第 20項 (都市鉄道利便増進施設)       - 2 9 0 12         第 21項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)       1/2 3 1 0 12         第 22項 (鉄道事業再構築事業)       1/4 3 3 0 12         第 22項 (鉄道事業再構築事業)       1/4 3 3 0 12         第 23項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等 (国際戦略港湾))       1/2 3 4 0 23         第 27項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等 (国際戦略港湾))       1/2 3 5 0 12         第 27項 (津波防災地域づくり法の指定避難施設)       - 3 7 0 12         第 29項 (駅のバリアフリー化施設)       2/3 3 9 0 12         第 3項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)       2/3 3 9 0 12         33       33	よ	注	第1項 (総合効率化に資する食庫等)					
第13項 (並行在来線の譲受資産)						12		
第16項 (都市利便施設(都市再生緊急整備地域))	り			1/2		23 33		
第19項				1/2				
(特定都市再生緊急整備地域)	減	第	第19項(都市利便施設(都市再生緊急整備地域))	_				
額     条     第21項(外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)     1/2 3 1 0 12       の     第22項(鉄道事業再構築事業)     1/4 3 3 0 0 12       規     第24項(公益法人の所有する能楽堂)     1/2 3 4 0 23       定     第25項(国際戦略港湾等の荷さばき施設等(国際戦略港湾))     1/2 3 5 0 12       で     第25項(国際戦略港湾等の荷さばき施設等(国際戦略港湾))     1/2 3 5 0 12       (本波防災地域づくり法の指定避難施設)     2/3 3 6 0 23       第27項(津波防災地域づくり法の協定避難施設)     - 3 7 0 12       (津波防災地域づくり法の協定避難施設)     - 3 8 0 23       第33項(特定貨物取扱埠頭の港湾施設)     2/3 3 9 0 12       第33項(特定貨物取扱埠頭の港湾施設)     2/3 4 0 0 23	1/500	_						
(日本)       第21項 (外資埠頭公任の民営化に係る承継特例)       3/5 3 2 0 23       33         (日本)       第22項 (鉄道事業再構築事業)       1/4 3 3 0 0 12         (日本)       第24項 (公益法人の所有する能楽堂)       1/2 3 4 0 23       33         (国際戦略港湾等の荷さばき施設等(国際戦略港湾))       1/2 3 5 0 12       1/2 3 5 0 12         (国際戦略港湾等の荷さばき施設等(国際戦略港湾))       2/3 3 6 0 23       33         (本波防災地域づくり法の指定避難施設)       - 3 7 0 12       - 3 7 0 12         (本波防災地域づくり法の協定避難施設)       - 3 8 0 23       33         第29項 (駅のバリアフリー化施設)       2/3 3 9 0 12       33         第33項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)       2/3 4 0 0 23       33	shore	五.						
の	額	条	第21項(外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)					
な     第25項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等(国際戦略港湾))     1/2 3 5 0 12       な     第25項 (津波防災地域づくり法の指定避難施設)     2/3 3 6 0 23       第27項 (津波防災地域づくり法の指定避難施設)     - 3 7 0 12       (津波防災地域づくり法の協定避難施設)     - 3 8 0 23       第29項 (駅のバリアフリー化施設)     2/3 3 9 0 12       第33項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)     2/3 4 0 0 23		$\mathcal{O}$	第22項(鉄道事業再構築事業)					
定     第25項     (国際戦略港湾等の荷さばき施設等(国際戦略港湾))     1/2     3     5     0     12       よ     (特定国際拠点港湾))     2/3     3     6     0     23       第27項     (津波防災地域づくり法の指定避難施設)     -     3     7     0     12       (津波防災地域づくり法の協定避難施設)     -     3     8     0     23       第29項     (駅のバリアフリー化施設)     2/3     3     9     0     12       第33項(特定貨物取扱埠頭の港湾施設)     2/3     4     0     0     23	に	規	第24項 (公益法人の所有する能楽堂)	1/2	3 4 0	23 33		
な     に     (特定国際拠点港湾)     2/3     3 6 0 0 23       第27項     (津波防災地域づくり法の協定避難施設)     - 3 7 0 12       (津波防災地域づくり法の協定避難施設)     - 3 8 0 23     33       第29項(駅のバリアフリー化施設)     2/3 3 9 0 12       第33項(特定貨物取扱埠頭の港湾施設)     2/3 4 0 0 23								
第27項     (津波防災地域づくり法の協定避難施設)     - 3 8 0 23       第29項(駅のバリアフリー化施設)     2/3 3 9 0 12       第33項(特定貨物取扱埠頭の港湾施設)     2/3 4 0 0 23	<i>ts</i>		【					
る     (年版防災地域づくり法の協定避難施設)     - 3 8 0 23       第29項(駅のバリアフリー化施設)     2/3 3 9 0 12       第33項(特定貨物取扱埠頭の港湾施設)     2/3 4 0 0 23	1.6							
第 33 項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設) 2/3 4 0 0 23 33	7		[					
	5	_						
		ŧ		_, -				

地	方公	表番号					
1	4	2	1	2	3	3	6

# 第36表 課税標準額等に関する調 (その2)

			(1)	(2) (3)
,	1 1		(1)	課 税 標 準 (A
				の特例率(B
区 分	特例率 7	行番号	法定免税点以上のもの	
Д.	10 10 1	11 ⊞ 7		(わがまち特例)
			(千円)	(A) (B)
課   法 附 則 第 一 五 条 の 二   第 2 項 (JR北海道・四国に係る特例)※法附則第15条の3の適用のないもの	1/2	0 • 1 • 0	12	
第 1 項 (協安全社等区核表現維持局)		$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$		
法 附 則 第 一 五 条 の 三			12	
		$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$		
祝 昭 六 一 年 附 則 第 三 条   第 10 項 (特定地方交通線) 平 成 三 年 附 則 第 八 条   第 3 項 (都市基盤整備公団)		$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$		
			23 33 12	
第3項(都市基盤整備公団)				
標   第 5 項 (農業・生物系特定産業技術研究機構)		0 8 0		
			12 23 33	
平成七年附則第六条 "(日本電気計器検定所)"		1.0.0	23 33	
" (日本捐的快足協会)	1/6	1 1 0	12	
準		1 2 0	23 33	/_/
" (在日期平依且伽石)		1 3 0	12	
第8項(関西文化学術研究都市の文化学術研究施設)	1/2 1	1 . 1	23 33	
の 平成十年附則第六条 第5項 (都市基盤整備公団) 第9項 (指定法人等の大規模外貿債頭)		1 5 0		
第 9 · 只(旧定伍八寺77八烷侯77 貝华県)			23 33	
平成十三年附則第八条 第8項 (高圧ガス保安協会)			12	
第 9 項 (日本電気計器検定所)		1 8 0	23 33	
特		1 0 0	12	
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一			23 33	
" (軽自動車検査協会)		1 . 1 . 0	12	
第 11 項(高圧ガス保安協会)		2 2 0		
例 平成十七年附則第七条 第9項(社会保険診療報酬支払基金)			12	
第10項(目動車安全運転センター)			23 33	
平成十九年附則第六条   第2項(高圧ガス保安協会)		2 5 0	12	
L第4項(日本電気計器検定所)	1/2 2	2 6 0	23 33	
に   平成二十年时則第十条 "(日本消防検定協会)		2 7 0		
" (小型船舶候盆機構)		2 8 0		
" (軽自動車検査協会)		2 9 0	12	
よ   平成二十二年附則第十一条   第19項 (PFI公共荷さばき施設等)	1/2 3	3 0 0	23 33	
第20項 (PFI—板廃棄物処理施設)		3 1 0	12	
第 2 項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構)		3 2 0	23 33	
第 3 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)			12	
η 平成二十三年附則第七条 第 6 項 (社会保険診療報酬支払基金)	1/3	$3 \ 4 \ 0$	23 33	
第 7 項(自動車安全運転センター)	1/3	3 5 0	12	
第8項(郵便貯金・簡易生命保険管理機構)		3 6 0	23 33	
第25項(スーパー中枢港湾)		0	12	
		3 8 0		
男 8 頃 (指足云性寺の特足用述密湾爬政)		3 9 0		
東京   大名   第 5 項   (都市利便施設 (都市再生緊急整備地域) )   第 5 項   (都市利便施設 (都市再生緊急整備地域) )		4 0 0		
烟		4 1 0	12	
額 第6項(津波防災地域づくり法の協定避難施設)	1/2	4 2 0	23 33	
第 3 項 (倉庫等)		4 3 0		
平成二十八年附則第十八条 第7項 (認定誘導事業により取得した公共施設等)	4/5	4 4 0	23 33	
に 第17項 (東日本大震災により滅失又は損壊した特定地方交通線の代替家屋)	1/4	4 5 0	12	
平成二十九年附則第十七条 第9項 (備蓄倉庫)		4 6 0	23 33	
平成三十年附則第二十条 第4項 (津波防災地域づくり法の協定避難施設)			12	
平成三十一年附則第十六条 第 2 項 (心身障害者多数雇用事業所)			23 33	
な 第 7 項 (総合効率化に資する倉庫等)		4 9 0	12	
第11項(PFI国立大学の校舎)			23 33	
		$-\cdot-\cdot$		
令和二年附則第十四条 第 13 項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等 (国際戦略港湾))			12	
る   『 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「			23 33	
第17項(認定誘導事業)			12	
計 (B)		5 4 0	23 2, 453, 118 33	
額 課 税 標 準 額 (A)-(B)		5 5 0	12 \ 657, 463, 750	

地	表番号						
1	4	2	1	2	3	3	7

# 第37表 軽減税額等に関する調(その1)

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

		<b></b>				(	(1)	(2)	(3)		(4)	(5)
							糸	<u> </u>	数		減額	(/
	区		分	減額	行 番 号	_	Met	t. —	I > > > -		割合	
	,			割合		個	数	床 面 積	軽減和			ち特例)
法 第 352 条 の 3	<b>第1</b>	震災等代替家屋等		1 /0	90 1 0	10		(m²)	(千円	4	(A)	(B)
	第1項			1/2	0 2 0		1, 918	176, 50		97, 701		42 44
法附則第15条の6		新築住宅(中高層耐 新築住宅(中高層耐	と 建筑 版)	1/2	0 3 0		1, 274	75, 37		50, 850		
	第1項		八炷条初)	1/2	0 4 0		1, 052	112, 23		63, 305	$-\!$	
法附則第15条の7	第2項		中高層耐火建築物)	1/2	0 5 0		24	2, 76		1, 423	-	
	27 2 . 8		第1種 住宅(居住部分)	2/3	0 6 0		21	2,10	'	1, 120		
			第1種 住宅(非居住部分)	1/4	0 7 0						$\overline{}$	
		T .	第1種 住宅以外	1/4	0 8 0				+		-	
	第1項	市 在 彻 丑 閚 丛 玉 辛	第2種 住宅(居住部分)	2/3	0 9 0						_	
		•	第2種 住宅(非居住部分)	1/3	1 0 0					1		
			第2種 住宅以外	1/3	1 1 0					1	_	
法附則第15条の8	第2項	サービス付き高齢者		-	1 2 0		238	9,87	1	8,046	2	3
	71.		住宅 (居住部分)	2/3	1 3 0			,	1			
	第3項		住宅(非居住部分)	1/3	1 4 0							
			住宅以外	1/3	1 5 0				1		$\overline{}$	
		<b>宣扫松担</b> (大	住宅 (特定居住用部分)	2/3	1 6 0							
	第4項		住宅(非特定居住用部分)	1/3	1 7 0							
		<b>登</b>	住宅以外	1/3	1 8 0							
	第1項	耐震改修(住宅)		1/2	1 9 0		3	31	9	37		
	第4項	バリアフリー改修(	区分所有以外)	1/3	2 0 0		5	44	7	49		
法附則第15条の9	第5項	バリアフリー改修(	区分所有)	1/3	2 1 0							
	第9項	省エネ改修(区分所	有以外)	1/3	2 2 0							
	第10項	1 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		1/3	2 3 0							
	第1項	耐震改修(認定長期	優良住宅化)	2/3	2 4 0							
	第1項		忍定長期優良住宅化:1年目)	2/3	2 5 0							
法附則第15条の9の2	第1項		忍定長期優良住宅化:2年目)	1/2	2 6 0							
	第4項		以外・認定長期優良住宅化)	2/3	2 7 0							
	第5項		有・認定長期優良住宅化)	2/3	2 8 0							
法附則第15条の10			)	1/2	2 9 0							
法附則第15条の11	第1項	改修実演芸術公演施		1/3	3 0 0							
平成27年附則第17条	第10項			1/2	3 1 0							
1 /2/21   1117/17/11/17/	第12項	サービス付き高齢者	向け住宅	2/3	3 2 0							
平成30年附則第20条	元成30年附則第20条 第 8 項 特定市街化区域農地の貸家住宅					ļ	1	10	5	56		
	- N			2/3	3 4 0		4 525	0.00	2	1 405		
^	<b>⇒</b> 1		> 1- /m 1		3 5 0		4, 515	377, 62		21, 467		
合	計		う ち 個 人		3 6 0		4, 059	350, 82		02, 782		
			うち法人		3 1 7 1 0		456	26, 80	3	18, 685		

地	地方公共団体コード								
1	4	2	1	2	3	3	7 8		

# 第37表 軽減税額等に関する調(その2)

	<b></b>					(6)		(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
	_	0	減額	<i>/</i> -=		和2年度に	上新た	に軽減対象	きとなったもの	令和2年度	で軽減期間の	終了するもの
	区	分	割合	行番!	<del>-</del>	個 数	床	面積(㎡)	軽減税額	個 数	床面積	軽減税額
法第352条の3	第1項 震災等代替家屋等		1/2				21		31	40	49	59 67
法附則第15条の6	第1項 新築住宅		1/2	0 2		0.0		61, 849	ウ 34, 289		/	32, 113
四門別第10米00	第2項 新築住宅(中高層而	大建築物)	1/2	0 3				9, 396	<i>л</i> 6, 206		26, 726	18, 129
法附則第15条の7	第1項 認定長期優良住宅		1/2	0 4		23	5	24, 674	14, 587	235	,	12, 782
四門別第10米の1	第2項 認定長期優良住宅	(中高層耐火建築物)	1/2	0 5			4	424	244	3	320	150
		第1種 住宅(居住部分)	2/3	0 6								
		第1種 住宅(非居住部分)	1/4	0 7								
	第1項 市街地再開発事業	第1種 住宅以外	1/4	0 8								
	别工员 市园地门加九事术	第2種 住宅(居住部分)	2/3	0 9								
		第2種 住宅(非居住部分)	1/3	1 0								
		第2種 住宅以外	1/3	1 1								
法附則第15条の8	第2項 サービス付き高齢者		-	1 2						20	781	475
		住宅(居住部分)	2/3	1 3								
	第 3 項 防災街区整備事業	住宅(非居住部分)	1/3	1 4								
		住宅以外	1/3	1 5								
	享担枚担防	住宅(特定居住用部分)	2/3	1 6	1							
	第4項 高規格堤防 整備事業	住宅(非特定居住用部分)	1/3	1 7	1							
		住宅以外	1/3	1 8								
	第1項 耐震改修(住宅)		1/2	1 9			3	319	37		319	37
		(区分所有以外)	1/3	2 0			5	447	49	5	447	49
法附則第15条の9	第5項 バリアフリー改修	(区分所有)	1/3	2:1:								
	第9項 省エネ改修(区分所	有以外)	1/3	2 2								
	第10項 省工ネ改修(区分所	有)	1/3	2 : 3	1							
	第1項 耐震改修(認定長期	優良住宅化)	2/3	2 4	1							
		認定長期優良住宅化:1年目)	2/3	2 5	1							
法附則第15条の9の2	第1項 耐震改修(通行障害・	認定長期優良住宅化:2年目)	1/2	2 6	1							
	第 4 項 省エネ改修(区分所有	f以外・認定長期優良住宅化)	2/3	2 7	1							
		有・認定長期優良住宅化)	2/3	2 . 8								
法附則第15条の10	第1項 耐震改修(住宅以外	.)	1/2	2 9	1							
法附則第15条の11	第1項 改修実演芸術公演施	設	1/3	3 0	1							
平成27年附則第17条 第10項 特定市街化区域農地の貸家住宅		1/2	3 1	1								
十八八八十門則第11年	第12項 サービス付き高齢者	向け住宅	2/3	3 2	1			_				
亚比20年附則第20条			1/2	3 3	1							
十成30年附則第20条			2/3	3 4	1							
				3 5	1	1,08	1	97, 109	55, 412	1, 376	,	63, 735
合	計	うち個人		3 6	1	94	9	86, 728	49, 482	1, 369	111, 594	63, 363
		うち法人		3 7	1	13	2	10, 381	5, 930	7	386	372

地	表番号						
1	4	2	1	2	3	73	8

#### 第38表 建築年次区分による家屋に関する調

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)			
				木 造	家 屋	木造以外	トの家屋	i i	+	単 位	当たり	価 格
建 築 年 次	行	番	号	床 面 積	決定価格	床 面 積	決定価格	床面積	決定価格	<u>(ロ)</u> (イ)	<u>(二)</u>	(六)
				(m²) (1)	(千円) (口)	(m²) (/\)	(千円) (二)	(m²) (ホ)	(千円) (へ)	(4)	(円)	(刊)
38 年 1 月 1 日 以 前	90	1	0	175, 112	<sup>23</sup> 475, 605	<sup>34</sup> 80, 877	930, 001	<sup>56</sup> 255, 989	<sup>67</sup> 1, 405, 606	2, 716	11, 499	5, 491
38年1月2日~41年1月1日	0	2	0	58, 911	372, 681	95, 567	1, 469, 432	154, 478	1, 842, 113	6, 326	15, 376	11, 925
41年1月2日~44年1月1日	0	3	0	83, 058	809, 551	162, 029	2, 487, 200	245, 087	3, 296, 751	9, 747	15, 350	13, 451
44年1月2日~47年1月1日	0	4	0	158, 344	2, 241, 892	304, 888	4, 513, 753	463, 232	6, 755, 645	14, 158	14, 805	14, 584
47年1月2日~50年1月1日	0	5	0	171, 375	2, 639, 487	339, 677	5, 610, 075	511, 052	8, 249, 562	15, 402	16, 516	16, 142
50年1月2日~53年1月1日	0	6	0	224, 101	3, 490, 518	332, 307	7, 832, 428	556, 408	11, 322, 946	15, 576	23, 570	20, 350
53 年 1 月 2 日 ~ 56 年 1 月 1 日	0	7	0	417, 023	6, 829, 355	382, 873	10, 806, 834	799, 896	17, 636, 189	16, 376	28, 226	22, 048
56年1月2日~59年1月1日	0	8	0	324, 818	5, 401, 055	900, 304	33, 566, 904	1, 225, 122	38, 967, 959	16, 628	37, 284	31, 807
59年1月2日~62年1月1日	0	9	0	321, 223	5, 218, 687	592, 506	22, 457, 957	913, 729	27, 676, 644	16, 246	37, 903	30, 290
62年1月2日~平成2年1月1日	1	0	0	359, 893	5, 971, 378	853, 887	39, 335, 668	1, 213, 780	45, 307, 046	16, 592	46, 067	37, 327
平成2年1月2日~平成5年1月1日	1	1	0	339, 285	5, 847, 983	973, 596	55, 087, 726	1, 312, 881	60, 935, 709	17, 236	56, 582	46, 414
平成5年1月2日~平成8年1月1日	1	2	0	367, 495	6, 651, 254	873, 838	54, 292, 532	1, 241, 333	60, 943, 786	18, 099	62, 131	49, 095
平成8年1月2日~平成11年1月1日	1	3	0	389, 485	7, 660, 239	590, 774	31, 838, 247	980, 259	39, 498, 486	19, 668	53, 892	40, 294
平成11年1月2日~平成14年1月1日	1	4	0	388, 649	9, 955, 838	533, 452	30, 865, 362	922, 101	40, 821, 200	25, 617	57, 860	44, 270
平成14年1月2日~平成17年1月1日	1	5	0	379, 675	13, 984, 166	340, 285	19, 264, 554	719, 960	33, 248, 720	36, 832	56, 613	46, 181
平成17年1月2日~平成20年1月1日	1	6	0	382, 281	17, 196, 568	758, 629	56, 286, 194	1, 140, 910	73, 482, 762	44, 984	74, 195	64, 407
平成20年1月2日~平成23年1月1日	1	7	0	261, 978	13, 864, 818	351, 805	26, 844, 008	613, 783	40, 708, 826	52, 924	76, 304	66, 324
平成23年1月2日~平成26年1月1日	1	8	0	302, 013	18, 249, 552	414, 830	29, 496, 113	716, 843	47, 745, 665	60, 426	71, 104	66, 605
平成26年1月2日~平成29年1月1日	1	9	0	262, 731	18, 295, 431	286, 938	25, 564, 050	549, 669	43, 859, 481	69, 636	89, 093	79, 793
平成29年1月2日~平成31年1月1日	2	0	0	163, 008	12, 807, 517	288, 368	25, 024, 146	451, 376	37, 831, 663	78, 570	86, 779	83, 814
平成31年1月2日~令和2年1月1日 (新増分)	2	1	0	* 89, 006	7, 031, 245	125, 256	<sup>1</sup> 11, 446, 184	214, 262	18, 477, 429	78, 997	91, 382	86, 238
合計(令和2年度総評価額等)	2	2	0	<sup>±</sup> 5, 619, 464	* 164, 994, 820	9, 582, 686	9 495, 019, 368	15, 202, 150	660, 014, 188	29, 361	51, 658	43, 416

地	地方公共団体コード							
1	4	2	1	2	3	73	98	

# 第39表 家屋の変動に関する調

	•			(1)			(2)			(3)				(4)	
				木	造	家	屋		木	造	以	外	<b>の</b>	家	屋
摘    要	行	番	号	床 面	積 (㎡)	決	定価	格 (千円)	床	面	積	(m²)	決	定。但	(千円)
平成31年度の概要調書(修正前) (1)	90	1	0	12	5, 583, 040	22	158, 8	805, 911	34	!	9, 504, 4	481	44	485	5, 950, 162
平 H30. 1. 1以前の減少分、 成 そ の 他 の 捕 捉 誤 り (2)	0	2	0		454			2, 914			2	229			2, 273
31 田30. 1. 1以前の新築分及び 増 築 分 の 捕 捉 漏 れ (3)	0	3	0		356			5, 672			1, 3	399			12, 363
概   減 少 分 の 捕 捉 誤 り (4)	0	4	0		608			8, 739				62			189
調   H30. 1. 2 ~ H31. 1. 1の (5)   書   改築分、その他の捕捉誤り	0	5	0								(	658			5, 420
H30. 1. 2 ~ H31. 1. 1の (6)   新築分及び増築分の捕捉漏れ	0	6	0		34			747			1, 3	378			108, 031
平成31年度の概要調書(修正後) (1) - (2) + (3) - (4) + (5) + (6)	0	7	0		5, 582, 368		158, 8	300, 677			9, 507, 6	625		486	6, 073, 514
減 少 分 家 屋 (8)	0	8	0		52, 809		8	346, 391			31,	190			610, 279
減 価 分 家 屋 (9)	0	9	0												
不均衡是正による増減額等 (10)	1	0	0	(	)				(			)			
改 築 分 等 家 屋 (11)	1	1	0												
課税・非課税変更分家屋 (12)	1	2	0		899			9, 289			△ 19,0	005		Δ 1	, 890, 051
在 来 分 家 屋 (13)	1	3	0	(7) - (8) + (12)	5, 530, 458	(7)-(8)+(1	0)+(11)+(12) 157, 9	) 963, 575	(7) - (8) +	(12)	9, 457, 4	430	(7)-(8)+(	10)+(11)+( 483	12) , 573, 184
新 築 分 家 屋 (14)	1	4	0		88, 697		7, (	008, 572			125, 2	256		11	, 446, 184
增 築 分 家 屋 (15)	1	5	0		309			22, 673				0			0
令和2年度の決定価格等 (16) (13) + (14) + (15)"	1	6	0	工	5, 619, 464	+	164, 9	994, 820	ス		9, 582, 6	686	Þ	495	, 019, 368

地	方公	共団	体	コー	. <u>k</u>	表看	昏号
1	4	2	1	2	3	<sup>7</sup> 4	08

#### 第40表 法附則第15条の6第1項及び第2項による軽減税額等の床面積区分 に関する調(令和2年度に新たに軽減の対象となったものについて)

	_										
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
			1 50 m² l'	個	当 ** 以 下		2-				積
区	分	行番号	(貸家の用に供る	L 上 100 される場合は40 mi	以上100㎡以下)	100 m²	超 120	m <sup>*</sup> 以下	120 m²	超 140 m	以下
			個数(個)	床面積	軽減税額	個数個	床面積	軽減税額	個数(個)	床面積(㎡)	軽減税額
第1項·	3年間適用	90 1 0	389	<sup>17</sup> 32, 242	25 18, 040	23	24, 32	27 46 13, 198	54 25	3, 265	1, 723
第2項·	5年間適用	0 2 0	159	8, 090	5, 379	1	1, 06	697			
合	計	0 3 0	548	40, 332	23, 419	24	25, 39	13, 895	25	3, 265	1, 723
	(10) (11) (12)						(14)	(15)	(16)	(17)	(18)
			1	個		(13)	Ē				積
区	分	行番号	140 m²	超 160 m <sup>2</sup>	以下	160 m²	超 200	m <sup>2</sup> 以 下	200 m²	超 240 m	1 以下
			個数(個)	床面積(㎡)	軽減税額	個数(個		軽減税額	個数(個)		軽減税額
第1項·	3年間適用	9 0 1 1	12 8	1, 214	539	33	38 1, 34	46 586	54	59 645	67 74 203
第2項·	5年間適用	0 2 1					2 35	130			
合	計	0 3 1	8	1, 214	539	1	1, 69	716	3	645	203
			(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)			
			1 個 当		下 面 積		計		]		
区	分	行番号	240 m²	超 280 m <sup>2</sup>	以下		訂	<u>,                                      </u>			
			個数(個)	床面積(㎡)	軽減税額	個数(個	床面積	軽減税額			
第1項·	3年間適用	<sup>9</sup> 0 1 2	12	17	25	33 T 66.	63, 03	$37^{46 \ \dot{p}} \qquad 34,289$			
第2項・	5年間適用	0 2 2				т 17	9, 50	6, 206			
合	計	0 3 2	0	0	0	83-	72, 54	40, 495			

地	地方公共団体コード									
1	4	2	1	2	3	<sup>7</sup> 4	18			

#### 第41表 法附則第15条の6及び第15条の7の減額適用を受けなかった住宅 の個数に関する調(令和2年度に新たに課税の対象となったものについて)

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

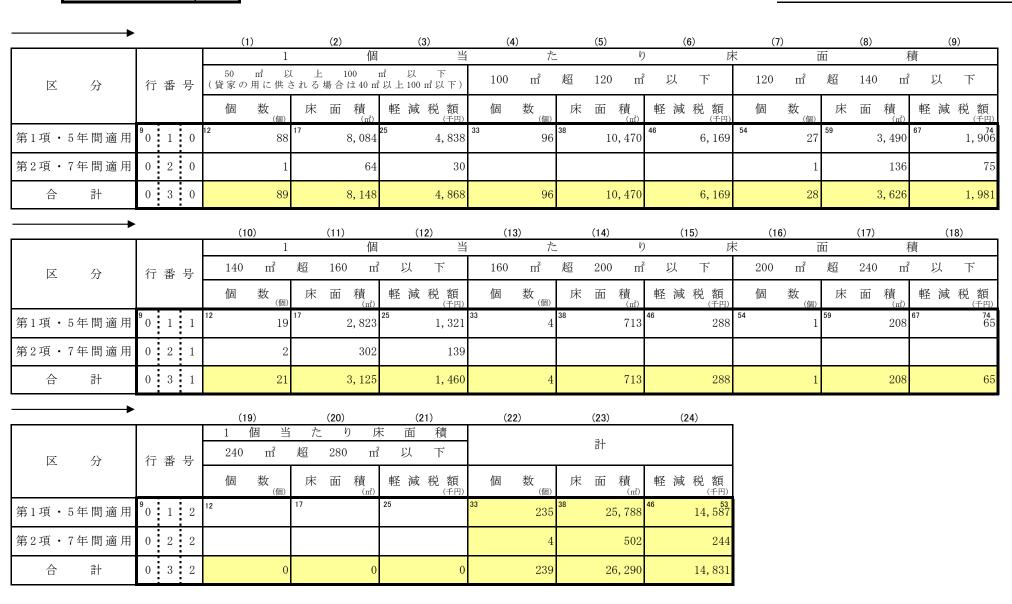
		<b>→</b> (1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		A 床	面 積 要	件 を 満	たさな	い住宅
区 分	行番号	50 ㎡ (貸家の 場合40㎡) 未 満(個)	280 ㎡ 超 300 ㎡ 以下 (個)	300 ㎡ 超 320 ㎡ 以 下 (個)	320 m² 超 (個)	計(個)
第 1 項	90 1 0	305	17	22	27	32 305
第 2 項	0 2 0	79				79
合 計	0 3 0	384	0	0	0	384

	(6) (7)			(8)	(9)	(10)		(11)	(12)	(13)				
				В	居	住 割	合	ガジ 1/2	未 満 の	併 用	住	宅 等	A・Bの要件を満額の適用を受り	たさないために減 けなかった住宅
	₹.	分	行番号	計	(個)	うち 50 m² (貸家 40 m²) 未満	、 の場合 <sup>j</sup> (個)	床 面 積 280 ㎡ 超 300 ㎡ 以 下(個	要 件 を ii 300 m² 超 320 m² 以 下(個	320 m	な 超 (個)	い 住 宅 小 計 (個)	個 数	床 面 積 (㎡)
第	1	項	90 1 1	12		17		22	27	32	37	0	305	8, 344
第	2	項	0 2 1									0	79	2, 521
É	<u>}</u>	計	0 3 1		0		0	(			0	0	384	10, 865

地	地方公共団体コード									
1	4	2	1	2	3	<sup>7</sup> 4	28			

#### 第42表 法附則第15条の7第1項及び第2項による軽減税額等の床面積区分 に関する調(令和2年度に新たに軽減の対象となったものについて)

都道府県名	神奈川県	
市町村名	厚木市	



地	方公	·共园	引体	コー	- F	表看	番号
1	4	2	1	2	3	<sup>7</sup> 4	3

#### 第43表 新築住宅に関する調

								(1)		(2)		(3)		(4)		
		区分		行	番	号	<b>†</b>	東数	自			床面積(㎡)	決	定 価 格	床面積 住居数	決定価格 床面積(円)
木	过 [	専 用 住 宅	(1)	9 0	1	0	12	710	18	-	33		) 32	6, 003, 954	103	79, 670
造		併 用 住 宅	(2)	0	2	0	42	3	48		3	54 23	4 62	17, 592	78	75, 179
家		共 同 住 宅 · 寄 宿 舎	(3)	0	3	0	12	32	18	4	275	<sup>24</sup> 10, 32	3 32	827, 225	38	80, 134
屋		計 (1) + (2) + (3)	(4)	9 0	4	0	42	745	48	1, (	)11	<sup>54</sup> 85, 91	7 62	6, 848, 771	85	79, 714
		鉄骨鉄筋コンクリート造	(5)	0	5	0	12		18			24	32		0	0
木		鉄筋コンクリート造	(6)	9 0	6	0	42	3	48		3		1 62	41,003	107	127, 735
	戸	鉄 骨 造	(7)	0	7	0	12	5	18		5	24 53	4 32	44, 984	107	84, 240
造	建	軽 量 鉄 骨 造	(8)	9 0	8	0	42	70	48		70	<sup>54</sup> 7, 71	3 62	673, 238	110	87, 289
垣	住	れ ん が 造 コンクリートブロック造	(9)	0	9	0	12		18			24	32		0	0
以	它	そ の 他	(10)	<sup>9</sup> 1	0	0	42		48			54	62	71	0	0
,	1	小計 (5) + (6) + (7) + (8) + (9) + (10)	(11)	1	1	0	12	78	18		78	8, 56	32	759, 245	110	88, 614
źΝ		鉄骨鉄筋コンクリート造	(12)	9 1	2	0	42		48			54	62	71	0	0
外	共	鉄筋コンクリート造	(13)	1	3	0	12	4	18		92	3, 93		466, 328	43	118, 448
Ø	同	鉄 骨 造	(14)	9 1	4	7	42	6	48		55	2, 44	8 62	264, 639	45	108, 104
0)		軽 量 鉄 骨 造	(15)	1	5	0	12	26		2	220		_	807, 459	40	92, 694
家	住	れ ん が 造 コンクリートブロック造	(16)	<sup>9</sup> 1	6	0	42		48			54	62	71	0	0
~,	宅	そ の 他	(17)	1	7	0	12		18			24	32		0	0
		小計 (12) + (13) + (14) + (15) + (16) + (17)	(18)	<sup>9</sup> 1	8	0	42	36		3	867	<sup>54</sup> 15, 09	62	1, 538, 426	41	101, 910
屋		寄 宿 舎	(19)	1	9	0	12		18			24	32		0	0
	Ē	计 (11) + (18) + (19)	(20)	9 2	0	0	42	114	48	4	145	23, 66	4 62	2, 297, 671	53	97, 096
	合	計 (4) + (20)	(21)	2	1	0	12	859	18	1, 4	156	109, 58	1 32	9, 146, 442	75	83, 467

地	方公	- ド	表看	昏号			
1	4	2	1	2	3	<sup>7</sup> 4	4

#### 第44表 法附則第56条の規定による軽減税額等に関する調(その1)

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

							(1	)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
								¥	忩	数	ζ	令和2年度に新	たに軽減の対象	良となったもの
	区	分	á	行者	番号	<u>-</u> -	個	数	床	面 積 (㎡)	軽減税額 (千円)	個 数	床 面 積 (㎡)	軽減税額 (千円)
		法附則第15条の6等の適用のあるもの	1/2	0	1		2		19	2	28	37	44	53 61
	東日本大震災		1/3	0	2	0								
		法附則第15条の6等の適用のないもの	1/2	0	3	0								
					4			2		318	67			
法附則第56条		合 計	(	0	5	0		2		318	67	0	0	0
		法附則第15条の6等の適用のあるもの	1/2	0	6	0								
	東日本大震災		1/3	0	7	0								
	第14項 (居住困難区域内家	法附則第15条の6等の適用のないもの	1/2	0	8	0								
	屋の代替取得家屋)	12世紀初初10人~20年の2週月の7は1・202			9			1		71	37			
		合 計		1	0	0		1		71	37	0	0	0
	合 計				1	0		3		389	104	0	0	0

地	方公	:共5	団体	コー	・ド	表看	₽号
1	4	2	1	2	3	4	4

#### 第44表 法附則第56条の規定による軽減税額等に関する調(その2)

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

	<b>——</b>				(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
					令和2年度で第15	条の6等のみ軽減期	間の終了するもの	令和2年度で	: 軽減期間の約	冬了するもの
	区	分	行者	番 号	個 数	床 面 積 (㎡)	軽減税額 (千円)	個 数	床 面 積 (㎡)	軽 減 税 額 (千円)
		法附則第15条の6等の適用のあるもの 1/	<sup>9</sup> 0		12	19	28	37	44	53 61
	東日本大震災	1/	3 0	2 1						
	第11項 (滅失・損壊家屋の 代替取得家屋)	法附則第15条の6等の適用のないもの	2 0	3 1						
		1/	′3 O ·					1	199	33
法附則第56条		合 計	0	5 1	0	0	0	1	199	33
		1/2   法附則第15条の6等の適用のあるもの		6 1						
	東日本大震災	1/	3 0	7 1						
	第14項 (居住困難区域内家	法附則第15条の6等の適用のないもの	2 0	8 1						
	屋の代替取得家屋)	1/	3 0					1	71	37
		合 計	1	0 1	0	0	0	1	71	37
	合	計	1	1 1	0	0	0	2	270	70

地	方公	:共区	団体	コー	・ド	表看	昏号
1	4	2	1	2	3	4	5

# 第45表 法附則第55条の規定による減額課税等に関する調

都 道 府 県 名 神奈川県 ----------------------市 町 村 名 厚木市

	<b></b>						(1)	(2)	(3)
	区	分	î	亍 耆	<b>F</b> -	号	個数	<ul><li></li></ul>	数 軽減税額 (千円)
		法附則第15条の6等の適用のあるもの	9		1	0	12	19	28 36
	第4項 減額課税初年度区域	法附則第15条の6等の適用のないもの	0	4	2	0			
		合 計	0		3	0	0	0	0
		法附則第15条の6等の適用のあるもの	0	4	4	0			
法附則第55条	第6項 減額課税第二年度区域	法附則第15条の6等の適用のないもの	0		5	0			
		合 計	0	(	3	0	0	0	0
		法附則第15条の6等の適用のあるもの	0	1	7	0			
	第8項 減額課税第三年度区域	法附則第15条の6等の適用のないもの	0		3	0			
		合 計	0	į	9	0	0	0	0
	合	計	1	(	0	0	0	0	0

償却資産に関する概要調書

#### 令和2年度 償却資産に関する概要調書等報告書

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

地方公共団体コード 11	4	2	1	2	3 <sup>6</sup>					
表番号・行番号	70	0	0	0	011					
市 町 村 判 別 特定市・・・・・・1 コ ー ド 特定市以外の市町村・2										
団体区分コー	ド	13			2 <sup>16</sup>					

(注) 自動的に付与される。

地	地方公共団体コード										
1	4	2	1	2	3	<sup>7</sup> 6	98				

# 第69表 納税義務者数に関する調

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

					(	(1)	(2)	(3)
個人・法人の別	区分	行	番	号	総	数 (イ) (人)	法定免税点未満のもの (ロ)(人)	法定免税点以上のもの (イ)-(ロ) (ハ)(人)
個	人	9	1	0	12	1, 643	1,052	30 38 591
法	人	0	2	0		5, 469	2, 812	2, 657
合	計	0	3	0		7, 112	3, 864	3, 248

地	方グ	类区	団体	コー	ド	表看	昏号
1	4	2	1	2	3	77	0

# 第70表 償却資産の価格等に関する調(市町村計)

	(1)												(2)			(3)		(4)			
	種	類		行	番	号	決	定	価	格 (千円)	課	税	標	準	額(千円)	課税標準の特例規定適用を受けるもの(イ	) (イ)	以外の	<u>内</u> のもの	訳 (ロ) (千円)	
市町	構	築	物	90	1	0	12		68,	011, 787	25		6	7, 84	3, 249	501, 1	51		67, 3	42,087	
村長	機械	及び	装 置	0	2	0			104,	596, 873			10	3, 18	5, 683	589, 4	9		102, 59	96, 204	
が 価 格	船	1	舟白	0	3	0				1, 656					1, 656		0			1,656	
等を	航	空	機	0	4	0									0					0	
決定	車両	及び遺	重搬 具	0	5	0			1,	370, 229				1, 37	0, 229		0		1, 3	70, 229	
した	工具,	器具及	び備品	0	6	0			67,	914, 978			6	7, 79	4, 458	84, 6	7		67, 70	09, 791	
も の	小	`	計 (ハ)	0	7	0			241,	895, 523			24	0, 19	5, 275	1, 175, 3	8		239, 0	19, 967	
法十 第九	定し,	配分し	各等を決 たもの	0	8	0			26,	889, 905			2	5, 87	4, 209						
三条			価格等を したもの	0	9	0			4,	213, 330				2, 73	0,801						
百関八係	小	\	計 (二)	1	0	0			31,	103, 235			2	8, 60	5,010						
法第74 県知事	13条第1項 が価格等を	の規定に と決定した	こより道府 たもの(ホ)	1	1	0				0					0						
合計	(ハ) +	(=)	+ (ホ)	1	2	0			272,	998, 758	_		26	8, 80	0, 285						
同内	市町	村 分	の額	1	3	0							26	8, 80	0, 285						
上訳	道府	県 分	の額	1	4	0															

地	方々	2共区	]体:	コー	ド	表都	番号
1	4	2	1	2	3	7	18

# 第71表 償却資産の価格等に関する調(個人分)

								(	1)				(2)				(3				(4)	)	
	種	*	質	行	番	号	決	定	価	格 (千円)	課	税	標	準	額 (千円)	課 課税標 適用を			り (イ	)以		もの	訳 (ロ) (千円)
市町	構	築	物	9 0	1	0	12		3,	103, 369	25				3, 369	38			0 51			3, 10	03, 369
村長	機械	及て	が 装 置	0	2	0				428, 947				42	8, 947				0			42	28, 947
が 価 格	舟	'\ 	舟白	0	3	0				6					6				0				6
等を	航	空	機	0	4	0				0					0				0				0
決定	車両	及び	運 搬 具	0	5	0				9, 386					9, 386				0				9, 386
した	工具,	器具	及び備品	0	6	0				640, 886				62	9, 521				0			62	29, 521
も の	/]	`	計 (ハ)	0	7	0			4,	182, 594				4, 17	1, 229				0			4, 17	71, 229
法十 第九	定し,	配分	格等を決 したもの	0	8	0				0					0								
三条	道府県 決定し,	知事が 配分	価格等を したもの	0	9	0				0					0								
百関八係	/]	`	計 (二)	1	0	0				0					0								
法第74 県知事	13条第1項 が価格等を	の規定 と決定し	により道府 たもの(ホ)	1	1	0				0					0								
合計	(ハ) +	(=)	+ (ホ)	1	2	0			4,	182, 594				4, 17	1, 229								
同内	市町	村分	か 額	1	3	0								4, 17	1, 229			_					
上訳	道府	県ヶ	か 額	1	4	0																	

地	方グ	ド	表看	番号			
1	4	2	1	2	3	77	28

# 第72表 償却資産の価格等に関する調(法人分)

								(	1)				(2)				(3)				(	4)	
	種	類		行	番	号	決	定	価	格 (千円)	課	税	標	準	額(千円)	課税標適用を		らもの		額 (イ)	以外の	力もの	訳 (ロ) (千円)
市町	構	築	物	90	1	0	12		64,	908, 418	25		6	4, 73	9, 880	38			1, 162	51		64, 2	38, 718
村長	機械	及び	装 置	0	2	0			104,	167, 926			10	2, 75	6, 736			58	9, 479			102, 1	67, 257
が 価 格	船	1	舶	0	3	0				1, 650					1,650				0				1,650
等を	航	空	機	0	4	0									0								
決定	車両	及び追	匿搬 具	0	5	0			1,	360, 843				1, 36	0, 843				0			1, 3	60, 843
した	工具,	器具及	び備品	0	6	0			67,	274, 092			6	7, 16	4, 937			8	4, 667			67, 0	80, 270
も の	小	、 言	+ (ハ)	0	7	0			237,	712, 929			23	6, 02	4, 046			1, 17	5, 308			234, 8	48, 738
法十 第九	定し,	配分し	各等を決 たもの	0	8	0			26,	889, 905			2	5, 87	4, 209								
三条	道府県外決定し,	知事が信 配分し	西格等を したもの	0	9	0			4, 2	213, 330				2, 73	0,801								
百関八係	小	、 言	+ (=)	1	0	0			31,	103, 235			2	8, 60	5, 010								
法第74 県知事	は3条第1項 が価格等を	の規定に と決定した	より道府 こもの(ホ)	1	1	0				0					0								
合計	(ハ) +	(=)	+ (ホ)	1	2	0			268,	816, 164			26	4, 62	9, 056								
同内	市町	村 分	の額	1	3	0							26	4, 62	9, 056								
上訳	道府	県 分	の額	1	4	0																	

地	表都	昏号					
1	4	2	1	2	3	7	8 3

#### 第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道用	牙 県 名	神奈川県	
市町	村 名	厚木市	

				(1)	(2)	(3)	(4)
		区分	決     行番号	定価格	課 税 標 の 特 例		課 税 標 準 額 (A) × (B) (D)
		7	1, 🖺 ,	(A) (千円)		(C)	(C) (千円)
	第 1 項	(新線構築物)	9 12		25	27	29
3/4-			0 1 0		1	3	
法			0 2 0		2	3	
		(新線立体交差化施設)	0 3 0		1	6	
第			0 4 0		1	3	
	第 2 項	(ガス事業用資産)	0 5 0		1	3	
三			0 6 0	303	2	3	202
	第 3 項	(農業協同組合等共同利用機械)	0 7 0		1	2	
百	第 4 項	(外航船舶)	0 8 0		1	6	
		(準外航船舶)	0 9 0		1	4	
	第 5 項	(内航船舶)	1 0 0		1	2	
四	第 6 項	(離島航路事業用内航船舶 (349条の3⑤との連乗後))	1 1 0		1	6	
+	第 7 項	(国際路線用航空機)	1 2 0		1	5	
			1 3 0		1	10	
九			1 4 0		2	15	
	第 8 項	(離島路線用航空機)	1 5 0		1	3	
条			1 6 0		2	3	
//		(小型離島航空機)	1 7 0		1	4	
	第 9 項	(日本放送協会)	1 8 0	12, 760	1	2	6, 380
0)	第 10 項	(日本原子力開発機構)	1 9 0		1	3	
			2 0 0		2	3	
三	第 12 項	(新幹線に係る鉄軌道用資産)	2 1 0		1	6	
			2 2 0		1	3	

地	方グ	表看	昏号				
1	4	2	1	2	3	7	3

#### 第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法第349条の3、法第349条の3の4関係つづき)

都道月	府 県 名	神奈川県	
市町	村 名	厚木市	

					(1)			(2		(3				(4)		
				決	定	価	格		税標		(B)	課	税	標	準	額
		区分	行番号						特何		(C)	(A)		$\times$	(B)	
						(A	) (千円)		3)	((	C)				(C)	(千円)
	第 13 項	①(青函・本四 鉄道施設)	2 3 0	12				25	1	27	6	29				
7.1.		②(表页 大四 东纯挂筑幅)							1							
法		②(青函・本四 新線構築物)	2 4 0						1		18					
			2 5 0						1		9					
第		③(青函・本四 新線立体交差化施設)	2 6 0						1		36					
NJ			2 7 0						1		18					
		④(青函・本四 変・送電用資産)	2 8 0						1		10					
三	第 14 項	(河川事業鉄軌道用資産)	2 9 0						2		3					
			3 0 0						5		6					
			3 1 0						1		6					
百			3 2 0						1		3					
	第 15 項	(宇宙航空研究開発機構)	3 3 0						1		3					
四	,,,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3 4 0						2		3					-
	第 16 項	(海洋研究開発機構)	3 5 0						1		3					
	NJ 10 X		3 6 0						2		3					
十	<b> </b>	(水資源機構)	3 7 0						1		2					
	为 11 久	(小) 貝(你(攻)円)	3 8 0						2		1					
九	<b>然</b> 10 項	①(牡ウ以十六字位)							J		4					
76	男 18 垻	①(特定地方交通線)	3 9 0						1		4					
		②(新線構築物)	4 0 0						1		12					
条			4 1 0						1		6					
		③(新線立体交差化施設)	4 2 0						1		24					
			4 3 0						1		12					
$\mathcal{O}$		④(河川事業鉄軌道用資産)	4 4 0						1		6					
			4 5 0						5		24					
_			4 6 0						1		24					
三			4 7 0						1		12					
			4 8 0						3		20					
			- 1 0 1 0						Ū		10					

地	方グ	表番号					
1	4	2	1	2	3	7	3

#### 第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法第349条の3、法第349条の3の4関係つづき)

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

				(1	1)			(2)		(3)			(4)	
		<i>2</i>	決	定	価	格	課		漂 準		課	税	標	準額
	区    分	行番号			(A)	(千円)	の	特 /(B)	列 率	(C)	(A)		×	(B) (D) (千円)
	第 19 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	9	12		(A)		25	(D)	27	(C)	29			(c) (111)
		4 9 0				26, 822		]	l	3				8, 941
法		5 0 0				22, 393		4	2	3				14, 929
	第 20 項 (科学技術振興機構)	5 1 0			]	169, 136		]	L	2				84, 568
第	第 22 項 (新関西国際空港㈱)	5 2 0						]	L	2				
	第 23 項 (信用協同組合等)	5 3 0						3	3	5				
三	第 24 項 (変・送電用資産(鉄道事業用))	5 4 0						3	3	5				
	第 25 項 (中部国際空港㈱)	5 5 0						]	L	2				
百	第 26 項 (外国貿易用コンテナー)	5 6 0						4	1	5				
四	第 27 項 (家庭的保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 7 0						1	l	3				
+	第 28 項 (居宅訪問型保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 8 0						1	1	3				
九	第 29 項 (事業所内保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 9 0						1	1	3				
	第 30 項 (認定生活困窮者就労訓練事業)	6 0 0						j	L	2				
条	第 31 項 (国立研究開発法人日本医療研究開発機構)	6 1 0						]	L	3				
		6 2 0						4	2	3				
$\mathcal{O}$	(国立研究開発法人科学技術振興機構からの譲渡)	6 3 0						]	L	2				
	第 32 項 (量子科学技術研究開発機構)	6 4 0						]	L	3				
三		6 5 0						2	2	3				
	第 33 項 (世界遺産)	6 6 0						]	L	3				
法第3	49条の3の4 (被災代替償却資産)	6 7 0						]	L	2				
	合計	6 8 0			4	231, 414		-	-	-				115, 020

地	方々	公共区	団体:	コー	ド	表都	\$号
1	4	2	1	2	3	7	4

#### 第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都 道 府	県 名	神奈川県
市町木	寸 名	厚木市

				(1)			(2)		(3)			(4)		
	区分	行番号	決	定	価 (A)	格 (千円)	課 税 の 特 (B)	標例		課 ()	税 A)	標 ×	進 (B) (C)	額 (D) (千円)
	旧 第1項 (送電用資産・電気事業用)	0 1 0	12				25	1	3	29				
法	(変電所・電気事業用)	0 2 0						3	<u>3</u>					
	15 the co are ( 14 th 14 14 11 th 15)	0 4 0						3	4					
第	旧第13項(立体交差化施設) 旧第18項(熱供給事業用資産)	0 5 0 0 6 0				2, 621		1	-					874
	旧分10分(然於和爭未用具生)	0 7 0				2,021		2	3					014
三	旧 第 18 項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	0 8 0						4	5					
	旧第19項(地下道又は跨線道路橋)	0 9 0						1	2					
	旧第21項(車庫構築物・立体交差化施設)	1 0 0						1	3					
百	旧 第 23 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	1 1 0 1 2 0						2	3					
		1 3 0						1	3					
四	旧第24項(特定鉄道路線構築物)	1 4 0						1	4					
		1 5 0						1	2					
+	旧第25項(日本電気計器検定所)	1 6 0						1	2					
'		1 7 0						1	3					
	旧第26項(日本消防検定協会)	1 8 0 1 9 0						1	9					
九		2 0 0						1	3					
		2 1 0						1	6					
条	旧第27項(小型船舶検査機構)	2 2 0						1	2					
		2 3 0						1	3					
		2 4 0						1	6					
の	旧第28項(軽自動車検査協会)	2 5 0 2 6 0						1	2					
		2 7 0						1	5 6					
三	旧第30項(情報通信研究機構)	2 8 0						2	3					
	旧第31項(社会保険診療報酬支払基金)	2 9 0						1	3					
		3 0 0						1	6					

地	方々	大人	]体:	コー	ド	表看	<b>译号</b>
1	4	2	1	2	3	7	4

#### 第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法第349条の3、法第349条の3の4関係つづき)

都 道 府 県 :	名	神奈川県
市町村	名	厚木市

				(1	)		(2)		(3)	)			(4)		
	区分	行番号	決	定	価	格	課が			(C)	課 (A)	税 )	標 ×	準 (B)	額 (D)
					(A)	) (千円)	(B)		(C)	)	<u> </u>			(C)	(千円)
法	旧第32項(高圧ガス保安協会)	3 1 0	12				25	1	27	2	29				
第三		3 2 0						1		3					
_		3 3 0						1		6	i				
百	旧第32項(自動車安全運転センター)	3 4 0						1		3					
匹		3 5 0						1		6	i				
+	旧 第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	3 6 0						1		2					
九	旧第34項(有線放送電話業務用資産)	3 7 0						2		3					
条		3 8 0						1		2	i				
の		3 9 0						1		6					
三	合 計	4 0 0				2,621		_		-					874

1 4 2 1 2 3 7 5	地方公共団体コード表							
	1	4	2	1	2	3	7	5

#### 第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(3) (法附則第15条関係)

				(1)	)			2)	(3)				(4)		
	区分	2000年	決	定	価	格	課	税特		(C)	課(4)	税	標	準 名	
	区 分	行番号			(A)	(千円)			(C)	(C)	(A)		×		(D) (千円)
	第 1 項 (倉庫等)	9	12		(11)	(113)	25		27		29			(0)	. 1 1 4/
		0 1 0						1		2					
		0 2 0						3		4					
法		0 3 0						2		3					
	late of the control of the state of the stat	0 4 0						3		5					
	第 2 項 (公共の危害防止施設等)	0 5 0						1		2					
		0 6 0				10,619		2		3				7	7,080
附		0 7 0						1		3					
		0 8 0						3		4					
	· ㅁ /Ib.P·샤 클피Ib.= Web Ib. Ib. Ib. Ib. Ib. Ib. Ib. Ib. Ib. Ib	0 9 0				80, 847		1		6					3, 474
Bil	1号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 0 0 1 1 0				22, 057		1		3				-7	7, 352
則	5号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)					000				0					40.4
	旧2号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 2 0				868		1		2					434
	フッ素系溶剤(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分) 第 3 項 (国内路線用航空機)	1 3 0 1 4 0						0							
第	男 3 頃 (国内路楙用机至陵)	1 4 0						2		5 4					
		1 6 0						3		8					
		1 7 0						2		3					
	第 5 項 (沖縄電力㈱)	1 8 0						2		3					
+	(旧 沖縄電力(株) 変・送電用資産)	1 9 0						2		9					
	(旧 打磨电力物 友 应电用真压)	2 0 0						4		9					
		2 1 0						2		5					
_		2 2 0						1		2					
五.	第 6 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	2 3 0						2		3					
	第 7 項 (日本貨物鉄道㈱の新造車両)	2 4 0						3		5					-
	第 8 項 (雨水貯留浸透施設)	2 5 0						2		3					
条		2 6 0						1		2					$\neg$
-1-	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	2 7 0													-
	第 11 項 (低公害車燃料等供給施設)	2 8 0						2		3					
		2 9 0						3		4					$\neg$

地	地方公共団体コード表番号										
1	4	2	1	2	3	7	8 5				

#### 第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(3) (法附則第15条関係つづき)

					(1)	)		(	2)		(3)			(4)		
		区 分	行番号	決	定	価	格	課の		票 準列 率	(B)	課 (A)	税	標 ×	準 (B)	額 (D)
		23	13 ш 3			(A	) (千円)		B)		(C)	(11)			(C)	(千円)
	第 12 項	(国際船舶)	3 0 0	12				25	1	27	18	29				
	笙 13 項	①(特定鉄道事業譲受資産)	3 1 0						1		10					
No.	N1 10 -M	②(新線構築物)	3 2 0						1							
法		(2) (利 ) 於(特 系) (7)	3 3 0						1		3					
		③(立体交差化施設)	3 4 0						1		12					
		(五件文左门地政)	3 5 0						1		6					
附		④(河川事業鉄軌道用資産)	3 6 0						1		3					
			3 7 0						- 5		12					
			3 8 0						1		12					
則			3 9 0						1		6					
N)		⑤(変・送電用資産)	4 0 0						3		10					
	第 14 項	(鉄道車両安全向上設備)	4 1 0						1		3					
	第 15 項	(低床車両)	4 2 0						1		3					
第	第 16 項	(新造改良車両(鉄道事業))	4 3 0						2		3					
			4 4 0						3		5					
	第 17 項	(新造車両(流通業務))	4 5 0						2		3					
+			4 6 0						3		5					
	第 18 項	(PFI公共施設)	4 7 0						1		2					
	第 19 項	(都市利便施設)	4 8 0						3		5					
			4 9 0						1		2					
五	(都市	「再生緊急整備地域) 決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 0 0													
条		都市再生緊急整備地域) 決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 1 0													
	第 20 項	(都市鉄道利便増進施設)	5 2 0						2		3					
	第 21 項	(外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	5 3 0						1		2					
			5 4 0						9		5					

地	地方公共団体コード表番号										
1	4	2	1	2	3	7	8 5				

#### 第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(3) (法附則第15条関係つづき)

						(1	)		(2)			(3)			(4)		
	F	行	쬬	П	決	定	価	格		锐 相		(B)	課	税	標	準 (D)	額(D)
	区 分	11	畓	サ			(2	A) (千円)		诗 化	·	(C)	(A	)	×	(B)	- (D) (千円)
	第 22 項 (鉄道事業再構築事業)	9 5	5	0	12			, , , , , , ,	25	1	27	4	29			(-)	(,,,,,,
	第 23 項 (バイオ燃料製造設備)	5	6	0						1		2					
		5	7	0						2		3					
法	第 25 項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	5	8	0						1		2					
伝		5	9	0						2		3					
	第 26 項 (津波対策に資する港湾施設等)	6	0	0						1		2					
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	1	0													
	第 28 項 (津波避難施設等)	6	2	0						1		2					
附	(指定避難施設(わがまち特例)適用分)	6	3	0													
1,11	(協定避難施設(わがまち特例)適用分)	6	4	0													
	第 29 項 (移動等円滑化のための設備)	6	5	0						2		3					
	第 30 項 (再生可能エネルギー発電設備)	6	6	0						2		3					
則	(太陽光1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	7	0													
KI)	(太陽光1,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	8	0													
	(風力20kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	9														
第	(風力20kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7	0	0													
	(水力5,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7	1	0													
+	(水力5,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7	2	0													
	(地熱1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7	3	0													
	(地熱1,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7	4														
五	(バイオマス10,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7	5	0													
	(バイオマス10,000kw以上20,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7	6	0													
	第 31 項 (熱電併給型動力発生装置)	7	7	0				564, 706	5	5		6				4	70, 588
条		7	8	0						11		12				-	
	第 32 項 (鉄道耐震補強設備)	7	9	0						2		3				-	
	第 33 項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	8	0	0						2		3					
	第 34 項 (浸水防止用設備) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	8	1	0													

地	方グ	大大	]体:	コー	ド	表都	备号
1	4	2	1	2	3	7	8 5

#### 第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(3) (法附則第15条関係つづき)

				(1)		(2)		(3)		(4)	
	区分	行番号	決	定 価	格	の特	標 準 例 率	(C)	課 (A)	税 標 ×	準 額 (B) (D)
				(A	) (千円)			(C)			(C) (千円)
	第 35 項 (特別特定技術基準施設の耐震化)	8 2 0	12			25	1 27	2	29		
法		8 3 0					5	6			
		8 4 0					2	3			
附	第 36 項 (無電柱化)	8 5 0					1	2			
113		8 6 0					2	3			
l		8 7 0					3	4			
則	第 38 項 (特定事業所内保育施設) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	8 8 0			15, 695		1	3			5, 232
第	第 40 項(対象特定電気通信設備)	8 9 0					3	4			
	第 41 項 (先端設備等)	9 0 0			829, 108		-	-			0
	第 42 項(立地誘導促進施設)	9 1 0					2	3			
+	第 43 項 (帰還環境整備推進法人)	9 2 0					1	3			
	第 44 項(地域福利増進事業)	9 3 0					2	3			
五.	第 45 項 (農業協同組合等共同利用機械)	9 4 0					1	2			
	第 46 項 (認定就農者)	9 5 0		<u> </u>			2	3			
条	第 48 項 (滞在快適性等向上施設)	9 6 0					1	2			•
	第 49 項 (ローカル 5 G)	9 7 0					1	2			
	合計	9 8 0		1,	523, 900		-	-			504, 160

地	方公	类区	]体:	コー	ド	表都	番号
1	4	2	1	2	3	7	6

#### 第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(4) (法附則第15条関係)

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

				(1)				(2)		(3)			(4)		
		4	決	定	価	格		税標		(B)	課	税	標	準	額
	区 分	行番号			( • )	( <b>7</b> III)		特例	率	(C)	(A	.)	×	(B)	(D)
	旧 第 3 項(公害防止設備)	9	12		(A)	(千円)	25	B)	27	(C)	29			(C)	(千円)
	田 第 3 填(五音例正成個)	0 1 0				21,829		1		3					7, 276
		0 2 0						2		3					
法		0 3 0						3		4					
		0 4 0						1		2					
	旧第5項(公共危害防止構築物)	0 5 0						3		5					
附		0 6 0						1		2					
		0 7 0						1		3					
	旧第6項(公害防止優良更新施設)	0 8 0						1		2					
則		0 9 0						2		3					
人,	旧第7項(産業廃棄物焼却施設等)	1 0 0				500		2		3					333
		1 1 0						5		6					
***	旧第14項(旧国際電信電話㈱)	1 2 0						3		5					
第		1 3 0						1		2					
	旧第15項(地方卸売市場)	1 4 0						4		5					
		1 5 0						3		4					
+	旧第17項①(立体交差化施設)	1 6 0						1		6					
	②(旧交納付金法附則第19項)	1 7 0						-		-					
	③(旧交納付金法附則第20項)	1 8 0						-		-					
五.	旧第19項(指定法人等の大規模外貿埠頭)	1 9 0						1		2					
	旧第20項(水力発電施設の魚道)	2 0 0						2		3					
	旧 第 20 項(貨物鉄道に対する貸付資産)	2 1 0						1		2					
/x		2 2 0						2		3					
条	旧第20項(スーパー中枢港湾)	2 3 0						1		2					
	旧第21項(国立大学校舎)	2 4 0						1		2					
	旧 第 27 項 (指定会社等の特定用途港湾施設)	2 5 0						1		2					

坩	力が	〉共 🖯	]体:	表番号			
1	4	2	1	2	3	7	6

#### 第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(4) (法附則第15条関係つづき)

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

			(1)	(2)	(3)	(4)
	区 分		<ul><li>(A) (千円)</li></ul>	課税標 の特例 (B)	準 (B) 率 (C)	課税標準額 (A) × <u>(B)</u> (D) (C) (千円)
法	旧第29項(旧交納付金法附則第17項)	9 2 6 0 12		25 –	27 –	29
m//	旧第36項(公共荷さばき施設)	2 7 0		1	2	
附	旧第37項(一般廃棄物処理施設)	2 8 0		1	2	
則		2 9 0		1	4	
八八	旧第37項(放送ネットワーク災害対策用設備)	3 0 0		3	4	
第	旧第39項(国家戦略特区)	3 1 0		1	2	
+	旧 第 40 項 (ノンフロン製品) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	3 2 0				
_	旧 第40項(認定誘導事業により取得した公共施設等)	3 3 0		4	5	
五	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	3 4 0				
条	旧第43項(経営力向上設備等)	3 5 0	1, 095, 292	1	2	547, 645
	合 計	3 6 0	1, 117, 621	-	-	555, 254

地方生	大字	]]体:	コー	ド	表都	番号
1 4	2	1	2	3	7	7

#### 第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(5) (法附則第15条の2,法附則第15条の3,旧法附則第16条の2)

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

					(1	)	(2)	(3)	(4)	
					決 定	価 格	課税	票 準 <u>(B)</u>	課税標	準 額
			区 分	行番号			の特の	列 率 (C)	$(A) \times$	(B) (D)
						(A) (千円)		(C)		(C) (千円)
	第	1 項	①(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	0 1 0			25	3	29	
法			①(JR北海道・四国に係る特例)	0 2 0			1	2		
		J	②(新線構築物)	0 3 0			1	6		
77.L		R 北		0 4 0			1	3		
附		海	③(新線立体交差化施設)	0 5 0			1	12		
		海道		0 6 0			1	6		
則	第	• 四	④(新幹線鉄軌道用資産)	0 7 0			1	12		
		国		0 8 0			1	6		
444		に	⑤(青函・本四 鉄道施設)	0 9 0			1	12		
第		係	⑥(青函・本四 新線構築物)	1 0 0			1	36		
		る 特		1 1 0			1	18		
十		例	⑦(青函・本四 新線立体交差化)	1 2 0			1	72		
	_	を出		1 3 0			1	36		
		乗法	⑧(青函・本四 変・送電用資産)	1 4 0			1	20		
五.		第三百	⑨(河川事業等に係る鉄軌道用資産)	1 5 0			1	3		
		直		1 6 0			5	12		
条		四 十		1 7 0			1	12		
//<		九		1 8 0			1	6		
	項	条	⑩(車庫構築物・立体交差化施設)	1 9 0			1	6		
Ø		の	⑪(変・送電用資産)	2 0 0			3	10		
		三 各	⑫(新造改良車両(鉄道事業))	2 1 0			1	3		
_		項		2 2 0			3	10		
_		との	⑬(新造車両(流通業務))	2 3 0			3	10		
		連	⑭(鉄道耐震補強設備)	2 4 0			1	3		

坩	表番号						
1	4	2	1	2	3	7	7

# 第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(5) (法附則第15条の2,法附則第15条の3,旧法附則第16条の2つづき)

都道府県名	神奈川県	
市町村名	厚木市	_

						(1)		(2)		(3)	)			(4)		
				ì	决	臣 価	格	課税	標	準	(B)	課	税	標	準	額
		区	行番号					の特	例	率	(C)	(A)		$\times$	(B)	(D)
						-	(A) (千円)	(B)		(C)	)				(C)	(千円)
法附		①(旅客会社等に係る承継特例)	9 2 5 0	12				25	3	27	5	29				
期 第	旧道承 交 納 四 駅	②(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施 設)	2 6 0						-		-					
十 五 条	上る J	③(JR北海道・四国に係る特例)	2 7 0						3		10					
の 三		④(JR北海道・四国に係る特例・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2 8 0						-		-					
旧法阵	対則第16条の	日第11項(阪神・淡路大震災・立体交差 化施設)	2 9 0						1		3					
		合計	3 0 0				0		-		_					0

地	方公	表番号					
1	4	2	1	2	3	7	8

#### 第78表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(6) (法附則第56条,法附則第56条の2)

									(1)				(2)			(3)				(4)		
	区	分	行	番	号		決	定	価		格		特					課 A)×		標	準 (D)	額
\ <del>/+</del>	附 則 第 56 条	T	9 .		_	12				(A)	(千円)	25	(B)		27	(C)	29		(C)			(千円)
佉	M 則 弗 56 余	第12項(東日本大震災)	0	1	0							20		1	2,	:	2					
		第15項(東日本大震災・居住困難区域)	0	2	0									1		:	2					
法	旧 第 3 項	①(被災代替鉄道施設等)	0	3	0									2		;	3					
附	法附則第56条 との連乗	②(被災代替鉄道施設等)	0	4	0									1		;	3					
	旧 第 4 項	①(被災特定地方交通線)	0	5	0									1			4					
則		②(新線構築物)	0			<u> </u>								1		1:	2					
第			0	7	0									1		ı	6					
五.		③(新線立体交差化施設)	0											1		2	4					
+			0											1		1:	2					
六		④(河川事業鉄軌道用資産)	1	0	0									1		-	6					
条			1	1	0									5		2	4					
の			1											1		2	4					
1			1	3	0									1		1	2					
		⑤(変・送電用資産)	1	4	0									3		2	0					
	合	計	1	5	0						0			_			-					0

地	地方公共団体コード									
1	4	2	1	2	3	77	9			

# 第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(市町村計)

		(1)	(2)
区 分	行番号	納 税 義 務 者 数 ( 人 )	課税標準額(千円)
150 万 円 未 満 の も の	0 1 0	3,864	33 1,641,513
150 万以上 160 万円未満のもの	0 2 0	80	124, 274
160 万以上170 万円未満のもの	9 0 3 0	74	21 33 122, 085
170 万以上 180 万円未満のもの	0 4 0	70	122, 391
180 万以上 190 万円未満のもの	9 0 5 0	54	99, 653
190 万以上 200 万円未満のもの	0 6 0	60	116, 940
200 万以上 250 万円未満のもの	9 7 0	243	538, 986
250 万以上300万円未満のもの	9 8 0	207	568, 191
300 万以上1,000 万円未満のもの	9 9 0	, , ,	6, 726, 422
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	9 1 0 0		6, 893, 439
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	1 1 0	185	4, 444, 280
3,000 万以上1億円未満のもの	1 2 0		17, 836, 329
1 億 円 以 上 の も の	1 3 0	255	21 231, 207, 295
計	1 4 0	7, 112	270, 441, 798
計 法第389 大臣配分分	<sup>9</sup> 1 5 0	15	25, 874, 209 25, 874, 209
の 条関係 知事配分分	1 6 0	1	21 2, 730, 801
訳 法第 743 条 関 係	<sup>9</sup> 1 7 0		21 33

地	表番号						
1	4	2	1	2	3	78	0

# 第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(個人分)

		(1)	(2)
区 分	行番号	納税義務者数(人)	課税標準額(千円)
150 万 円 未 満 の も の	0 1 0	1, 052	33 422, 052
150 万以上160 万円未満のもの	0 2 0	16	24, 932
160 万以上170 万円未満のもの	9 3 0	16	26, 514 26, 514
170 万以上 180 万円未満のもの	0 4 0	16	27, 983
180 万以上190 万円未満のもの	9 5 0	14	25, 812
190 万以上 200 万円未満のもの	0 6 0	12	23, 327 23, 327
200 万以上 250 万円未満のもの	9 7 0	56	<sup>33</sup> 122, 551
250 万以上300万円未満のもの	0 8 0	61	167, 610
300万以上1,000万円未満のもの	9 9 0	281	1, 542, 947
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	9 1 0 0	89	1, 203, 578
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	1 1 0	19	463, 278
3,000 万以上1億円未満のもの	1 2 0	10	33 395, 956
1 億 円 以 上 の も の	1 3 0	12	146, 741
計	1 4 0	1, 643	
計 法第389 大臣配分分	<sup>9</sup> 1 5 0	12	21 33 0
の 条関係 知事配分分	<sup>9</sup> 1 6 0	12	21 33 0
訳 法第 743 条 関 係	<sup>9</sup> 1 7 0	12	21 33

地	地方公共団体コード								
1	4	2	1	2	3	<sup>7</sup> 8	18		

# 第81表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(法人分)

						(	(1)							(2)				
区 分	行	番	号	納	税義	<b>養務</b>	者 数	( ,	人 )	課	税	標	準	額	(	千	円	)
150 万 円 未 満 の も の	9 0	1	0	12					2,812	21							1, 2	219,461
150 万以上 160 万円未満のもの	9 0	2	0	12					64	21								99, 342
160 万以上 170 万円未満のもの	9 0	3	0	12					58	21								95, 571
170 万以上 180 万円未満のもの	9 0	4	0	12					54	21								94, 408
180 万以上 190 万円未満のもの	9 0	5	0	12					40	21								73, 841
190 万以上 200 万円未満のもの	9 0	6	0	12					48	21								93, 613
200 万以上 250 万円未満のもの	9 0	7	0	12					187	21							4	116, 435
250 万以上300 万円未満のもの	9 0	8	0	12					146	21							4	33 100, 581
300 万以上1,000 万円未満のもの	9 0	9	0	12					917	21							5, 1	183, 475
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	9 1	0	0	12					397	21							5, 6	33 389, 861
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	9 1	1	0	12					166	21							3, 9	981, 002
3,000 万以上1億円未満のもの	9 1	2	0	12					326	21							17, 4	140, 373
1 億 円 以 上 の も の	9 1	3	0	12					254	21						:	231,0	)60, 554
計	9 1	4	0	12					5, 469	21						:	265, 8	33 348, 517
計 法第389 大臣配分分	<sup>9</sup> 1	5	0	12					15	21							25, 8	33 374, 209
の 条関係 知事配分分	9 1	6	0	12					1	21							2, 7	730, 801
訳 法第 743 条 関 係	<sup>9</sup> 1	7	0	12						21								33

市町村交付金に関する概要調書

# 令和2年度 市町村交付金の交付金額等に関する調報告書

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

地方公共団体コード	11	4	2	1	2	3 <sup>6</sup>
表番号・行番	号	<sup>7</sup> 0	0	0	0	011
市町村判別コード特	定市	j· 以外	<b>。</b> の市	町村	• 1 †• 2	12/
団体区分コ	Ţ	ĸ	13/	/	/	2 <sup>16</sup>

(注) 自動的に付与される。

坩	地方公共団体コード						番号
1	4	2	1	2	3	<sup>7</sup> 8	9

# 令和2年度 市町村交付金の交付金額等に関する調

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 厚木市

	<del></del>		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)		(8)
				<u>E</u>	1.67		<u>有</u>	<u>資</u>		産	1
	Γ	/ <del>-</del> π. π	É	a	f 格 <u>格</u> 地	(	通 知 家	価 格 	)	-	
	区 分	行番号			<u> </u>				償却資産	行番号	価格計(D)
			件 数	数 量 (m²)	価格(A) (千円)	件 数	数 量 (m²)	価格(B) (千円)	価格(C) (手円)		(A)+(B)+(C) (千円)
貸	法第4条第1項の 1/6の適用があるもの	9 1 0	12 8	2, 381	236, 908	40	46	56	66 75	9 1 1	12 23 236, 908
付	特例の適用がある 1/3の適用があるもの	0 2 0	1	1	76					0 2 1	76
資	2/5の適用があるもの	0 3 0	0	0	0	1	1,000	55, 217		0 3 1	55, 217
	上記以外のもの	0 4 0	3	156	852	0	0	0	104	0 4 1	956
産	計	0 5 0	12	2, 538	237, 836	1	1,000	55, 217	104		293, 157
空す	法第4条第1項の 1/6の適用があるもの	0 6 0	0	0	0					0 6 1	0
港る	特例の適用がある 1/3の適用があるもの	0 7 0	0	0	0					0 7 1	0
の固	も の 2/5の適用があるもの	0 8 0	0	0	0	0	0	0		0 8 1	0
用定	上記以外のもの 1/2の適用があるもの	0 9 0	0	0	0	0	0	0	0	0 9 1	0
に資	上記以外のもの 1/4の適用があるもの	1 0 0	0	0	0	0	0	0	0	1 0 1	0
供産	計	1 1 0	0	0	0	0	0	0	0	1 1 1	0
玉	有 林 野 に 係 る 土 地	1 2 0	0	0	0					1 2 1	0
発は供		1 3 0								1 3 1	
電所・変送電施設する固力	する固定資産 特定多目的ダム法の規定の適用を受ける多目的ダムに係るもの	1 4 0	0	0	0	0	0	0	0	1 4 1	0
変設 電 の 用 質	変電所又は送電施設の用に供する固定資産	1 5 0	0	0		0	0	0	0	1 5 1	(
又に産	計	1 6 0	0	0	0	0	0	0	0	1 6 1	C
水に	地に ダム以外のものの用に供する土地	1 7 0								1 7 1	
道供	<sup>方係</sup>	1 8 0								1 8 1	
施す	🖺 🙏   に供する  3 / 4 の適用があるもの	1 9 0								1 9 1	
ろ	雅の 固定資産 特例率の適用がないもの	2 0 0								2 0 1	
超	特定多目的ダム 1/2の適用があるもの	2 1 0				0	0	0	0	2 1 1	(
等定	法の規定の適用 を受ける多目的 3/4の適用があるもの	2 2 0				0	0	0	0	2 2 1	(
の資	ダムに係るもの 特例率の適用がないもの	2 3 0	0	0	0	0	0	0	0	2 3 1	(
用産	計	2 4 0	0	0	0	0	0	0	0	2 4 1	(
石 油	備蓄施設の用に供する固定資産	2 5 0	0	0	0	0	0	0	0	2 5 1	0
	合 計	2 6 0	12	2, 538	237, 836	1	1,000	55, 217	104	2 6 1	293, 157

坩	地方公共団体コード						昏号
1	4	2	1	2	3	8	9

# 令和2年度 市町村交付金の交付金額等に関する調(つづき)

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

		<b>—</b>		(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)		(16)
					公		7	-	資		産	
				É	量 帳 個		(	<u>通</u> 知		)		
	X	分	行番号		土	地		家		償却資産	行番号	価格計(D)
				件 数	数量	価 格 (A)	件 数	数量	価 格 (B)	価格(C) (手円)	11 🖽 🕖	
	1		0 " "	12	(m²)	(千円)	40	(m²)	(千円)	(千円)		(A)+(B)+(C) (千円)
貸	法第4条第1項の	1/6の適用があるもの	0 1 2	10			~	***	"	75	0 1 3	11, 091, 003
付	特例の適用があるも の	1/3の適用があるもの	0 2 2	0	0	0					0 2 3	0
資	8 0)	2/5の適用があるもの	0 3 2	0	0	0	11	123, 480	8, 088, 721		0 3 3	8, 088, 721
	上 記 以	外のもの	0 4 2	5	66, 425	1, 471, 109	0	0	0	0	0 4 3	1, 471, 109
産		計	0 5 2	15	195, 246	12, 562, 112	11	123, 480	8, 088, 721	0	0 5 3	20, 650, 833
空す	法第4条第1項の	1/6の適用があるもの	0 6 2	0	0	0					0 6 3	0
港る	特例の適用がある	1/3の適用があるもの	0 7 2	0	0	0					0 7 3	0
の固	も <i>の</i>	2/5の適用があるもの	0 8 2	0	0	0	0	0	0		0 8 3	0
用定	I = I NI M or a or	1/2の適用があるもの	0 9 2	0	0	0	0	0	0	0	0 9 3	0
に資	上記以外のもの	1/4の適用があるもの	1 0 2	0	0	0	0	0	0	0	1 0 3	0
供産		計	1 1 2	0	0	0	0	0	0	0	1 1 3	0
玉	有 林 野	に係る土地	1 2 2								1 2 3	
発は供	発電所の用に供	地方公営企業に係るもの	1 3 2	0	0	0					1 3 3	0
電送する・施	する固定資産	特定多目的ダム法の規定の適用を受ける多目的ダムに係るもの	1 4 2	0	0	0	0	0	0	0	1 4 3	0
・変電	変電所又は送電旅	<b>施設の用に供する固定資産</b>	1 5 2	1	905	193	1	37	204	21, 771	1 5 3	22, 168
所用資 又に産		計	1 6 2	1	905	193	1	37	204	21, 771	1 6 3	22, 168
水に	地にダム以外の	のものの用に供する土地	1 7 2	6	1, 172	6, 406	/				1 7 3	6, 406
道供	方係 公 る ダムの用	1/2の適用があるもの	1 8 2				0	0	0	47, 644	1 8 3	47, 644
地が	🐧   に供する	3/4の適用があるもの	1 9 2				0	0	0	20, 710	1 9 3	20, 710
ろ	置定資産	特例率の適用がないもの	2 0 2				6	82	1, 842	28, 991	2 0 3	30, 833
設固	特定多目的ダム	1/2の適用があるもの	2 1 2				0	0	0	0	2 1 3	0
等定	法の規定の適用 を受ける多目的	3/4の適用があるもの	2 2 2				0	0	0	0	2 2 3	0
の資	ダムに係るもの	特例率の適用がないもの	2 3 2	0	0	0	0	0	0	0	2 3 3	0
用産		計	2 4 2	6	1, 172	6, 406	6	82	1, 842	97, 345	2 4 3	105, 593
石 油	備蓄施設の用	に供する固定資産	2 5 2								2 5 3	
	合	計	2 6 2	22	197, 323	12, 568, 711	18	123, 599	8, 090, 767	119, 116	2 6 3	20, 778, 594

坩	地方公共団体コード						
1	4	2	1	2	3	<sup>7</sup> 8	9

# 令和2年度 市町村交付金の交付金額等に関する調(つづき)

	<b></b>		(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	
			国 有	資 産	公 有	資 産	交付金額計	前年度の交付金額	増 減 額
	区分	行番号	算定標準額	交付金額 (円)(A) 注: 百円未満の端数は生 じないものであること	算定標準額	交付金額(円)(B) (注: 百円未満の端数は生しないものであること	(A) + (B) (C) (円) 注: 百円未満の端数は生じないものであること	(D) (円) 注:百円未満の端数は生 じないものであること	(C) - (D)
	T		(千円)	,	(千円)	(carrencesses)	[ Carrences ]	,	(円)
貸	法第4条第1項の 1/6の適用があるもの	0 1 4	39, 484	552, 700	1, 848, 500	<sup>44</sup> 25, 879, 000	26, 431, 700	27, 344, 600	△ 912, 900
付	特例の適用がある 1/3の適用があるもの	0 2 4	25	300	0	0	300	400	△ 100
資	2/5の適用があるもの	0 3 4	22, 086	309, 200	3, 235, 488	45, 296, 800	45, 606, 000	46, 503, 500	△ 897, 500
産	上記以外のもの	0 4 4	956	13, 300	1, 471, 109	20, 595, 400	20, 608, 700	9, 328, 600	11, 280, 100
	計	0 5 4	62, 551	875, 500	6, 555, 097	91, 771, 200	, ,	83, 177, 100	9, 469, 600
空す	法第4条第1項の 1/6の適用があるもの	0 6 4	0		0	0	· · ·	0	0
港る	特例の適用がある1/3の適用があるもの	0 7 4	0	ŭ	0	0	· · ·	0	0
の固	も の 2/5の適用があるもの		0	_	0	0	-	Ů	0
用定	上記以外のもの 1/2の適用があるもの		0	_	0	0	-	- v	0
に資	1/4の適用があるもの		0	-	0	0			0
供産	<b>≅</b> +	1 1 4	0	0	0	0	0	0	0
玉	有林野に係る土地	1 2 4	0	0			0	0	0
発は供電送す	発電所の用に供地方公営企業に係るもの	1 3 4			0	0	0	0	0
電所・変する固っ	する固定資産・特定多目的ダム法の規定の適用を受ける多目的ダムに係るもの	1 4 4	0	0	0	0	0	0	0
変設 電 電 所用 質	変電所又は送電施設の用に供する固定資産	1 5 4	0	0	22, 167	310, 300	310, 300	324, 800	△ 14,500
別用点	<b>≅</b> +	1 6 4	0	0	22, 167	310, 300	310, 300	324, 800	△ 14,500
水に	地にダム以外のものの用に供する土地	1 7 4			6, 406	89, 600	89, 600	89, 600	0
道供	方係 公支 ダムの用 1/2の適用があるもの	1 8 4			26, 154	366, 100	366, 100	375, 000	△ 8,900
連がった。	一名 アムの川				8, 935	125, 100	125, 100	150, 400	△ 25, 300
7	金。 固定資産 <u></u>				34, 962	489, 400	489, 400	550, 700	△ 61,300
設	特定多目的ダム 1/2の適用があるもの		0	0	0	0		0	0
寺 定	法の規定の適用 を受ける多目的 3/4の適用があるもの	2 2 4	0	0	0	0	0	0	0
の資	ダムに係るもの 特例率の適用がないもの	2 3 4	0	0	0	0	0	0	0
用産	計	2 4 4	0	0	76, 457	1,070,200	1, 070, 200	1, 165, 700	△ 95,500
石 油	備蓄施設の用に供する固定資産	2 5 4	0	0			0		0
	合 計	2 6 4	62, 551	875, 500	6, 653, 721	93, 151, 700	94, 027, 200	84, 667, 600	9, 359, 600

# 都市計画税に関する調

#### 令和2年度 都市計画税に関する調報告書

都道府県名	神奈川県	
市町村名	厚木市	

地方公共団体コード 11	4	2	1	2	3 <sup>6</sup>
表番号・行番号	<sup>7</sup> 0	0	0	0	011
					12
市町村判別コード特定市特定市	j 以外	・・ の市	• • f町村	• 1 • • 2	1
団体区分コー	ド	13		/	216

(注) 「特定市」の区分については 「ガイダンス表<<データ入力>>1-3」に留 意すること。

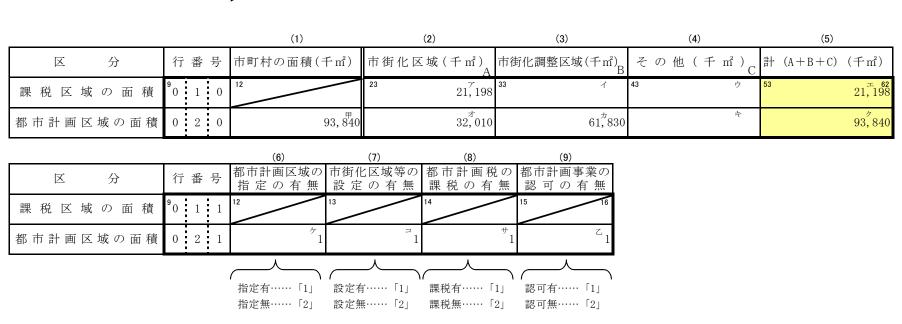
(注) 自動的に付与される。



# 令和2年度 都市計画税に関する調

#### 第51表 都市計画区域及び課税区域に関する調

都道府県	名	神奈川県
市町村	名	厚木市



地	方公	表番号					
1 1	4	2	1	2	3	<sup>7</sup> 5	28

# 第52表 納税義務者数に関する調

<b>-</b>			(1)	(2)	(3)
⊵	☑ 分	行番号	総数(人)	法定免税点未満のもの(人)	法定免税点以上のもの(人)
	個 人	<sup>9</sup> 0 1 0	12 46, 032	927	<sup>32</sup> 45, 105
土地	法人	0 2 0	1,874	160	1,714
	計	0 3 0	47, 906	1,087	46, 819
	個 人	0 4 0	57, 467	715	56, 752
家 屋	法 人	0 5 0	2, 223	40	2, 183
	計	0 6 0	59, 690	755	58, 935
	個 人	0 7 0	66, 474	1, 495	64, 979
実 数	法 人	0 8 0	2, 694	191	2, 503
	計	0 9 0	69, 168	1,686	67, 482

地	方公	:共区	]体:	コー	ド	表看	番号
1	4	2	1	2	3	<sup>7</sup> 5	3

### 第53表 地積及び床面積等に関する調 (法定免税点以上のもの)

				1		(1)			1		(2)					(3)			(4)
	区	分	行番号	市	街	化	区	域	市後	化	調	整区	域		そ	Ø	他		計
土	宅	宅 地	90 1 0	12			-	17, 511	24					34					45 17, 511
地	地	その他	0 2 0					2, 424											<sup>z</sup> , 424
の	等	小 計	0 3 0					19, 935					(	)				0	19, 935
地	厚	農 地	0 4 0					1, 166											ر 1, 166
積 (千㎡)		計	0 5 0				4	21, 101					<sup>ツ</sup> (	)				テ 0	21, 101
家床	木	造家屋	0 6 0				4, 65	50, 116											4, 650, 116
屋面	木造	以外の家屋	0 7 0				8, 60	08, 272											8, 608, 272
の積 (㎡)		計	0 8 0				13, 25	58, 388					=(	)				g 3	13, 258, 388
土	宅	宅 地	0 9 0				8	86, 289											86, 289
地	地	その他	1 0 0					7, 885											, 885 7, 885
の	等	小 計	1 1 0					94, 174					(	)				0	94, 174
筆	厚	農 地	1 2 0					3, 165											<sup>7</sup> 3, 165
数 (筆)		計	1 3 0				(	97, 339					本(	)				0	97, 339
家屋	木	造家屋	1 4 0					42, 876											42, 876
の棟	木造	以外の家屋	1 5 0					15, 409											15, 409
数 (棟)		計	1 6 0				Ę	58, 285					۵)	)		_		, O	58, 285

<sup>1</sup> 1 4 2 1 2 3 <sup>7</sup> 5 4 <sup>8</sup>	地	地方公共団体コード										
	1	4	2	1	2	3	<sup>7</sup> 5	4				

## 第54表 決定価格及び課税標準額に関する調 (法定免税点以上のもの)

								(1)	(2)	(3)	(4)
	区		分		行	番	뭉	決	定	価	格
					1.1	ш	<i>'</i> J	市街化区域(千円)	市街化調整区域(千円)	そ の 他 (千円)	計 (千円)
		住	小規用	個人	9 ()	1	0	622, 207, 011	24	34	45 ± 57 622, 207, 011
		宅	模地	法人	0	2	0	32, 162, 325			32, 162, 325
	宅	用	<ul><li>一 住</li><li>宅</li></ul>	個人	0	3	0	116, 007, 763			116, 007, 763
土		地	用 般 地	法人	0	4	0	1, 829, 349			1, 829, 349
	地	非用住	個 住宅 J	. 非 用地	0	5	0	132, 323, 153			132, 323, 153
		宅 地	法 人住宅	. 非 用 地	0	6	0	259, 941, 088			259, 941, 088
地		小	計		0	7	0	1, 164, 470, 689	0	0	
		農	地		0	8	0	38, 630, 251			38, 630, 251
	۲	<del>ξ</del> σ,	) 他	Ļ	0	9	0	128, 190, 540			128, 190, 540
		言	†		1	0	0	1, 331, 291, 480	0	0	1, 331, 291, 480
家	木	造	家	屋	1	1	0	141, 590, 873			141, 590, 873
屋	木油	告 以 夕	トの家	屋	1	2	0	438, 102, 013			438, 102, 013
) 上		計	+		1	3	0	579, 692, 886		0	579, 692, 886
	合		計		1	4	0	1, 910, 984, $\overset{7}{366}$	<sup>7</sup> 0	a 0	1, 910, 984, 366

地	方グ	表番号					
1	4	2	1	2	3	<sup>7</sup> 5	48

## 第54表 決定価格及び課税標準額に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

								(5)	(6)		(7)		(8)	(9)	(10)
	区		分		行	番	号	市街化区域(千円)	税 市街化調整区域 (千円)	票 そ	準 の 他	生 (千円)	額 計 (千円) <sub>A</sub>	・実定税率 B	調定見込額
		住	小住宅	個人	9()	1	1	207, 397, 160	25	35	, ,,,		207, 397, 160	D	A×B (千円) 69 79/
		宅	規模地	法人	0	2	1	10, 720, 566					10, 720, 566		
	宅	用	一 住宅	個人	0	3	1	77, 334, 788					77, 334, 788		
土		地	用 般 地	法人	0	4	1	1, 219, 566					1, 219, 566		
	地	非 用住	個 人住宅月	非用地	0	5	1	87, 889, 054					87, 889, 054		
		宅 地	法 人住宅月	非用地	0	6	1	165, 767, 116					165, 767, 116		
地		小	計		0	7	1	550, 328, 250	0			0	550, 328, 250		
		農	地		0	8	1	25, 638, <sup>है</sup> 85					25, 638, 685		
	Ž	そ の	他		0	9	1	85, 904, 259					85, 904, 259		
		計	-		1	0	1	661, 871, 194	0			0	661, 871, 194		
家	木	造	家具	量	1	1	1	141, 590, 873					141, 590, 873		
	木光	告 以 外	・の 家	屋		2		437, 106, 722					437, 106, 722		
屋		計			1	3	1	578, 697, 595	0			0	578, 697, 595		
	合		計		1	4	1	1, 240, 568, <sup>††</sup>	<u> </u>			р 0	1, 240, 568, 789	0.200 %	2, 481, 138

# 地方公共団体コード 表番号 1 4 2 1 2 3 75 6

#### 第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の 農地に関する調 (法定免税点以上のもの)

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区 分	行番号	納税義務者		決定価格	課税標準額	筆 数
			(人)	(千㎡)	(千円)	(千円)	(筆)
平	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 0 1 0	1, 325	898	<sup>39</sup> 38, 116, 645	<sup>54</sup> 25, 411, 096	69 2, 655
		0 2 0					,
市成	負担水準0.95以上1.0未満 負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0	7				9
特	負担水準0.85以上0.95未満 負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0	2	1	70, 180	45, 838	- 3
街二		0 5 0					
1 1	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0		<u> </u>			
+	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0		<u> </u>			
4/2 11		0 8 0					
定化八	負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
年	負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
一一度		1 2 0					
市	負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
域以		1 4 0					
吸。	負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
前	負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
街農参		1 7 0					
街景参	負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
_	負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
地人	負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	負担水準0.05未満	2 1 0					
化	計	2 2 0	1, 334	902	38, 353, 590	25, 568, 110	2, 667
	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	2 3 0	5	7	258, 074	51, 988	14
平	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0				,	
市成	負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
区	真是水平0.00次上0.9水闸	2 6 0					
	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
街一	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
+		2 9 0					
II.	負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
域化九		3 1 0					
年	負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
区	負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
一度	負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
rtts.	負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					<del></del>
農 域以	負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
	<b>頁担小毕0.3以上0.35</b> 木個	3 7 0					
後	負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満	3 8 0					
農参	負担水準0.2以上0.25末滴 負担水準0.15以上0.2末満	4 0 0					
地	負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
地入	負担水準0.05以上0.1未満	4 1 0					
	負担水準0.05未満	4 3 0					
の	計	4 4 0	5	7	258, 074	51, 988	1.4
	戶	4 4 0	Э	1	200, 074	51, 988	14



#### 第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の 農地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都道府県名
 神奈川県

 市町村名
 厚木市

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区 分	行番号	納税義務者	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
	Δ	11 笛 ケ	(人)	(千㎡)	(千円)	(千円)	(筆)
	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	<sup>9</sup> 4 5 0	1, 330	905	<sup>39</sup> 38, 374, 719	<sup>54</sup> 25, 463, 084	69 2, 669
	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	7	3	166, 765		Ć
	負担水準0.9以上0.95未満	4 : 7 : 0	2	1	70, 180	45, 838	
	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0	(
	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0	(
	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0	(
合	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0	(
	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0			(
	負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	· ·	· ·	(
	負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	V	· ·	(
	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	· ·	· ·	
	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0	
	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0	
	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	· ·	· ·	
<b>∌</b> 1.	負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	V	· ·	
計	負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0	(
	負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0	
	負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	(
	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0	(
	負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	Ů	Ů	(
	負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0	(
	計	6 6 0	1, 339	<sup>*</sup> 909	38, 611, 664	<sup>†</sup> 25, 620, 098	<sup>t</sup> 2, 681
第 62	表 の う ち 生 産 緑 地 に 係 る も の	6 7 0	182	<sup>خ</sup> 257	<sup>خ</sup> 18, 587	<sup>5</sup> 18, 587	473

坩	方グ	表番号					
1	4	2	1	2	3	7 5	7
							_

#### 第57表 課税標準の特例等に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 厚木市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
				4.1		宅 均	地 等	農地	土地計	家屋	課税	漂 準 (A)
		地	目 等	特例	行番号	宅 地	その他	辰 坨	上地印	水 座	の特(	列 率 (B)
区	分			率	13 E						(わがま	まち特例)
⇒m \/L.	1				0 -	(千円)		(千円)			(A)	(B)
課法		第9項(日本放送協会)	評価額	1/2	0 1 0	12	22	32	42	52	) <sup>2</sup>	65
税第	法	70 X (F.) 77.2 188 27	課税標準額	1, 2	0 2 0				(	) 	/	
176			評価額	1/3	0 3 0							
標 7 標 0	第	第10項(日本原子力研究開発機構)	課税標準額		0 4 0							
2			評 価 額課税標準額	2/3	0 5 0							
準	7		評価額		0 7 0							
条		第11項(登録有形文化財等)	課税標準額	1/2	0 8 0				(	)		
の 第	0		評 価 額	1/3	0 9 0				(			
		第21項 (農業・食品産業技術総合研究機 第21項 構)	課税標準額	1/3	1 0 0				(	)		
特 2	2	構)	評価額	1/6	1 1 0				(			
			課税標準額		1 2 0				(			
例項	条	第22項(新関西国際空港㈱)	評 価 額課税標準額	1/2	1 3 0 1 4 0					)		
にか	714		評価額		1 5 0							
( )	第	第23項(信用協同組合等)	課税標準額	3/5	1 6 0					2, 452, 345		
ょっ	713	第25項(中部国際空港㈱)	評価額	1/2	1 7 0				(			
	2	第25項(中部国际生代M/	課税標準額	1/2	1 8 0				(	)		
<sub>り</sub> こ	2	第27項(家庭的保育事業)	評価額	_	1 9 0							
書	項		課税標準額		2 0 0							
減	快	第28項(居宅訪問型保育事業)	評 価 額 課税標準額	-	2 1 0 2 2 0							
の	.z.		評価額		2 3 0							
額	カュ	第29項(事業所内保育事業)	課税標準額	-	2 4 0							
規、	_	第30項(認定生活困窮者就労訓練事業)	評 価 額	1/2	2 5 0				(			
と定	つ	第30次(邮尼王伯四新名机力训除事末)	課税標準額	1/2	2 6 0				(	)		
			評価額	1/3	2 7 0							
なに	ſ	第32項(量子科学技術研究開発機構)	課税標準額		2 8 0 2 9 0							
るよ			評 価 額 課税標準額	2/3	3 0 0							
.s T	書		評価額		3 1 0							
額る		第33項(世界遺産)	課税標準額	1/3	3 2 0				(			
HAY W						Į.						

地	方を	ド	表番	号			
1	4	2	1	2	3	7 5	8 7
							_

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)
区分	地目	等	特例率	行番号	宅 地 (千円)	地 等 その他 (千円)	農地(千円)	土 地 計 (千円)	家屋(千円)	課税標準(A) の特例率(B) (わがまち特例) (A) (B)
よに法 りる7 減課0 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	第1項(被災住宅用地等)	評 価 額	2/3	3 3 0	12	22	32	42	52	62 64 65
額 額 標条 と準の 2	(法第349条の3の3 第1項(同条各項に おいて準用、読み替	課税標準額		3 4 0				0		
かの3 木	えて適用される場合 を含む)の適用を受 第2項 けるものに限る)		1/3	3 5 0				0		
を も も り り り り り り り り り り り り り り り り り	772-8	課税標準額	,	3 6 0				0		
額市 雷 計 電 電 に は に に に に に に に に に に に に に	減額分に相当する課税標準	準額	1/2 減額	3 7 0						
特規法 例定附 にに則		評価額	2/3	3 8 0				0		
に より 第 額 減課 6	(平成28年熊本地震に係る	課税標準額		3 9 0				0		
額税条条条	被災住宅用地等)	評価額	1/3	4 0 0				0		
を標り な準2 るのの		課税標準額		4 1 0				0		

拙	方々	ド	表都	番号			
1	4	2	1	2	3	7 5	8 7
							_

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		_				宅	地 等	# 14	ا الله عال	<i>-</i>	課税	票 準 <u>(A)</u>
		地	等	特	/- ar II	宅 地	その他	- 農 地	土地計	家屋	の特化	-
区	分			例 率	行番号							ハ 干 (D) (ち特例)
	,,					(千円	) (千円)	(千円)	(千円)	(千円		(B)
に法			評価額		9	12	22	32	42	52	62	64 65
附 則		第1項 (総合効率化に資する倉庫等)		1/2	4 2 0							
第			課税標準額		4 3 0							
1 よ 5	法	第13項 (並行在来線に係る譲受固定資 産)	評価額	1/2	4 4 0				(	0		
条		生	課税標準額		4 5 0					0		
法		第18項 (PFI公共施設)	評価額	1/2	4 6 0							
附	附	Cherry than \$1.1500 Market (MAR) Ages than \$2.1500 for white \$10.145	課税標準額		4 7 0							
り則 第	FIJ	(都市利便施設)都市再生緊急整備地域 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特	評価額	_	4 8 0							
1		第19項 例)適用分) (都市利便施設)特定都市再生緊急整備地域	課税標準額		4 9 0							
5 条		(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特	課税標準額	-	5 0 0							
減の	則	例)適用分)	評価額		5 1 0							
2 又		第20項 (都市鉄道利便増進施設)	課税標準額	2/3	5 2 0 5 3 0							
は			評価額		5 4 0							
法 額附	Arts:	(外資埠頭公社の民営化に係る	課税標準額	1/2	5 5 0				(	)		
観削	第	第21項 (外質埠頭公社の民呂化に係る 承継特例)	評価額		5 6 0				(	)		
第			課税標準額	3/5	5 7 0				(	0		
1 5			評価額		5 8 0							
と条	1	第22項 (鉄道再構築事業)	課税標準額	1/4	5 9 0							
の 3		halfe The state of the st	評価額		6 0 0				(			
の +B		第24項 (公益法人が所有する能楽堂)	課税標準額	1/2	6 1 0				(	0		
規 な定	_		評価額	1 /0	6 2 0							
に	5	第25項 (国際戦略港湾等の荷さばき施	課税標準額	1/2	6 3 0							
よる		第25項 (国际联哈洛湾等の何ではる施設等)	評 価 額	0 /0	6 4 0							
課			課税標準額	2/3	6 5 0							
る税標	条	第29項 (駅のバリアフリー化施設)	評価額	2/3	6 6 0							
準			課税標準額	4/3	6 7 0							
の特		第33項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施	評価額	2/3	6 8 0							
額例		<sup>第33</sup> 學 設)	課税標準額	4/0	6 9 0							

地	方グ	ド	表番号				
1	4	7 5	7				
							7

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 厚木市

							(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		_					宅 均	地 等	農地	土地計	家屋	課税	票 準_(A)
			地 目	等	特例	行番号	宅 地	その他	辰 地		水 座	の特の	列 率 (B)
X	. 分	<b>}</b>			率	11 18 7						(わがま	ミち特例)
							(千円)			(千円)	(千円)	(A)	(B)
課法附			(農地中間管理機構に賃借権を	評価額	1 /0	7 0 0	12	22	32	42	52	62	64
税則	法	第37項	設定した農地)(存続期間10年 以上)	課税標準額	1/2	7 1 0				0			
第	伝		(農地甲間官埋機構に賃借権を	評価額		7 2 0				C			
標 1 5			設定した農地)(存続期間15年	課税標準額	1/2	7 3 0				C			
進条、	附	<b>第 90 </b>	20.1.7	評価額		7 4 0				C			
法		弗38垻	(特定事業所内保育施設)	課税標準額	_	7 5 0				C	)		
の附	則	第39項	(市民緑地)	評価額	_	7 6 0				C			
則	3//3	7,00 X	(11) (11)	課税標準額		7 7 0				C			
特第 1			(立地誘導促進施設) (協定有効期間5年以上)	評価額	2/3	7 8 0				C			
例 5	第	第42項		課税標準額		7 9 0				C			
4			(立地誘導促進施設) (協定有効期間10年以上)	評 価 額 課税標準額	2/3	8 0 0 8 1 0				0			
$\kappa_2^{\mathcal{O}}$	1		(MAC FI //JA/MIRITO   SALL)	評価額		8 2 0				0			
よ よ は		第43項	(帰還環境整備推進法人)	課税標準額	1/3	8 3 0				0			
法				評価額		8 4 0				C			
り附	5	第44項	(地域福利増進事業)	課税標準額	2/3	8 5 0				C			
則 減第		SS ATTE	(海上,神安极,壮脉云)	評価額		8 6 0							
<b> </b>	条	弗4/坦	(浸水被害軽減地区)	課税標準額	-	8 7 0							
額 5		第48項	(滞在快適性等向上施設)	評価額	1/2	8 8 0							
条の		37 TO - X		課税標準額	1/2	8 9 0							
との3	条第法 の1附	第2項	(JR北海道・四国に係る特例) (法附則第15条の3の適用のあるも	評価額	1/2	9 0 0				C			
か な 規	25則		のを除く) (旅客会社等に係る承継特例)	課税標準額		9 1 0				0			
定	が則		(法附則第15条の2第2項のJR三島特	評 価 額課税標準額	3/5	9 2 0				0			
るに	第		例に係るものを除く) (旅客会社等に係る承継特例)	課稅標準額 評 価 額		9 3 0				0			
な	3 1 5	第1項	(法附則第15条の2第2項のJR三島特	課税標準額	3/10	9 4 0			-	0			
70.1	産る設	<b>★</b> 術修 1 1	例に係るものに限る) 法	<b>坏 7% 1示 平 积</b>		<i>9</i> . 0 . 0					<u>'</u>		
安石	税固に	公実15	対類八に扣坐する調発	<b>拉標準額</b>	1/3	9 6 0							
		演演へ条  施芸改の			減額								

1 4 2 1 2 3 5 8	地	ド	表習	番号				
	1	4	2	1	2	3	7 5	8

都道府県名	神奈川県	
市町村名	厚木市	

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)
区分		地	目 等	特例率	行番号	宅 地 (千円)	也 等 そ の 他 (千円)	農 地 (千円)	土 地 計 (千円)	家 屋 (千円)	課税標準(A) の特例率(B) (わがまち特例) (A) (B)
附 改正法の規 則 定	第2項	旧法附則第15条第21項 (国立大学校舎)	評価額	1/2	0 1 0	12	22	32	42	52	62 64
によるも		(国立八子仪音)	課税標準額		0 2 0						
の 令 1 和	第5項	旧法附則第15条第40項 (認定誘導事業)	評 価 額		0 3 0						
8 2 年 改 正 条 法	770-X	(地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例) 適用分)	課税標準額		0 4 0						
改る改 正もの法 法 で	第3項	旧法附則第15条第36項 (備蓄倉庫)	評価額		0 5 0						
条 則 第 2 1 9 年 よ	分5次	(地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例)適用分)	課税標準額		0 6 0						
附平改 成 成 則	第2項	旧法附則第15条第1項	評価額	1/2	0 7 0						
2の 8規	另2块	(倉庫)	課税標準額	1/2	0 8 0						
年 に 2 改よ	第3項	旧法附則第15条第42項 (認定誘導事業により取得した	評価額	4/5	0 9 0						
7 正 る も 条法の		(認定誘導事業により取得した公共施設等)	課税標準額	4/0	1 0 0						

地	方公	:共区	団体:	地方公共団体コード										
1	4	7 5	8											
							_							

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)
	_	地;	等	特例	行番号	宅 地	せ 等 で 他	農地	土地計	家 屋	課税標準 <u>(A)</u> の特例率(B)
区分	1			率		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(わがまち特例) (A) (B)
改る改正も正		旧法附則第15条第16項 ((都市利便施設)都市再生緊	評 価 額	3/5	1 1 0	12	22	32	42	52	62
法の法 附平の 条則成規	第2項	急整備地域)	課税標準額	0,0	1 2 0						
新り 第2定 27に	>10-	旧法附則第15条第16項 ((都市利便施設)特定都市再	評価額	1/2	1 3 0						
3 年よ		生緊急整備地域)	課税標準額	1/2	1 4 0						
則2よ改 6る正	第2項	旧法附則第15条第20項	評価額	1/2	1 5 0						
か年も法	714 - 71	(スーパー中枢港湾)	課税標準額	-, -	1 6 0						
1 7 7 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	第3項		評価額	1/2	1 7 0				(		
条附成に 平改		設)	課税標準額		1 8 0						
成正	第2項		評価額	2/3	1 9 0 2 0 0						
2 3 法		機構)	課税標準額 評 価 額		2 1 0						
年の	第4項	旧法第349条の3第31項 (社会保険診療報酬支払基金)	課税標準額	1/3	2 2 0						
改規		四洲煙040名の9煙00項	評価額		2 3 0						
正定	第5項	旧法第349条の3第32項 (自動車安全運転センター)	課税標準額	1/3	2 4 0						
法 <sub>に</sub> 附っ		旧法第349条の3第33項	評価額		2 5 0						
デ リ ス	第6項	(郵便貯金・簡易生命保険管理 機構)	課税標準額	1/2	2 6 0						
第 9 も	第10項	旧法附則第15条第35項 (指定特定重要港湾に係る港湾	評価額	1/2	2 7 0						
条の	<b>第10</b> 項	施設)	課税標準額	1/2	2 8 0						
則2よ改	第4項	旧法附則第15条第36項	評価額	1/2	2 9 0						
男年も法 改もの	714 - 7	(PFI公共荷さばき施設)	課税標準額	1, 3	3 0 0						
1 4 五 2 2 3 4 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	第5項	旧法附則第15条第37項 (PFI一般廃棄物処理施設)	評価額	1/2	3 1 0						
条附成に		(171 放廃来物处理應成)	課税標準額		3 2 0						

地	方グ	)共区	団体:	コー	ド	表看	昏号
1	4	2	1	2		7 5	8

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)
		地	目 等	特			也 等 	農地	土地計	家屋	課 税 標 準 (A)
区发	_	76	⊣ <del>ग</del>	例率	行番号	宅 地	その他				の 特 例 率 (B) (わがまち特例)
	J					(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円	
改改 正 正法		旧法第349条の3第25項	評価額	1/2	3 3 0	12	22	32	42	52	62 64 65
出仏の法規		(日本電気計器検定所)	課税標準額	1	3 4 0						
定		旧法第349条の3第26項	評 価 額		3 5 0						
附によ	第2項	(日本消防検定協会)	課税標準額	1/2	3 6 0						
則る も	7,72	旧法第349条の3第27項	評 価 額	1 /0	3 7 0						
第の 平		(小型船舶検査機構)	課税標準額	1/2	3 8 0						
1 成 6 2		旧法第349条の3第28項	評 価 額	1/2	3 9 0						
0 条年		(軽自動車検査協会)	課税標準額	1/2	4 0 0						
則1よ改 7る正	第4項	旧法第349条の3第39項	評 価 額	1/6	4 1 0						
事年も さ	法	(社会保険診療報酬支払基金)	課税標準額	1/0	4 2 0						
1 0 0 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	第5項	旧法第349条の3第40項	評 価 額	1/6	4 3 0						
条附成に	310.8	(自動車安全運転センター)	課税標準額	1/0	4 4 0						
年改 改 改法		旧法第349条の3第28項	評 価 額	1/3	4 5 0						
正の		(日本電気計器検定所)	課税標準額		4 6 0						
一規 法定		旧法第349条の3第29項	評 価 額	1/3	4 7 0						
附 に よ	第3項	(日本消防検定協会) 	課税標準額	1, 0	4 8 0						
則る も		旧法第349条の3第30項	評 価 額	1/3	4 9 0						
第の		(小型船舶検査機構)	課税標準額	Ĺ	5 0 0						
8 成		旧法第349条の3第31項	評 価 額	1/3	5 1 0						
条 5	<u></u>	(軽自動車検査協会)	課税標準額	Ĺ	5 2 0						
第則年の 第改平 2 1 正成	に正	旧法附則第15条第19項	評価額	1/2	5 3 0				(		
3 法 1 項条附 0	るの	(指定法人等大規模外貿埠頭)	課税標準額		5 4 0				(	)	

地	方グ	:共区	団体:	コー	ド	表都	昏号
1	4	2	1	2	3	7 5	8
							_

							(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
			td.		44-		宅 ±	地 等	農地	土 地 計	家屋	課税標	栗 準 (A)
			地	目 等	特例	行番号	宅 地	その他	) AC 10	그 사는 티	<b>水</b> 座	の 特 例	率 (B)
X	分			_	率		(T.M.)	(T.E.)	(T.E.)	(4 m)	(T.III)	(わがま	
平改						9	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)
成正				評 価 額	1/3	5 5 0							
7 法		旧法第349条 (農業・生物	の3第27項 m系特定産業事業研究機	課税標準額		5 6 0							
生		構)		評価額	1/6	5 7 0							
改				課税標準額	1/0	5 8 0							
正規		旧法第349条	の3第30項	評 価 額	1/6	5 9 0							
法定	第3項	(日本電気計	十器検定所)	課税標準額	1/6	6 0 0							
附に		旧法第349条	の3第31項	評 価 額	1/6	6 1 0							
		(日本消防核	食定協会)	課税標準額	1/0	6 2 0							
則よ		旧法第349条	の 3 第32項	評 価 額	1/6	6 3 0							
第る		(小型船舶椅	食査機構)	課税標準額	1/0	6 4 0							
1 2 *5		旧法第349条	の 3 第33項	評 価 額	1/6	6 5 0							
条の		(軽自動車椅	食査協会)	課税標準額	1/0	6 6 0							
		合	計	評価額		6 7 0	0	0	0	0			
			īΙ	課税標準額	V	6 8 0	0	0	0	0	2, 452, 345		
	第条		市街化区域農地としての評	平価額		6 9 0				0			
	7の 項5		徴収猶予分に相当する課税	<b>兑標準額</b>		7 0 0				0			
	第条		市街化区域農地としての評	平価額		7 1 0				0			
	8の 項5		徴収猶予分に相当する課税	<b>兑標準額</b>	V	7 2 0				0			
		条第法 8.8.244	市街化区域農地としての評	平価額		7 3 0			3, 989, 235	3, 989, 235			
	項 1 0 6 5	フ2 M 5 9 則	減額分に相当する課税標準	<b>準額</b>	$\vee$	7 4 0			2, 393, 541	2, 393, 541			
		条第法 8.8.84	市街化区域農地としての評	平価額		7 5 0				0			
	項 1 <i>0</i> 7 5	フ2 附 5 9 則	減額分に相当する課税標準	<b>進額</b>		7 6 0				0			

地	方公	、共団	]体:	コー	ド	表都	番号
1	4	2	1	2	3	7 5	8
							_

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)
区分	地目等	特例率	行番号	宅 地	地 等 そ の 他	農地	土 地 計	家 屋	課 税 標 準 (A) の 特 例 率 (B) (わがまち特例)
				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A) (B)
る を を を を を を を を を を を を を	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	7 7 0	12	22	32	42	52	62 64 69
置係及な除項 5 5 法 (では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	7 8 0				0		
置係及な除項 5 法 るびっ区 ( 5 所 特家た域課 ( 5 所 例屋土外税第 措に地と免 8 第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	7 9 0				0		
特用の 特用の 特用の 特用を が表 が表 の で の を に の に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	減額分に相当する課税標準額		8 0 0				0		
例地代に日15法 措に替よ本06 指に替よるす項( 電子 る宅被震( 等用災災東第第	減額分に相当する課税標準額		8 1 0				0		
置係代に日15法 る替よ本16 特家る大項 <sub>を</sub>	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8 2 0						
特家る大項 条則 例屋被震へ 措に災災東第第		1/3 減額	8 3 0					2, 350	

地	方グ	〉共区	団体:	コー	ド	表都	番号
1	4	2	1	2	3	7 5	8 8
							$\overline{}$

都道府県名	神奈川県
市町村名	厚木市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)
	地目等	特例	行番号	宅地	<ul><li>地 等</li><li>そ の 他</li></ul>	農地	土地計	家 屋	課税標準 <u>(A)</u> の特例率(B)
区分		率		(千円)		(千円)	(千円)	(千円)	(わがまち特例)
措宅に域条 ( 条 第 明 地る住住 困 1 3 5 の住地区 関	減額分に相当する課税標準額		8 4 0	12	22	32	0	52	62 64 65
のに困第法 特係 I M 関 I M 関 I M 関 I M 関 T 関 T M T M T M T M T M T M T M T M T M T M	<b>上が店/ファセロル・ナップ 3用 3分 4面 2年が</b> 店	1/2 減額	8 5 0						
置 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	減額分に相当する課税標準額	1/3 減額	8 6 0					2,700	

地方公共団体コード表番号								
1	4	2	1	2	3	<sup>7</sup> 5	98	

#### 第59表 宅地等の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 厚木市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行 番 号	納税義務者	地 積	決定価格		筆 数
		<u>K</u>	11 11 7	(人)	(∓m²)	(千円)	(千円)	(筆)
	小	負担水準1.0以上	9 0 1 0	<sup>12</sup> 42, 383	9,018	<sup>39</sup> 620, 029, 648	<sup>54</sup> 206, 676, 532	<sup>69</sup> 59, 327
	小	<u>負担水準0.95以上1.0未満</u>	0 2 0		20	1, 255, 298		139
	規	負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0			903, 052		114
	/yĽ	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0		- 11	10, 611	3, 184	1
	模	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0			8, 402		2
	1天	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0	_		0, 102	=, 101	
	住	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
	11.	負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
	宅	負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
	-	負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
	用	負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
	Ж	負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
	地	負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
	地	負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
宅		負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
	/	負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
	個	負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
	人	負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
	)	負担水準0.05未満	2 1 0					
		計	2 2 0	42, 571	9,052	622, 207, 011	<sup>7</sup> 207, 397, 160	59, 583
		負担水準1.0以上	2 3 0	610	432	31, 872, 947	10, 624, 315	1, 353
	小	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0			250, 401	83, 467	6
		負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0		1	38, 977	12, 784	5
	規	<b>負担水準0.85以上0.9未満</b>	2 6 0			,	,	
	//-	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
	模	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
地	住	負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
	宅	負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
	用	負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
	地	負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
	$\overline{}$	負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
	\.	負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
	法	負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
	$\smile$	負担水準0.05未満	4 3 0			,		
		計	4 4 0	617	438	<sup>2</sup> 32, 162, 325	<sup>tz</sup> 10, 720, 566	1, 364



#### 第59表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 厚木市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行 番 号	納税義務者(人)	地 積 (千㎡)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額(千円)	筆 数 (筆)
		T						
i I	_	負担水準1.0以上	<sup>9</sup> 4 5 0	10, 701	1,792	<sup>39</sup> 115, 454, 465	<sup>54</sup> 76, 969, 634	16, 7 <sup>80</sup>
i I		負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	13	2	137, 892	91, 928	26
		負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	19	6			39
	般	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0					
	12.	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0					
		負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0					
	宅	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0					
	用	負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0					
	~	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0					
宅		負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0					
七		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0					
	個	負担水準0. 2以上0. 25未満	6 1 0					
		負担水準0.15以上0.2未満 2.10以上0.2未満	6 2 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0					
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	6 5 0			1-	J.	
		計	6 6 0	10, 733	1,800	116, 007, 763	<sup>th</sup> 77, 334, 788	16, 807
		負担水準1.0以上	6 7 0	123	26	1, 806, 016	1, 204, 011	214
	_	負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0	1		23, 333	15, 555	1
		負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0					
	般	負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0					
		負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0					
D.C.	.—	負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0					
地	字:	負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0					
	-L	負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0					
	ш	負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0					
	用	負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0					
	Lile	負担水準0.45以上0.5未満 2.15人第4.45以上0.5未満	7 8 0					
	地	負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0					
ı J		負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0					
ı J		負担水準0.25以上0.3未満 <b>会打水準0.0</b> 以上0.05未満	8 2 0		<u> </u>	ļ	<b></b>	
ļ	法	負担水準0.2以上0.25未満 <u>各担水準0.15以上0.25</u> 未満	8 3 0			<b></b>		
ı J		負担水準0.15以上0.2未満 - 毎日水準0.10以上0.15未満	8 4 0 8 5 0	<b></b>		<b> </b>	<del>                                     </del>	
ı J		負担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0		<u></u>		<del>                                     </del>	
ı J		負担水準0.05以上0.1木綱 負担水準0.05未満	8 6 0				<b> </b>	
ı J	$\overline{}$					do	0	
ı j		計	8 8 0	124	26	1, 829, 349	1, 219, 566	215

地	方グ	大人	団体	コー	ド	表看	昏号
1 1	4	2	1	2	3	<sup>7</sup> 6	08

# 第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

					(1)	(	(2)		(3)	(4)	(	5)
		区 分	行:	番号	納税義務者	地	積 (千㎡)	決	: 定 価 格 (千円)	課税標準額 (千円)	筆	数 (筆)
	商	負担水準0.7超	90	1 0	532	24	370	39	18, 742, 589	13, 119, 812	69	1, 039
	業	負担水準0.65以上0.7以下		2 0	1, 277		802		69, 877, 583	47, 723, 110		2, 469
	地	負担水準0.6以上0.65未満		3 0	475		547		38, 739, 422	24, 067, 996		1, 235
	等	負担水準0.55以上0.6未満		4 : 0	67		59		4, 963, 559	2, 978, 136		122
	$\overline{}$	負担水準0.5以上0.55未満		5 0								
	非	負担水準0.45以上0.5未満		6 0								
		負担水準0.4以上0.45未満		7 0								
	住	負担水準0.35以上0.4未満		8 0								
	宅	負担水準0.3以上0.35未満		9:0								
	用	負担水準0.25以上0.3未満		0 0								
宅	抴	負担水準0.2以上0.25未満		1:0								
	7.11	負担水準0.15以上0.2未満		2 0								
	•	負担水準0.1以上0.15未満		3:0								
	個	負担水準0.05以上0.1未満		4 0								
	人	負担水準0.05未満	1	5 : 0								
		計	1	6 0	2, 351		1,778	は	132, 323, 153	87, 889, 054		4, 865
	商	負担水準0.7超	1	7 0	128		224		12, 068, 295	8, 447, 806		387
	業	負担水準0.65以上0.7以下	1	8 0	609		823		77, 693, 791	53, 141, 544		1, 543
		負担水準0.6以上0.65未満	1	9 0	350		2, 552		127, 835, 014	78, 771, 374		1, 198
	地	負担水準0.55以上0.6未満	2	0:0	93		818		42, 343, 988	25, 406, 392		327
	等	負担水準0.5以上0.55未満		1 0								
	$\overline{}$	負担水準0.45以上0.5未満	2:	2:0								
地	非	負担水準0.4以上0.45未満		3 0								
	住	負担水準0.35以上0.4未満		4:0								
	宅	負担水準0.3以上0.35未満	2	5 0								
		負担水準0.25以上0.3未満		6 0								
	用	負担水準0.2以上0.25未満		7 : 0								
	地	負担水準0.15以上0.2未満		8 0								
	•	負担水準0.1以上0.15未満		9:0								
	法	負担水準0.05以上0.1未満		0 0								
	人	負担水準0.05未満	3	1:0								
		計	3	2 0	1, 180		4, 417	Š	259, 941, 088	<sup>15</sup> 165, 767, 116		3, 455
	160行》	・ 及び320行のうち、勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地(再掲)	3	3 0								



# 第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行 番 号	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		<u>μ</u>	11	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
宅	商業	負担水準0.70	<sup>9</sup> 3 4 0	181	88	6, 438, 813	<sup>54</sup> 4, 507, 169	69 269
	地	負担水準0.69以上0.70未満	3 5 0	516	263	24, 930, 428	17, 376, 306	922
地	等	負担水準0.68以上0.69未満	3 6 0	259	157	13, 115, 010	, ,	460
	$\overline{}$	負担水準0.67以上0.68未満	3 7 0	172	102	8, 225, 029		314
	非	負担水準0.66以上0.67未満	3 8 0	128	83	7, 268, 240	, ,	228
	住	負担水準0.65以上0.66未満	3 9 0	153	109	9, 900, 063	6, 478, 288	276
負	宅	負担水準0.64以上0.65未満	4 0 0	131	112	8, 604, 393		304
'`	用	負担水準0.63以上0.64未満	4 1 0	55	40	3, 113, 644	1, 976, 591	101
担	地	負担水準0.62以上0.63未満	4 2 0	114	118	7, 858, 813	4, 901, 582	239
'		負担水準0.61以上0.62未満	4 3 0	95	85	6, 355, 893	3, 906, 786	
水	個	負担水準0.60超0.61未満 負担水準0.60	4 4 0	126	154 38	9, 919, 928	5, 987, 804	346 72
/10	人		4 5 0	41		2, 886, 751	1, 732, 051	
準		計	4 6 0	1, 971	1, 349	108, 617, 005		*
	商	負担水準0.70	4 : 7 : 0	76	33	3, 261, 688	2, 283, 182	107
0	業	負担水準0.69以上0.70未満	4 8 0	265	276	32, 425, 085	22, 598, 248	604
	地	負担水準0.68以上0.69未満	4 9 0	131	185	13, 403, 838	9, 187, 948	293
6	等	負担水準0.67以上0.68未満	5 0 0	96	88	10, 451, 901	7, 051, 781	209
		負担水準0.66以上0.67未満	5 1 0	74	206	14, 170, 766	9, 415, 618	
5	非	負担水準0.65以上0.66未満	5 2 0	53	35	3, 980, 513	2, 604, 767	101
	住宅	負担水準0.64以上0.65未満	5 3 0	60	261	15, 181, 946		172
0	七用	負担水準0.63以上0.64未満	5 4 0	42	483	23, 882, 790	15, 164, 556	
	地	負担水準0.62以上0.63未満	5 5 0	63	193	10, 301, 957	6, 435, 250	
7	л <u>г</u>	負担水準0.61以上0.62未満 - 5.11	5 6 0 5 7 0	64	306	17, 332, 230	10, 643, 441	249 260
	法	負担水準0.60超0.61未満 負担水準0.60	5 8 0	113 41	258 1, 051	12, 726, 488	7, 688, 563	
	人				,	48, 409, 603		
	$\Box$	計	5 9 0	1, 078	3, 375	205, 528, 805	131, 912, 918	2, 741



# 第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
			行番号	納税義務者	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
		<u> </u>	11 11 7	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
宅	ž	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	<sup>9</sup> 6 0 0	<sup>12</sup> 53, 817	11, 268	<sup>39</sup> 769, 163, 076	<sup>54</sup> 295, 474, 492	77, 636
	-	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	6 1 0	660	594	30, 810, 884		1, 426
掛	1	税負担据置のもの	6 : 2 : 0	2, 711	4, 724	314, 145, 810		6, 445
	_	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	6 3 0	388	925	50, 350, 919	29, 582, 116	782
計	L	負担水準0.2未満	6 4 0	0	0	0	0	0
р		計	6 5 0	57, 576	<sup>‡</sup> 17, 511	ैं1, 164, 470, 689	<sup>‡</sup> 550, 328, 250	86, 289
	) <del>_</del>	負担水準0.7超	6 6 0	1, 140	394	19, 624, 570		1,893
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	6 7 0	1, 777	659			
	地	負担水準0.6以上0.65未満	6 8 0	585	264	20, 766, 242	12, 985, 475	865
そ	l	負担水準0.55以上0.6未満	6 9 0	64	28	2, 351, 921	1, 411, 153	86
C	比	負担水準0.5以上0.55未満	7 0 0					
	進	負担水準0.45以上0.5未満	7 1 1 0					
	-	負担水準0.4以上0.45未満	7 2 0					
	土	負担水準0.35以上0.4未満	7 3 0					
の	14h	負担水準0.3以上0.35未満	7 4 0					
	地	負担水準0.25以上0.3未満	7 5 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	7 6 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	7 7 0					
他	個	負担水準0.1以上0.15未満	7 8 0					
	人	負担水準0.05以上0.1未満	7 9 0					
		負担水準0.05未満	8:0:0					
		計	8 1 0	3, 566	1, 345	93, 937, 355	63, 154, 066	5, 782

# 地方公共団体コード 表番号 <sup>1</sup>1 4 2 1 2 3 <sup>7</sup>6 <sup>8</sup>1

#### 第61表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都道府県名
 神奈川県

 市町村名
 厚木市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行番号	納税義務者	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
		<u> </u>	1」 留 万	(人)	(千㎡)	(千円)	(千円)	(筆)
	宅	負担水準0.7超	<sup>9</sup> 0 1 0	12 121	24 84	<sup>39</sup> 3, 984, 900	<sup>54</sup> 2, 789, 430	<sup>69</sup> 3801
		負担水準0.65以上0.7以下	0 2 0	277	7 207	17, 877, 745	12, 163, 892	734
	地	負担水準0.6以上0.65未満	0 3 0	140				343
	比	負担水準0.55以上0.6未満	0 4 0	17	+			27
		負担水準0.5以上0.55未満	0 5 0			,	,	
	準	負担水準0.45以上0.5未満	0 6 0					
	+:	負担水準0.4以上0.45未満	0 7 0					
	1 -	負担水準0.35以上0.4未満	0 8 0					
そ	地	負担水準0.3以上0.35未満	0 9 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	1 0 0					
	$\overline{}$	負担水準0.2以上0.25未満	1 1 0					
	法	負担水準0.15以上0.2未満	1 2 0					
	1	負担水準0.1以上0.15未満	1 3 0					
	人	負担水準0.05以上0.1未満	1 4 0					
	$\sim$	負担水準0.05未満	1 5 0					
		11 - 1 -	1 6 0	555	533	34, 232, 563	22, 729, 571	1, 425
		負担水準1.0以上	1 7 0	334	546	20, 622	20, 622	678
		負担水準0.95以上1.0未満	1 8 0					
の	宅	負担水準0.9以上0.95未満	1 9 0					
	ーり	負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.9未満 負担水準0.8以上0.85未満	2 0 0					
		真巨小牛0.0岁上0.00小峒	2 1 0					
	地	負担水準0.75以上0.8未満	2 2 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	2 3 0					
	21	負担水準0.65以上0.7未満	2 4 0					
	lıla	負担水準0.6以上0.65未満	2 5 0					
	比	負担水準0.55以上0.6未満	2 6 0					
	0)	負担水準0.5以上0.55未満	2 7 0					
6.1.	246-	(負担水準0.45以上0.5未満 (4.41人) (1.41人) (4.54人) (1.41人) (4.54人) (1.41人) (4.54人) (4.54\lambda) (4.	2 8 0					
他	準	負担水準0.4以上0.45未満	2 9 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	3 0 0					
	土	負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満	3 1 0 3 2 0					
	土	負担水準0.2以上0.25未満	3 3 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	3 4 0	-		-		
	1.1	負担水準0.1以上0.15未満	3 5 0	<u> </u>				
	地地	負担水準0.05以上0.1未満	3 6 0					
		負担水準0.05未満	3 7 0					
		計	3 8 0	334	546	20, 622	20, 622	678
	1	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	3 9 0	54, 151		/	295, 495, 114	78, 314
] ,		引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	4 0 0	1, 921	1,072	54, 420, 354	38, 094, 246	3, 640
1	ì	税負担据置のもの	4 1 0	5, 490			271, 254, 925	11, 325
		上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	4 2 0	469				895
言	+	負担水準0.2未満	4 3 0	0	0	0	0	0
		計	4 4 0	62, 031	<sup>t</sup> 19, 935	1, 292, 661, 229	636, 232, 509	∜ 94, 174
		<u></u>		,	,	, , , , ===	, , , ,	,

1 4 2 1 2 3 <sup>7</sup> 6 2 <sup>8</sup>	地	方々	〉共区	]体:	<b>1</b> —	ド	表看	番号
	1	4	2	1	2	3	<sup>7</sup> 6	28

#### 第62表 農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

都	道系	守 県	: 名	神奈川県
市	町	村	名	厚木市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		X	分	行番号	納税義務者	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
		<u> </u>	33	11 # 4	(人)	(千㎡)	(千円)	(千円)	(筆)
	本則	川による(価格の3分の2	)課税がなされたもの	90 1 0	12	24	39	54	69
_		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0					
		貝担嗣霍平1.025	負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
般		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
		只远脚走十1.00	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
市		負担調整率1,075	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
111		X12491E + 1. 0.0	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
			負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
街			負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
	上		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
化	記		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
	以外		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
-	グト		負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
区		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
			負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
域			負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
			負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
農			負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
戾			負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
			負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
地			負担水準0.05未満	2 1 0	ф	ŀ	6	n	ス
			計	2 2 0	0	0	0	0	v .
	本則	川による課税がなされた		2 3 0					
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0					
		X1200	負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
介		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
71		X1244E + 1. 00	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
		八二(4) 正   11 0 1 0	負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
			負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
在			負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
	上		負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
	記		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
	以外		負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
農	クト		負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
戾		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
			負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
			負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
			負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
地			負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
			負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
			負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
	igspace		負担水準0.05未満	4 3 0					
			計	4 4 0	0	0	0	0	

地	方々	〉共団	]体:	<b>1</b> —	ド	表都	爭号
1	4	2	1	2	3	6	28
							1

#### 第62表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区	分	行番号	納税義務者	地 積 (千㎡)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額(千円)	筆 数 (筆)
本	則による課税がなされた	こもの	<sup>9</sup> 4 5 0	12 194	24 257			69 4
	負担調整率1,025	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0					
	贞追嗣至平1.020	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0					
-	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0					
	y (3—19-3444 ) - 1 - 1	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0					
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0					
		負担水準0.7以上0.75未満 負担水準0.65以上0.7未満	5 1 0 5 2 0					
rt. X		負担水準0.6以上0.7米個	5 3 0					
上		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0					
記		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0					
Ü	Į į	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0					
外	k	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0					
ŧ //		負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0					
	負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0					
łı		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0					
		負担水準0.05未満	6 5 0					
		<b>計</b>	6 6 0	194	257	18, 587	18, 587	
本	則による課税がなされた		6 7 0	194	257	18, 587	18, 587	
	負担調整率1,025	負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0	0	0	0	0	
	y (3—19-7411   1 - 1 - 1 - 1	負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0	0	0	0	0	
	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0	0	0	ů	-	
	只压脚走十1.00	負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0	0	0	0	0	
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0	0	0	0	0	
	貝担嗣室平1.073	負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0	0	0	0	0	
7		負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0	0	0	0	0	
		負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0	0	0	0	0	
F		負担水準0.55以上0.6未満	7 : 6 : 0	0	0	0	0	
記	-	負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0	0	0	0	0	
Ü	Į.	負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0	0	0	0	0	
外	<b>,</b>	負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0	0	0	0	0	
		負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0	0	0	0		
	負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0	0	0	0		
+		負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0	0	0	ů		
		負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0	0	0	ů		
		負担水準0.2以上0.25未凋 負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0	0	0	ů		
		貝担小毕0.10以上0.2不詢	0 4 0	0	0	ů	-	
		A 打 → 2件の 1 DI L の 1 F → 2世	0 5 0				()	
		負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0		۰	ů	-	
		負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0	0	0	0	0	
					۰	0	0	*